解

読

玉

政談 竹俣美作当綱

凡例

1 本書は米沢図書館所蔵の「国政談」の解読である。

2 述したもので、原本は米沢図書館デジタルライブラリーで閲覧可能であるが、竹俣当綱自筆と思わ 「国政談」は、上杉鷹山の第1期改革(明和・安永改革)を主導した竹俣当綱が改革の内容を詳

れる。

3 竹俣は、天明2年に失脚したが、「国政談」は失脚前に執筆したものと思われ、 失脚後の著作に

4 見られる上杉鷹山への批判は見られない。 米沢古文書研究会では、 「国政談」を例会教材として輪読し、この解読はその成果である。

目次

●朝廷御礼	●治憲公御家督	● 重定公御隠居	●御政事10	●直丸様御勧学9	●平洲先生御請待	●御国政大論8	● 謹奉仰御善政	●姦臣御誅戮	●重定公御痔疾	●国家大患
12	12	11	10	9	· ·	: ∞	7	: :	: သ	1

•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
御家格書立	御郡中年貢	賞 罰:	御問聞	御国政	治憲公御入部	御普請御手伝	重定公御下国	江戸御供方	厳君御	平洲先	御膳料	維家督維初儀
書立	- 年 貢			国政御精勤	御入	御手	御下	供方	御孝養	洲先生講釈	御召料	維衫
				勤 :	部 ::	伝 :	:		÷	釈 :	:	
21	20	20	19	18	16	16	15	14	14	13	13	7

● 御家中半 知御返し	●御国産取立.	●新地開発	●古田起返	● 勧農	●君上御鍬初.	●地利力行	●検地定役	●代官所新立.	●郷村出役 ₩	●郷村惣司	●郡奉行所	●水帳書改
									恒人	郡奉行也、地官	官舎	
				43					拾二人	地官の惣頭取、		
60	51	47	46	43	40	37	36	35	28	27	27	25

●世禄内会取立 非官府世禄之困窮相解候内役場也162
●御家中本知安堵之密論156
●大検御取行156
●武芸所御取立153
●学問所御取立151
●保之助様御養君 151
●御家中半地御返150
●漆樹殖立 148
●青苧 撰苧とも云フ、青苧の内ヨリえらみ出して、上苧とす、
●桑殖立140
●養蠶136
●御領内廻勤 三手平番拾人131
●四境備銭 130

●御政務所御取立	●世子御縁定	●平洲先生御請待	●奉行中御恵	●惣御家中御恵	
)世子御縁定168		奉行中御恵	165	
168	168	167	166	165	

年来之御国政

●国家大患

相偪リ、 右延享の御時代頃ゟ御国政不穏、 此時に臨ミ大義の御取行無之候ハヽ、 宝暦の末に至り御時節相衰、 御家ハ長夜の暗なるへし、是に因て老臣額をあつめ 四民不安、 御国用匱乏、 万般御大事に

眉を顰め、国家の大患を相歎候

定らず、其上、寛延二年占つづゐて御家中半知御借上、此外に又、知行懸ヶ出銀被 但衰世・奢侈表裏して、追従謟諛行ハれ、勧善懲悪もけふハけふ、あすハあすにして、一国 ハ万戸人別銭御取上、国人のししむらを以て、 君家の御衣食を差上候に准し候儀、 悲敷事に候、 仰付、 日中人情 あるひ

宝暦五年大凶作、農民散乱して飢餓の人不少、これを済ハせ候にも物なし、同七年水難今古の大変 にして、山崩レ・川溢・田畠も荒亡、猶々農家の業すたれて、賦斂減少、弥公納足らず、これがた 万方への渡しかたゆきとどかず、追々つもれる金銀取合、 凡三万両に余り候、此故に万方の難

在城とハ不相見事ニ候、此故に衆人悲嘆の思ひを凝し候儀、言葉にも尽しかたく候、此外衰廃の条 苦も亦自他領におよひ候得共、是をいかんとも成しがたし、 のごとく、雨の 委曲 記に不遑候、是に因て追年人心離レ、国家危難に偪り候儀此時に候、 広小路に、草の滋生、 日 の往来、 裾ハ露に濡て、人々懐古の情を生じ、誠に御城内茫々として、君 尺五七寸、この蕃きをも不芟ば、人路もかすかに通じて犬走り 御居城の廃壊、御修補も不相 江都桜 田 0 王 御 一の御

身命をつづき候事なども有之候よし、大雨の日ハ、各居小屋におひて、手傘にてこれを凌キ、 のほど、又五七日の間、 累年御修理も不相成、 小屋小屋雨ハ洩リ、たゝみハやぶれ、剰御扶持米も絶してわたらず、二三日 飢たる人もこれあり、自己しのびしのびに、挑灯袋に米をもとめ候て、漸 又炉

火も消て、火燧にて、たばこのミたることなども有之たることのよし、且又假貸の金銀も返済無之

候故、 鳴らして催促におよび、 御駕籠訴を含、 御玄関へ罷出候町人共も有之、或老臣広間へ来たり、 盲人ハ音曲三絃を曳ならしてのせつきにて、除夜を明し候儀もこれ 出家ハ経を読ミ、金を

もひの小道具など、何も何も取出し、それを質物となし、金子を借用、年始の御出仕も漸々被遊候 しよし、将又正月二日の御登城被為成がたく、 御近習頭御小姓中などを始、腰の物、 衣服 おもひお

儀も御座候由、 御家の衰廃如此に候、然れども是を奉救候術なきこそ、涙の流れたる御事なるべく

候

の趣を以て、万事御時節の衰へ候儀可奉恐察候、 是に因て深秘の儀ハ悉ク筆略 可相顕様無之事ニ候、 粗本文

重定公御痔疾

右御持病に因て、宝暦十二年四月御参勤難被為成、 公辺御届、 御平癒以後、 八月下旬御参府

因て、奉惻

但此御時代、

御参府被遊候へは、御帰国不相成、

御帰国に候へは、

御参府不相成、

万方の患難に

君慮、 国人も亦安スからず候、 誠に危急存亡の御時節に相偪リ候、

) 姦臣御誅戮

右御近習頭森平右衛門文盲姦智にして、数年来 御側に侍シ、容貌小シク謹ミ、言を巧ミにして仕

世に不引合候、且又御政事所におひて、一旦済口申渡し候事をも、森横合より是をさくり、 依怙にくらみて贔屓の沙汰にいたり、賄賂を取リ入リ私宅をかざり、奢に長し花美の粧ひ、全ク衰 り、君慮を己が自在に成し奉り候様に仕成し、かれなくてハ君辺の御用不相弁、往々事を取て是を 上より御尋被仰出候様に是を計り、二夕度ヒあらためて、申渡し直し候儀、幾度も有之、老臣 て、国事を招き、軽重を私門になし、老臣を軽ンし、諸士に誇り、諸役を掠め、 目を御こころよくし、偸に へ奉り、年月能ク君慮の好悪を察知つけて、そのこのミたまふ所を求め、 強て吾に衆心をよらしめ、わか職にあらざる儀をもかゝハりて、 出てハ更に復、その言葉を異にして、 御気色にかなひ、おのつから君寵を蒙り、入ツてハ言を弁にして老臣 君上の御事をもさゝやき、ひとへに忠信をかざ 御賞罰もかれが 其事を進め奉りて、 町在 山の内事 手にあ 或 一の執 御

混乱 の請次を以御用方相済候故、 難等しろしめされず、老臣日々出勤有之候共、 政全ク不相 いたし言語同断の事ニ候、乍去かれ常々君臣の間を相隔置き、御上へ下情を通せず、国 立候、 此故に御国政二ツにわれて、往々国人も二心を生し、何事も精一ならず、事ミな 此際いかなる姦計有之候も不相知、 御前 へ被 召出候儀は無之、 たまたま被 大細万事悉ク御 召出候様申上候へ 近習 人の 頭 患

は、 申上候事ハ曽ておよびがたく、一ト通リの御用相済候へば、各汗を流し、首尾能相退候を安堵し候 ききよめ候たぐひ、恐入たる事に候、 心にて、何分不及沙汰候、 に候得は、 れが忠信ぶりにも、能ク諫め奉り候儀も有之、はなはだ頼母敷事も候へども、幾ほどもなく相 実心を発せず、 彼是甚御苦悩なる事にて、たとひ老臣被 もかれが姦謀御後盾に相成、日頃御左右に観望して君慮を惑し奉り候儀、 唯 御 威 風を憚り、 御咳ばらひにもおののき恐レ入候様なる儀、これに因て、 随て老臣退去の上、 一言の御用申上候共、毛頭平心に無之、 君臣の間、髪を入れずとかや承り候所、 御茶道罷出候て、着座の畳 召出候共、一ヶ月に一度二度の儀、 兼々御親ミ等少も無御 へ塩をふり候て、是をは 御治国の道など染 彼是心外の至ニ候 残念の事に候、尤 誠に希 座候

儀言上奉り候所、 に候得ども、 し、始終の大事を遂ケず、終に道なきところへ堕奉り候て、後害をも不顧、千万御いたわしき御 此事を申上兼候、 君慮ハ 御正路にて、御聞請被遊候へども、 乍去老臣重キ職分にて、打過可申様も無之候故、 後日悉ク相変し候儀 御家衰、 ハ、かの 玉 者 0) 人 所意 0) 難

ますます急迫、兎にも角にも国家ハ不相立事に候、是に因て、宝暦十三年二月、江戸表ゟ美作御国

何を申上候共全ク御用ニ不相立事ニ候、

然は御政事ハ弥くらく、人心ハ猶

々

離

'n

御

玉

用

元へ下向の上、 国老共相議し、同月八日の夜、二ノ丸官舎へかれを欺き呼出し候て、 各立会、 千坂

高敦・色部照長・竹俣当綱・芋川正令、平右衛門誅戮

一右の始終

駿河守様 式部様へ申上之、 侍頭中、三宰配頭、 御仲ヶ間年寄へ申達之、

彼是内評相尽、同十一日美作・縫殿御当地発足、

此節侍頭本庄

老臣侍頭各会席、言上書連名に相認、

職 長為惣代出府、 且 駿河守様 式部様

ら御使者本

庄権

左衛門

被遣之、 各同日同宿にて罷登候

同十八日江戸上着、 即 夜御 前へ罷出、姦臣誅戮の次第一々申上之、随て平右衛門年来悪行之次第、 書

立を以委曲申上候所、被 聞召上候由、上意相済先ツ各退去、

但江戸御家老広居清応相列ス

後日老臣共被 召出、 此節畠山下総守様 ・成瀬隼人正殿御同席、 重定公御意に、 此度平右衛門 |討候

儀、公辺ゟ御糺しも有之ハ、いつれに可致御答候哉、 可申上由被 仰出候、 此節何も御答遅 乍恐

正殿へ御対し、 美作申上候、 上意を以、 此たんいかゝ可有之哉と被 御家の姦臣為御討被成候由、 仰談候所、 仰上られ候ハバ可然趣申上候処、 隼人正殿御挨拶に、美作申上の通にて、 重定公、 公辺 隼人

6

ハ随分可相済事に候由、 仍て、此議の御内論畢る、 御近習村山清太・種村伊惣の二人被相退候儀、 隼

人正殿御内慮有之、彼是之御内談相済、各退去、

追て下総守様を以、今度平右衛門誅戮、 神妙二被 思召候段、 御感賞の趣御書付にて被仰出候、 何も

御請申上之、 此旨御国元老臣中・侍頭中へ飛札を以申達、 各降心、 国中安堵

前段尾州様御家老中へ申達置候続、

市谷ら御家老、

御用人度々桜田

へ被遺候、

段々深秘共ニ候間爰に筆略、

但

「姦臣を討候儀、

)謹奉仰御善政

処、 明白に奉告、 右老臣年来の慷慨此節一々申上之、国家の衰廃、四民患難等の儀委細に言上、依之御家の御 此節初て御承知、 自今御善政を奉仰、 御驚歎、 且御患憂不浅、 国家の衰廃を御取直し、くるしむ国人を御救ひ被下候様奉歎候 此上ハ老臣の申上候通、 可被 任旨被 仰出之、 大事を

但本文の次第、 甚繁多にして、殊に深秘の儀、 々難相記候付筆略

●御国政大論

内聴可然旨申上之、 筋 怠慢もいかゝ、さ候へは自ラ大儀御取行も難相立事に候、是に因て宗侯尾州様へ此事急度被達御 候外無之段に御決定被遊、 右年来の御 ハ、夫々に被 政事、 仰出、 御旧例の通御取行、 為御使者色部照長出府、 惣して御治国安民の御大業行 御上も老臣も重ク誓て、御一定有之候、 御家風に違ひ候儀ハ、 美作相副、市谷御屋形へ罷上、 ハれ、 元々のことく御改め、 自然此儀成功無之時 雖然 御当家切の事にてハ、御 御家老石河伊賀守殿 ハ、御領国ニ差上 且当節御 倹約 0)

御挨拶、此度の儀御尤なる事ニ候間、 御用人下条庄右衛門・中条東四郎承りを以、 弥右の趣を以、 委曲申上之、追て桜田老臣被為 誠情御国事被取行候儀肝要に思召候由、 召候上、 御家老を以 御内

慮被 仰含之、

但 一本文の趣手扣を以御家老中へ差出之、 御家老中占も書付被相渡候、

●平洲先生御請待 細井甚三郎

右御治国安民の事被 仰出候続、 治の道被為 聞候ため、 先生御招、 随て老臣文盲不徳にて、段々

の御政事道に違ひ、 難有御事なるへき由、 国家を誤り候時ハ、適御大事の儀、 達々奉願候上、 かたがた本文の通被 いつれか御威光を以、 仰出、 月々三度ツヽ、 治め の筋習学仕 桜田 候時

殿、 講談御 聴聞

ず、 但 より生じ、 へ告之、追々内論相尽候上、 |此儀実ハ、藁科松柏年月国家に志ふかく、益々平洲先生へ懇意をむすひ候つゝき、委細 長夜の暗を照らし候人ハ、松柏先生の大なる陰徳なるべく候 国家の道相開ケ、文学の行ハれ候元ハ、此先生の忠実に興り候、 先生御招、先王の道を被為聞、 各欣躍、此事ハ悉皆松柏先生 然れば日月ハ地に堕 一の心肝 に美作

直丸様御勧学

右平洲先生御師範御頼、

文学御出情の処、

御性来民の父母の御徳ましまし、

御学問御上達、

且

平洲

0)

盛衰、 て、 先生も身命にかけて御指南被申上候儀抜群の丹情、 御成長の御徳を奉待候、然るに段々御才徳御備ハリ被遊候次第、 国民拾万人の苦楽は、 唯是、 世子の御身に止り候儀と、 わするまじき恩光なるべく候、 御家中一統白汗を握リ津液を呑ン 一国中難有奉称之候、 然れ ば 且右 国家 Ó

御修身の事、 御徳行の次第ハ、悉ク別冊に相記候故、 此所にハ 致筆略

但 鶴台先生 御招請、 近年に至リ大室先生等、 追々御請し、 ますます文学御入情、

●御政事

此外軍学、

武芸等御稽古無御怠慢御出情、

此等の儀共ニ委細別冊に相記し置候

治の道御習学、

候様被 相保、 故、急々其際も不相見候、 き随て万戸人別銭御取立の内、 ころの御仕舞、 右最前ゟ毎々被申上候通、 も老臣度々被 或ハ御家中増出銀を除キ、 御近習の被 仰付、 惣して御律儀なるいにしへの風に復シ候儀を、肝要に御取行有之、 専ラに国人御恵之御賢慮順々被 召出、 召仕方等、 御国政被為聞候、 仍老臣有司諸役心肝を砕き誠情相勤、 御治国の儀被 御作事有之候、 御慈悲も有之、 半知等も御返し被成下、 将又当世新規の 仰出、 主水町三階御遊び所、 日々御目覚御刻限御早め、 古来の御家風に応し、 仰含候、乍去年来余りに相衰候御時節に至リ候 御取行、 過一過の事 御国用 諸向の差障リ有之候儀は相除 並赤湯三階 夫々御取行、 の配、 ハいつれか取凌キ候得共 夜々御定リも亥ノ半刻 御難渋の 御方々様御むつ の御殿、 且就御 御家を漸 悉ク毀 用 御前 々

多年の旧弊兎向におよびがたく、 老臣寸胸をくるしめ寝食も不安候、

但是迄の御国事、 千変万化、段々御取行の次第、数百ヶ条の儀にして、 中々難筆紙尽候、 其上深

重定公御隠居 右宝暦十三年以来、 秘の御用共にて旁可相記様無之、 一二相励候内、 御持病の御痔疾 御治国の儀ニ御賢慮を被為尽、四五ヶ年の間、 唯百分の一、 御再発、様々御治療御尽し被成候得共、 概ねの事計を認置候 夫々の御取行も被 御平癒の際も不被為 仰出、 老臣

願の通被蒙 右是迄、重定公御代御政事の概を相記、 の御家老御目見候列、 御病身に因て、 仰候節、 御国政御譲り被成候上ハ、以来の御政事に御構ひ被遊間敷之由申上之、五人 重定公御前へ老臣五人被 本庄職長・色部照長・安田雅元・竹俣当綱・芋川正令、 復将後来の濫觴に是を備置候、且四月二十四 召出、 御安慮の御祝詞申上之、此節美作申 此儀重キ主意を以 日御隠居御 上 候

て、

乍恐存極申上之、

在候、

依之御国政を治憲公へ御譲り、

可被遊御隠居旨被

仰出、

明和四年中御隠居

但天に二ツの日なし、地ニニツの王なしと申侯、 然は御隠居の上御国政に御かゝはり被遊候

時は、精一ならす、事により国民の心も二筋に相成り様なる事も有之候てハ、御国事不相立子

御用の儀は、 御表様

ら老臣

共を以

可被 仰上段御治定相済、

細に依て、無是非此旨急度申上置候処、彼是御意の上、終に御承知の段被

仰聞候、

尤重立候

治憲公御家督

右明和四年四月二十四日重定公御願の通御隠居、 治憲公御家督被蒙 仰之、

朝廷御礼

右御家督の御礼先規の通首尾能相済、 且御家老五人御目見如先規

御家督御祝儀

右御家格の通江戸米沢御家中御祝儀献上、 此外 御代替ニ付先規の御例に因て、 御政事被仰出之、

御膳料御召料

右御部屋住の通被 仰出候、 御側御用人御近習中内論相尽、 格別の御仕成しに取量、 各心肝を砕き

出情、

但御先代様御召料一式にて、凡千六百両の金数に相満候処、 治憲公思召を以本文の通被 仰 出

御手元御用金惣様取合二百九両の御定有之候、外々の儀此一を以、 十を可. 知

万事右に准シ、富国安民の基ひを御取立、

次第一統奉盛悦候

儀、

年中多分の儀、

往々御国用の費を御厭、

御召料ハ不及申、

平洲先生講釈

忠信

の教、

右月々六度ツヽ定日を以桜田 へ参殿、 君上を奉始老臣御小姓頭其外御近習中出席、 此外江戸詰合

の奥取次・御用人・御留守居・大小姓・御右筆・御仲ヶ間組、 先生無二の志を以被尽丹情候、何も難有拝聴、 自是往々御治国の道も相開ケ、 各御前へ伺公御治国の道聴聞、 一統欣々 孝悌

御徳行の

●厳君御孝養

右江戸表假リの於御住居所御持病御保護被進、 日夜被窺御容体、 彼是御しほらしく御孝養被為尽

候、随て御方々様御近類様方御交り御親睦、

但老臣日々被 召出御用被為聞、何も御憐愍ふかく被召仕、各難有精勤、 御近習廻リ無親疎御慈

愛、往々外様勤の面々へも周ク御憐ミ被召仕候、

江戸御供方

異風の体無之、諸侯方御出合の混雑の時も、成るへきたけ道をも譲り候様被 右御外出の節質素律儀の御家風を御守、 途中の行粧深ク相慎ミ、当世肩をはり手をふり候様なる 仰付、随て何も装束

見苦しからす、且花美成ル風情無之、各別而相嗜致御供候、

但御方々様へ君上御夜会等二被為 入、寒夜深更ニおよひ候時は、 御帰路の御供廻り、 各統りを

重定公御下国

居、 御暇 右御痔疾御十分不被成候付て、 被蒙 度々赤湯へ御入浴、 仰候、 明和四年六月中御国元へ御下リ、 且二十ヶ月相済候上にハ、 御国元温泉御入浴、 御保養被成度候旨御願被 又候御願之上右の御唱を以、 是に因て二ノ丸南郭之内へ御別殿御 仰立候所、二十ヶ月 御国 元に被抗 作事 御住 成

座

能御拍子、 楽に御保護被成候様被 御請次、 但老臣の内美作へ御附属被仰付、 てハ自当君も御内慮を蒙リ、 御過し被成候様被 彼是無御滞様御取扱仕候、 或ハ御野合等其外彼是御不自由無御座様に奉慰、 仰含、此儀格別の子細共有之、 仰付、 度々御手当被成下候 段々重キ蒙 御国政兼帯、 且御隠居被遊候上ハ、 上意、 当君御帰国以後、 御鬱滞不被為在様御取扱仕、 御内々誓詞血判御取上、 御政事に無御構様申上候つゝき、 私宅へも度々 御父子様御間に侍て、 御成被 只管御安泰ニて年を 兼々 御好ミの御 仰 御内 岜 右付 御安 用等

●御普請御手伝

右明和六年江城西丸の御修補傜役被蒙 仰之、 年来相衰候御時節甚御危難の際に至り候ところ、

兼々君上の御高徳に因て、 御家中始四民の志も深ク、其上自他領富家の御用聞も段々無二の志も

これあり、 かたがた一統の多力を以御手伝御普請何の無御滞全ク御成功

但如定例御上御拝領物、

儀二候ところ、 此度の儀は過分の儀ニ無之候故、 後来の害をもなさす恐悦の事ニ候

并惣監始十奉行、於御城賜物等前々之通に候、且東叡山御用金

ハ莫大の

治憲公御入部

右明和六年 月 日初ての御入部、 万般御旧例の通無別儀、賢き君の御国入とて、御家中 一統いさ

み進ミ、前々の所々へ御出迎

相済、 但初ての御入部に因て、 且又此度の儀は、 御家格先例等悉ク相認老臣ゟ江戸表迄差上候、 中納言景勝公、少将定勝公の准御例、 御出迎の組並により、 御帰国の日、 御直 御都 の御意 合宜敷

有之、此御二代様御帰国の日には、御家中の諸士いつくまてとも定めなく、われかちに御迎に罷

共 時も早く拝顔奉り候を歓びけるよし、此故御上にも御喜悦の御顔色にて、いまくだりたる

の御くだりを嬉しく、待もふけ奉りし御家中の心、これなん楽只ノ君子民の父母ならずや、され

ハ、ミなミなまめなるか、こゝまでよふハ出たるぞなど、染々御懇なる仰せを蒙りける故、我君

ば堀久太郎が讒言の書にも、国中景勝をしたふ事父母のごとしと云々、大学に

得衆則得国、 失衆則失国

御規式

厳君御対顔畢て御連枝様方御逢 右御着城即日ゟ段々日並を以御旧例の通御規式無別条、 御堂御参、尊霊様方御拝礼、 御下向の上

老臣拝顔、御国着の御祝辞申上之、

御国着の御礼使者被為差登候付て、 御前へ被 召出、 江戸にての務方被仰付、 随て御口上被 仰

含、即日御当地発足

今日の御祝儀御使者被 召出

一御祝の御膳上之、老臣御相伴如御旧例、

一厳君奉始 御方々様へ御祝の御膳被進之、諸事御例の

御家中御目見

右日並を以御例如前々、

Ļ

時候の安否御尋、

且年来相衰候御時節、

猶以忠信に仕へ奉り候儀肝要被

思召候旨、

染々

但 当君御事ハ、 秋月侯ゟ御相続ニ付て、 御家中一統未不奉拝顔、 依之組々列々被 召出候

御懇の御意被成下、 君臣の御恩義御取結ヒ、 統難有奉拝顔、 何も退去、 此外御礼式如先規、

雖然別て相衰候御時節に因て、 御規式の御能、 其外毎々御略之ヶ条共も有之候、此等の事御記

録所に惣様記し置候故筆略

●御国政御精勤

右御 に候へは、 入部の御規式相済候以後、 中々急卒には行ハれかたく候、仍て奉行中相議し、 御治国安民の事専ラ御取行、 段々書立を以申上之、 乍去御半領以来追々相衰候国家の儀 数日御 **路談被**

相尽、緩急遅速の次第を以て是を行ハれ候、 仍有司諸役の存寄を御尋之儀も有之、各思慮の趣書附

を以申上之、御内論の上取捨御取行被 仰出之、

但此ケ条多端繁庶にして、悉ク枚挙するに遑あらす

右御仲ヶ間年寄、 御使番、 日並を以五三人計ツヽ被召出、 御国政および御国中の是非を被聞召候、

尤是御国の〆リに因て古例ゟ如此、

御問聞

候事而己行ハれ候時ハ、却て国家不穏、 但御横目ハ御横目の役にして申上之、君上ハ君上の御職にして、是を被聞召候、乍去御横目申上 此故に、 軽重の差別御取捨は、 古例君慮の御秘伝にし

て、外より是非の沙汰におよびかたし、小過をゆるし、賢才を用ひ給ふのぎ、寛宥の御沙汰なる へきか、乍去寛猛の二ツハ大事の際にて、ゆるからす、たけからす、能ク柔二能ク強二、ほどほ

どの御取捨弥肝要なるへく候

19

賞書

可行候、且死刑に行ハれ候其日には、御膳にも酒肉をたゝせ給ひ、君上御精進に被 賞禄して志を衆に通ス、誠に是賞罰は勧善懲悪にして、国家のかゝミなるよし、親疎をはなれ行 右古人曰、賞罰ハ身に加フルがことしと云々、三略にも主将の法ハ務て英雄の心を擥ル、功あるを ルへき事に候、夫レ一度死スル者二度生クべからず、此故に老臣謹て人命の重キを恐れて、これを 仰出之、

御郡中年貢

申儀、これも亦今古の格言なるよし、民ハ是国の本、他の人よりハわか人憐ミ恵むべき由被 **尤秋収ハ春夏の行ひにありて暴斂の事ハ常々恐るべき儀、** 右古人日賦斂ハ己が物を取るかことしと云々、誠に年貢取立の重キをつゝしみ、老臣可加下知 **聚斂の臣あらんよりハ、寧盗臣あれと** 仰含

候

●御家格書立

右御旧領越後の古風、 会津御居城の時の御例、 米沢御本領の御格、 又御半領以来の格、 新古年来入

組、 相居り候儀も有之、 何分一定無之候ところ、御代々御倹約御省略行ハれ、 御節倹の年限敗レ、假リに行ハれ候事も御家法の様に相居ハリ、彼是混雑いた 当座一過の御略法も、 永ク御家の御例に

仍古今の御例を相分ヶ粗記之置キ、追々入御覧候上、 何分定格難相立候、 依之後代ハ猶々不分明ニ可相成ことにてとこう糺しかたき事なるべく候 奉窺 君慮、御本丸奉行部屋へ備之、 後年老

臣の亀鑑に相譲候、

但

|最前調様のぎハ美作下案を相認、 御記録所へ申達、片山紀兵衛一積引請段々書立候、尤右認様

席、 手馴れ候以後ハ、 各内論の上、 追々清書に取懸ケ候、依之紀兵衛別て辛苦草書仕立差出候所、 紀兵衛下案差出之候を美作加筆、 且案文出来之上に、 同役相 揃御記録所へ出 清書相済候上、

奉行部屋へ備置之候、清書御右筆 飯田右門繁智

○御家格書立目録

<u></u>

一御在国年中行事 拾弐冊

右三百六十日の行事悉ク記之、元日占大晦日に至ル、是を遂披見候へは、年中の御用無落様に取

量、間抜ヶ無之ため、委細ニ日々の義を調置候、

但今古の例相分ケ、 何年何年、何レの御代にハかよふ、 当時ハ是々と、時々の変をも相分ケ、

委曲記之、

御留守年年中行事 七冊

右御留守年ノ分、三百六十日の行事記置候儀、前同断、

将軍家令條 古来占安永六年迄記之 拾三冊

度十三冊ニ記之、 右古来ゟ天下の命令ヲしらずんばあるべからず、是迄御日帳にハ留置候へとも、全部無之故、此 此故に武家諸法度を始め、 重立候被 仰出候分粗記置候、

御当家御代々御式目 拾弐冊

右古来
ら段々被 仰出候御条目を始、惣しての御令条記之、尤是をしらずんば、老臣政を執る事

あたハず、此故に記之置

一定例亀鑑 三十冊

右年中行事の外、 於御家の御吉凶、 冠婚祭葬の儀、 或御手伝御普請、 御老中御招請、 且御代替等の

儀、悉ク記之、

賞罰勧懲録 拾二冊

右御賞与の事、刑罰之事等、惣して御賞罰の儀記之、

御役成登庸

右御役成被 仰付候次第、 老臣量方の始終、 於御前取扱の儀共ニ委曲記之、

但、 就御用差紙を以登城、 或ハ奉行宅、呼出之次第迄悉ク相記、 老臣新役にても取量手支無之様

調置之、

職分勤式

右執政職の勤向の次第、 侍頭勤方、 三宰配頭御仲ヶ間年寄等、 御家大小の御役人、勤役の次第、 あ

諸向へ対し御用向明らかにして、御政事所の威厳も可相立候、 まさず洩さず記之、其職其職量方、 勤向の事調置候、 然る時ハ御役筋の事、 老臣これをしらずんばあるべから 奉行所下知差図の儀

ず、此故かたかた以て委細記之置候

一代徭備考

右古来占大小の御役人被 仰付候儀を記録して、 後来規則に備之、

一年始御規式御礼の図 一枚

但 御座の間、 御式台御書院御礼の次第、 御畳付ケ迄調之、 三日御謡初の図共に記之、

上覧鉄砲御櫓、并小屋の図 一枚

一御廟の図

右宗廟、尊霊の御順等段々記之、

右年来の志を以書立奉行部屋に備之、 前々古役先役ゟ御家格ハ申におよばず勤向量方の旧記 一冊の伝

新古の御格を穿鑿候事 来無之候、 此故老臣退職の上には、後役の人、当惑におよび、 ハ器の是非にもかかハるまじき事なるべく候、よしなき所に心気をくるしめ候 御家格等詮議に、無用の大儀を失ひ候、

故、前書の通相調、後役へ伝之、

但先世占老臣古格新格留置候ても、みなみな家々の秘書にして後役へ伝へず、此故に其人の進退 家に定格の立て、かけずくづれす、往々永久行ハれ候儀、肝要の事なるべし、此主意を以、 に因て、君家の大格大礼も盈虚あるかことし、可悲事に候、此故に役々の進退にあつからず、唯君 御家格

此儀論語

書立、

後来残せる者なり、

○温故而知新可以為師、矣尋温也、猶温燖故食、也

是温訓、尋、廼古来相伝之説、尋燖古字通用、習之義也、

是ハ御家之元

●水帳書改

右十五万石御取箇の本ハ、水帳の表にあり、上ミ国君、

下庶人に至ルまて、人生の万事ハ地利に起

ル、然るに当国の御図帳(寛永十五年に検地ありて、是を改め置ける、 に虫ばみの帳などもこれありて、かたかた不分明なり、其上宝暦七年の大水ハ今古非常の大変、山崩 御帳也)、ふり損ンして、殊

れ きふつゝかなる村々の分ハ、抜々田 **キかへるべき地所もこれあり候、乍去此年の水難に、御領地荒て泥のことし、誠に是国家衰廃** にハ候へども、 と、不相合所々も多クこれあり、誠に是一大憂、国家の御大事なるべく候、仍水帳書改、これにつゝ して、御判物の高可相糺様もこれなく候ゆへ、内々において村々へ対しこゝろミ候所、 川溢れて、 田畠の損所おびただし、此故に川原に変し、淵と成りて、永引の地も多し、又開 追々衆評一定之上、 水帳書改被 面に引合、御取箇をむすび置候儀肝要之事ニ候、尤以重キ御取行 仰付候、 水帳、 発に起 0) 田 兆に 地

た半にもいたらず当時専ラ取懸各出情有之候、且又郷中の事近年追々評判を尽し候上、 上下和合の上、是を行ハれ候所、 くるしかるまじき由承知候、本文の通に候、尤村々百姓共のぎも地利の混乱ハ、一統相歎き候故 とにハ無之候故、 内々江戸の御役筋へも承合候所、 順々地所引合も相済候、乍尓大惣なる水帳のことに候 水帳書改につづき、抜々地面引合せ等のぎは、 へば、いま 右論書数

但寛永の御時代と違ひ、当世御郡中惣検地等の儀は、公辺の御沙汰も難計候、然れども可被捨置こ

是ハ御国の元

HH

別帳に調置候

●郡奉行所

七年大水ハ前代未聞の事なるべく候、是に因てこれを御救ひのため、官舎被相立、本業を盛ンに行 右前書の通、 郷中衰、 地所混雑、 百姓困窮におよひ、農家之業不相立候、其故ハ宝暦五年大凶作、 同

郷村惣司 郡奉行也、地官の惣頭取、

れ候元なるべし、

惣司たるに因て、格様も宜敷、各二百五十石ツヽ被 右農家の患難被相解べきため、当役二人郡奉行の役銘を以被 宛行、十五万石二百二十六ヶ村支配、農民男女 仰付、 尤代官の上に立候て、 地官 0)

七万四千四百弐十人余の扱ひを被 但三十万石之時、郡代之職有之、 執政職に列して、惣郡の司をつとむ、然るに十五万石以来、 仰付候、郷民男女ノ数、安永九年十月朔日改之人数也

此故に惣郡の扱ひ無之、執政の兼官たりとはいへども、万政繁多にして、全ク郷中の事不行 郡代

届、軽キ代官等これをつとめ候故、郷中を持崩シ、農家困窮、田畠すさみて、はなはた混乱此故ニ

時郡奉行二人被 御取箇も多分に相減、国家も衰微におよび、国人も自ラ患難に偪り候、 夫レ有土の君として、土地の役を被相立候事肝要の御論談に因て、本文の通被 仰付候、尤役銘ハ違ひ候へとも、此二人量方のきハ、いにしへの郡代に准し候、 此故に往古の例に因て、此

仰付之、

人之於食、 也得之則生、 不得則死、 是食者人之以生也、

是国人の生死苦楽ハ、農桑の二ツにあり、これをみち引候ハ此度被 仰付候郡奉行の職分に有

之候、恐れて精勤可有之候、此故に格様も相応に被 仰付之、

郷村出役 拾二人

右年中郷村へ出勤、農家へ孝悌の貴き道を教へ、且奢侈を止め、 農桑を勧め候様被 仰付之、 此儀委

曲農家立教の一冊に記して一人毎に渡し置候、繁多ゆへ枚挙するに不遑

がために立かたきほどに相偪り候故、今度当役あらたに被 但古来此役これなく候得ども前書に段々相認候通、御郡中衰へ、農家業に荒ぎ、 仰付候、且又社学ハ、いにしへ民間の 往々国家も、これ

れ 見聞、もし下民をくるしむる者あらば、よきに沙汰し、此外其村の害を解き、患ひを除き、或ハ水 候ぎ肝要の事なるべく候、此故に出役土着して、郷中の業を見聞し、民情を察し、百姓の病 おしえなるよし、尤此事むかしのことにおよぶべきとにはあらざれども、竊にこころミ候て、いつ ミ、復将地官のともがら、下民をあつかふ事をもとくと窺ひ、農家くるしみ候かいなや、これをも 母ともおもハで、鳥獣にもことならんか、是に因て、此十二人をして、人のみちをおしゑしめされ か終に社学の物真似にも相移り候半か、 山中田野といゑとも人の道をもしらざらば、 父母を父 ひを恤

難をふせぎ、或ハ旱魃に田水の設け、且飢歳凶年の済ひ候手当を、おしゑ候事、みな是、 の扱ひ等閑に候故、年月本業廃れ、 の備に候、然るに是までの儀、代官を始御城下に席を安ンじ、民をおもふの心うとく、惣じて農家 自然と国家の衰微此時に相偪り、 進退いかんとも成しがたく 平常無事

民家の患難御救ひ被成下候ために、此役被相定候、乍去十二人元ゟ文学にくらく、時変に事馴

候、是に因て、郡奉行の次に、十二人の出役を置て、往々郷中の是非邪正を承知、惣郡支配の元と

れ候人々にもあらず候へども、 も、人によりてゆき立ざる事も多かるべく候か、それハそれにて、臨機応変の沙汰なるべし、何の 何事も始より上達すべき様もこれなき事に候、然ればかく迄の教

先々此役を被相立、 郷村教の元を被 仰出候次第如此に候、

此役土着して身をくだり相勤候得共、末々社学の意を含ミ候子細も有之、彼是其実不軽故を以、 候、是われも人も文盲不徳にして、農家七万人の苦楽を誤り候哉と、其罪恐入候故如 被下候一助なるべきか、是に仍て於美作宅、月々先生の講談聴聞のため、出役中会席を相催ふし 出役を出しおかれ、兎角此役計ハ、百姓の味方と成り、心力を添へて、無理非法の患難を御解キ までの儀、上下の間、雲霧のへだてありて、 立ざる事なるべきか、乍去何事も急々取直しがたきハ世上の常なるべく候、それにつきても先 かへすがへすも賦斂ハ己が物を取るがことしといゑる本文ありと申候、 か、是ひとへに真夏の手当も薄く、 ツ先ツ十二人を出し置候て、御郡中の是非を問ひ、追々あかさくらさを極めらるべき事に候、是 の恵にこれあるべく候、此事常々うとく、郷村所納の時、農家の責、 又前々御年貢取立の役人、 村々へあまた群れ入て、是を責取候儀、 唯々秋収の時をせたげ候、はなはだ悲むべき事ならず候哉 無明の暗にて候、聚斂の臣を恐れつゝしみ候ため 暴斂の沙汰にも似たるべき 俄に至り候儀、 然れば秋収ハ、是真夏 何ともゆき 此に候、且

二人度々御前へ被

召出、民家農業のくるしみをも時々被

聞召候、依之其始より、何も心身

を清め、各致精勤候、

○古書日

不明之君、図国之利而不恤百姓之病、雖得利乎禍亦随至、

此書之趣を以、

君上御論談も相済候上、

当役被

仰付之、

ず、出役修練の実意に候処、幸にして地利もまた不少候、 持かたにして、年中耕作の事を行ハしむ、是レ出役農業にくわしからず候得は、おのつから郷村力 妻子引越罷在)、農家へおしゑを成し候、此辺幸に荒地有之候故、 下長井小出村あらだてと申所に、一人の出役居住を構(初五十騎組小川源左衛門、後に片山代二郎各 以て小出村飢歳の備として、倉廩作事、 の穀食、 の導引もうときことに候故、かたがたの修行のため如此に候、尤下夕に一人の差配、 鍬頭、 八九俵計ツヽの実取あり、 并作男数人抱置、年中開作の事をはけませ候、然るに、此処能ク土も肥て、一反三百坪 此外田畠一ヶ年の所務不少候、尤是農田のはげミ損益にかゝハら 年々籾を納め、 農家御済ひのため、 仍て此所の出かた御年貢の外なれば、 田畠十丁余り相開キ、 一村、是を下しおかれ 御扶持方組、 出役直キの 是を 相 田

候、それにつゞき、 農家よりも段々此蔵、 米穀を入レ置、 飢歳の備を設ケ候、

但 此外村々出役も右に准 し、開発の事、 又備米の儀、 追々行ハル、 小出村ハ小川別而の出情を以

段々存寄申出、

郷中備米の始とす

め 小川転役以来、 村よりも来る、近郷よりも来りむらがり居て、これを聞キ、父母を父母とし、老イを老イとする心も を開キ候所、 何も志をはけまし、終に一棟の作事不日二出来いたし候、依之代二郎此所におひて、定日を相立 の藁屋におひて、孝悌のおしゑヲなし候所、追々百姓とも殊勝なる志にて、五七間の假屋を取立、こ 社学の物真似にも相移し候様致度候故、段々代二郎へ内談を尽し、代二郎も無二の志を励し、右新館 **ゝを講談の間に定め候、然るに当所百姓共、おもひおもひに材木持来り、藁を運ひ、** 今日我父母妻子の事にて、教のありかたきをも心にそみて、追々此藁ぶきへあつまり候より、隣 倦ミつかれて屈曲するも多し、しかし席をかさね、 農家の者共来たりあつまり、是を聴聞し、涙を流し聞ク人もあり、 片山学士嫡子の代二郎後役被 仰付候様奉窺 講談の数つもり候へば、何とか耳入もちか 君慮、 則被 仰付之、仍て兼々相含候 欠伸して、 土を送り、何も 膝を痛 講筵

候、鳥獣すら、 ところ、すなはち御治国安民にして、先王の道もいつかこゝに行ハれ可申候か、まかぬ種子ハ生ぜず 孝悌をしらざるをば人ともなさず、君徳をおもハざるをば、鳥獣の様にいわれ候が、つもりつもれる 事も大切におもふ心より農桑のはげみにも移り、一人が五人十人におよび、百千万人にもふゑ候て、 かゝさまのありがたき心が生じ候へば、国君の御恩も合点が出来て、上を尊ミ奉り候より、 自然の教化、 芸づき、山猿も教へ候へば、舞を舞ヒ候、況や人をや、 往々孝行の人などもありて、誠にとうとき君か代の御徳を奉仰候、さてとゝさま 御年貢の

郷村出役被 悌をおしゑ給ふの道、 上の御取行にかゝハるべき事ならず候、彼是繁多故、 仰付ゆきとゞかざることもあるべく、又仕損ンしたるぎも多ク可有候、 君慮何ぞ御上の御悪心なるべきか、尤出役の是非、農民の邪正ハ、かれにあり 致筆略候! 尓し民間に孝

村々に出役居り候へば、農家によしなき異論などこれあり候共、出役是を取しづめ、或ハ訴の事、あ るひハ願の事も、 少々のぎハ出役のあつかひにて事の相済候儀もこれあり候、さ候へば 御城下の

あそびなども少ク相成候様なる儀、 将又知行取立の給人、 村々送り夫など、人の費も多分なる事ニ候所、 登りも少ク相成り、こゝに人しれず賄賂などの沙汰相止ミ候か、且又世にはつたなき者共も有之、む 小夫銀ト云)の懸りも多分に減少、なにかれ御郡の患難を相すくひ候事、出役の世話にて相解きくれ さと村々へ来たり、 農家の難儀に相成り候ところ、出役の世話に因て、過半入料の相減じ候事も有之候へキ、又年中 年中郷中 の潤ひに相成候事不少候、此外数ヶ条の事共ニ候故、爰に尽しかたく候 百姓を掠、 非道なる事も相知れ候時ハ、其筋をも糺し、或ハ博知打も恐れ、歌三味 物取りを致候者も、 惣して村々小夫銀(公納之外に、村方にて、百姓共諸懸 此等も出役の心遣ゆきとゞき候へば、各別に相 出役に恐れ、 其上村方所々の普請に無用 りの の費多 用 銭

但 此条々これに反し候時には、却て郷村の害に可相成候、出役中異心起り、 何事も口に云ヒ、 紙に書たる様に参らざる事ハ、一篇の事ニ候、然れは此出役も其人によりて、 邪路にわたり候ハゞ、甚

をさかんに成し、御国の治め大事に臨ミ、出役にあらずして、郷村へ誰人が孝悌の難有道をおしゑ 以て大事に候、此際殊に無心元候、乍去善道に反し、悪を成し候と申時ハ、老臣大身有司諸 も以て同然の事なるべきか、しからば出役のミに限るべからず候、唯何事も農家患難 0 時 役とて 農桑

尽して下知を成し、これをおしゑ、これを行ハしむる事肝要の事なるへく候、是出役をして、農民 役若し悪をなすべきかと、遮て此役の事行ハれざらば、民間の教いつの時に可相開哉、 候半か、然らば異心無道の人あらば、厳重其悪を糺して、御仕置可被 仰付儀申におよばず候、 尤老臣心を 此

●代官所新立

七万人をおしゑ候儀如此に候

に割合、 相調、 代官所建立、 旧宅を補理、五代官一所に会シ、郷村御用取量候、然るに元より官府の建方に無之故、 右御半領以来、五代官の宅々におひて百姓取扱候処、 彼是混乱におよび、何分惣郡へわたり合候儀も成かたく候、是に因て粡町口北外張内 各日々出勤 御郡内を五ツに分ケ、役寮も五ツに割、 『誠情相尽し御用向相務候》 一ト扱に代官二人ツヽ十人、并添役下役等夫々 追年郷村相衰候故を以、表町小嶋(元代官)が 役寮の全体不 へ新規に

但此代官所惣司、

郡奉行支配被

仰付之、

35

●検地定役

候、 勤来り候、然れとも定役とてハ不相立候、 かさる儀も有之候、右付而定役を被相立、是を本として諸向へ及差図候時にハ、量方も相揃 右是まで旱損水難等、 是に因て此度検地定役被 或ハ不作の年並、村々占検地願の節は、 仰付候、 当役の儀ハ、日々郡奉行所へ出勤、 然る時ハ古来よりの検地の法も区々に相成、 惣御扶持方組ら抜々罷出、 惣郡御 取箇 彼是ゆきとゞ 竿先筆 0) 可申 盈 虚を勘 - 儀に 取相

役の 考、 ŋ 右定役直々村かたへ罷出、 郡奉行中へ告之、且諸向へ罷出候検地人の量方の上をも相糺し、惣して御領地の全体へゆきわた 明白に相成候様に出情可相勤旨被 面 々へも宜及差図、永久の水帳全ク致成就候様、 自身田面をも相改め、 仰付之、 将又此度水帳書直しに付而、 地方の儀古法
ら相定り候通混雑無之様に出情可仕 厳重取しらべ、其上此水帳ト地 右之頭取をも相勤、 面引合候時 書

旨、随て月俸役料等相応に被成下候、

但 御扶持方組におひて、検地かた相勤来り候へとも、 かたがた本文之通ニ被 仰付之、是にて粗地官の役相備ハり候 たれが役とも不相立候故、 重キ御法みたり無

年来衰へたる御家を奉見上候へば涙が流れ候、 尤只今初て相衰たることにも無御座候得とも、 十

唯夕一心に地の利に志し候、十五万石の衰候を取直し、国人のくるしみを解キ候と申儀、天下広し 物知顔にいまめかしく申も恐入たることに候得共、 なるかな天地生々の徳ハとうとき事にて、復将先聖の御教ほとありかたきことは無御座候、 五万石の大患を荷ひ国民拾万人の身命を担ひ候身に成り候てハ、唯われのミの罪におもわれ候て、 万々寸胸に偪り精神もくらミ、心もみたれ候より、あるにもあらざる愚慮をめくらし候ところ、大 国家衰廃の時に臨ミ、人目も恥もおもわれす、 此事

少クして、出ス事ハ多し、尤御本納の外に、

一国中諸役銭の御蔵入、蝋と青苧などの御国産の御蔵

地利力行 成りたる田 分わづかに三四万石の公納なるべきか、しかもそのうちより宝暦七年の大水に川原と成り、渕と 右御領国三十万石も元々の御本領に復さず、今の御半領御届高ハ、拾七万八千八百十八石八斗七 と申せとも、 升二合にして、扨此内より駿河守様并御家中の知行俸禄取合候て、十四万石ほとに候、仍て残りの |地もありて、永引等なにかれの御引かたも不少して、御取箇も相闕ヶ候、依之入ル事ハ 決て此外にハこれなきことに候、是に因て其故をあらまし左に相記候

ば、貸りて又貧病のくるしみをかさね候、此故に千慮万慮数尽キてあきれたることに候、されども 事共に候へキ、尓しこれを歎クの人ハあれど、これをすくふの愚慮もなく、是を取直スべき術もな や申候、尤およびなき事ながら、このときに偪り、精誠肝胆を砕キ、 昼夜捨がたきハ国家の事にて、川の流れ候がことくに候、誠に冥々の志なきハ、昭々の明 相移り候儀、 ゑつころはなはだ急迫の時にいたり候てハ、御国を被差上候外ハあるまじきなど、 匱乏の世の 猶々君家の 納にて、御本納の足ラざるをも補ひ候ぎ、されどこの蝋も青苧もはなはだ価直いやしく相成、 ころ、こゝに一定して、地力を尽し候儀に止りたることなるべく候、此故に地利力行のヶ条をこゝ これなく、地利ハ人力を尽スにありて、人力の尽クル所則天命に安ンし候儀、 自他の金主々々假貸の金銀、ただに進上の人ハなし、借用して返済すべき様もこれなく候へ 中と罷成、往々国家の一大憂と罷成候、然れども是をいかんとも成しがたく、宝暦のす | 御困窮もいやまし、寛延二年ゟ御借上の半知今も御返し成らず、 前書毎々相顕候通、 国家長夜の暗にて、けふハけふ、あすはあすの御取行言語同 思慮を尽し候所、 累年君家も御家中も 聖賢の君 重キ御論にも の教 地 利 なしとか の外に 断

に相記候

但いまめかしき事ながら、むかしのむかし、千万歳のむかし、神農氏、木をきりて耜とし、

しれる処、申も中々恐れ多ク候、呂尚是に因て、草葉を開き、魚塩を利し、女功を勧めて、 天下に耕を教へたまひしより、文武の君も地利より起り、天下御仁政の盛大なる事、人々の

民これになつきしとかや、厥後管仲其遺法を得て、魚塩を利し、国を富し、兵を彊し、或ハ

しへの人、地利を尽して国を富し民を安ンし候事かくのことくなりしよし、 魏の文侯の時、李悝も亦地力を尽せる事、二十年にして、民物蕃庶財用豊足、これミないに 誠に天下有士

の君として、土地の利を尽せる事、万世万国の鏡なるべきよし、老たる人々の(倉崎清悟

小川与惣太・穴沢庸齊・小松之金渕傳五郎)おしゑを承り候て、追々地力をこころミ候て此

処のケ条にも相顕し候

○古書日

夫地者万物之府蔵、 也貨財出之、 此故欲盡地力者必盡人力、 下略

又

古ノ之人皆用此ノ道ヲ以テ成大業、矣雖今之人誠者盡人力以能可盡地力、 然則雖小国尚可以

致富彊、 也況大国乎、此語老人の教にも引合、且美作追々是を試ミ候処、 誠にありがたきこと

君上御鍬初 耕したまふ、是君上御鍬初の例如此、いにしへの明君、民の産を制スルをもつて先務とし、 りなば、国民十万人うゑずこゞえず人生安スかるべく候、此事かゝる衰世に臨ミ、御鍬初のぎは、 スかるへきよし、 は恒の心なしと、このゆへに国民業を励ミ、衣食足て後、忠孝の教化も行ハれ候時ハ、国天下も安 をおしゑたまひしよし、惟レ食ハ民の天、農ハ政の本とかや、誠に四民治生の事、恒の産なきもの 田の事をしろしめされ、其上春三月此所へ御成田面ニおひて、御自身鍬をとらせられ候て、 大事にも可相及候、此事達御聴はなはだ以て御歎キの余り、城西遠山村へ御開作所御取立、 右民ハ国の元と申候処、 段々農桑生産の術に相馴れ候はゞ、これ富国の元なるべく候 は、土の事にて候、然れども未此道に修練これなきゆへ、ゆき立ざる事のミ多ク候、然れども 然れば御鍬初の事はこの御国に生としいけるわれ人の事にて、農桑さかんに成 累年村々の困窮いやまし、農家業にすさみ、往々惣郡相衰、 終に国 、必稼穑 四季農 一三発

まし候ても、凡七万鍬の勢ひをふるひ、済世の御大業もこゝに起るべきか、しかれば君上 こゝに其効ハ相みへず候共、いつか農家の七万人におよび、たとへば一夫、一ト鍬ツヽのりきミを ハ、すなはち七万耕成らずや、是農家に力ラを添られ候て、国家の大患を解せ給ふのぎ、深遠高 0) 御 一耕

の賢慮、羽州の天地に相満候てありかたく恐悦の御事なるべく候

たまへる事なりしとかや、今我日本におひて、勢州に御田殖と申事も是にひとしき、神事なるよ や、惜かな、且当地力田 からざれば、穀食財貨も世々すくなふして、人民生養をとぐることあたハず、将又孝養ハ人をお 但むかし聖人の政ハ、教養の二ツにして、農桑の術ハ人を養ふ本なるよし、此故に農術にくわし し承る、扨よそハともあれかくもあれ、農家の業ゆきとどかず、此地黒土とも成ぬべきを、君上 て手づから農具を取て、田を犂初メたまひしよし、是を藉田と云ふて、政の初とし、本をつとめ のぎハ勧農の本なるべきか、いにしへ聖王賢君もみつから大臣をひきいて、春の始め、 たまひしよし、今羽州の民おしゑの道に殊の外うとうとうとしく、国人いまた東夷の しゆるみちにして、堯舜の君も、后稷を以て農桑を教へ、契を司徒として、人に人たるの道を教 .の術も唯一篇の事にて、いまた其術にくわしからざるや、 然るに御鍬初 農田に出 風残 ŋ

仰き、 精神をはげまし、 の賢き御徳を以、 ここに生養の徳も開ヶ候事、誠に是自然のしかるいきほにして、村々に残せる地もなく、追々農 かれこれ時の勢ひにつれて、郷村所々の塊田も少ク割作といゑとも、 誠情わか職に心力を尽し候へば、其役にあらざる人々まても、本業の尊き道を 御鍬初の式行ハれ候より、地官のともからおもひ入深く、惣して御郡のことに 捨作りにもあらず、

又

業盛ンに可相成、 御供、 斗目半上下着用鍬を取て五七発)、右につゝき、二人の郡奉行、十二人の出役、二人の役所役 数二三発也) 行ハせ給ふ、 右畢而御假屋へ被為入、 夫ゟ奉行中相揃田面へ出て其式行之 (各熨 ル、此時君上(今日の御服御熨斗目御上下被為召)田面 の御祈り有之当日君上御社参、夫ゟ直々遠山村御開作所の御假屋へ 本文に段々相認候御鍬初の次第、先ツ其日に当て、春日大明神白子大明神において、五穀成就 (郷村の御用懸)、それにつゝき、十人の代官列々を正し是をつとむ、且当所御開作御用懸、 非番の奉行ハ御先へ相詰、 きざしもあらハれ、 其外今日の役者同所へ相詰御 国家の大なる福なるべく候 四へ被為 出迎の礼畢て、 共 御自身御鍬初 御成、 且月番之奉行 御鍬初之式始 (御耕しの

御見立相勤候、 より老臣始め君前において御酒宴及数刻、 立、順々に春田を耕し候、此式済て、何も御前へ被 御小姓佐藤久四郎、并役方御扶持方、 惣して今日の式、事多ク一々此所にハ難相認候、 随て鍬頭当村の肝煎等地所の段式を分ケ、其ケ所へ札を 御佳興畢る御帰殿、 召出、 両社の神酒を以御通被下候、それ 此節何も夫々の場所におゐて 委細ハ別に行事の 冊あり、 此

所に筆略

を勧め 右本田· 勧農 れあるべく候へば、此所にことごとく枚挙するに不遑 人も一年の計は春にありと申事に候得は、 りにして、其道をしらざる儀暴歛の沙汰も是より可相起事なるべし、是尤以て恐るべきことに候、古 可申事に候、常々手当疎く、たゝ秋収の時、百姓の年貢をねだれ候て責取候様なる儀愚昧の至 本業の事ハ、 御治国の大本に候得は、地方之御役人中、益々農家の取扱に心力を尽して、農桑 耕作の運び、平常心をくばり可申儀二候、此事数十ヶ条こ

し候儀、 日並 右常々こころ配りの概ねを、粗このところに相認候、たとへば其村々へ対し、百姓の病を問ひ、その 申スまでもこれなきことに候へども、かれらにまかせてのミ打過候時は、宝暦時代の様に、 段々それぞれのことに丹情を尽し、其外田水之儀、川除等、惣して古田を尊ミ、平日のくばり大事な らば、人の配り、馬のなき村々へハ、馬を立させ候くばり、或ハ夫食の手当、あるひハ養ひの蓄ひ等 害を除キ、患を解き、 の事、芸の度数、 地方御役人中の勢ひにこれあるへく候、耕作の事農民ハわか業の事に候へば、脇より何一ツ 春田の運び苗代の手入を始とし、種まきの、すきかへしの、早苗・中田 かれこれの業をたかへず、むかしより農田のおきてを守り候て、これをはけま 力田のはげみ候様にみち引可申事ニ候、百姓の病ひとハ、人のすくなき村々な 晚 田 . の 荒田多ク 殖 かた、

計、年来の済下り壱万貫ほど有之たるよし、其外諸村多分の未進有之候、且肝煎共引負も相積り大 年貢の済下り夥き事に候、仍て郡奉行中代官中別而出情追々郷村取立候、下長井ノ内、 但宝曆五年大凶作、 なる事ニ候、右につき、 同七年の大水以来、 郷村の扱ひ大事に至り候故、各心肝をくたき取量候 惣郡衰、百姓困窮、 おのつから業にもおこたり候故、 白兎村ニ 村

相成申ことに候間、

御役人中出情第一の事なるべし、

農家本業を精一にはげみ候儀ハ、本根の儀申におよばず候、然るに村々末業におもむき、商買の事に 走り候儀、 人情無余儀候、 御郡衰微の元に候、交易の沙汰ハ、農民手をふところにして、高利を得候ぎを歓び候も、 然れども和漢末業を禁し候ぎハ、本業すたれて、国の元立ず候、然れば百姓の売買を

停止の事、肝要の儀、往々是を差留可申候事、

はなはだ悲ミべき事ニ候、尤急々にこれを停止候時ハ、眼前に相泥ミ申儀ニ候へば、追々これを制 但当世百姓共年貢さへ無滞相すまし候へば、 し候儀大事の治めなるべく候 公民共に宜敷と申事に成行候儀ハ、誠に国家の衰廃

当国郷村、農人少ク候故、決て本業不相立、はなはだ歎ヶ敷事にて候、是に因て出生養育の事、 く上総夫を抱置候て、 れなき様に取量可申候、江戸の夫方登り等の儀も、成るべきたけハ減少、又不足之分ハ、先年のこと 新仕立の足軽、組入陪臣譜代入、町家の店々に抱置候儀、 いつれにか事済候儀肝要の大論なるべく候 其外他領へ商に罷出、長年もとらざる者こ 且又

但村々へ対し、其病を問尋候て、人少ならば、其村へ人をまし候いたしかたあるべく、又馬がなく を取立申度由申上之、 なるべく候間、追々精勤可有之候、且郡奉行中并検地定役を始、重き存寄を以御郡の難村、 ハ馬を索入させ候たぐひ、いつれにも難村の難病を治する事、 君上御喜悦ニ被 思召候て、 則何も深実之志ニ被相伺候て、 国家の大本を取立候大事の取行ひ 各丹情を尽し 十ヶ村

右勧農の次第粗記之

候

●古田起返

所をとくと見分、段々起返り候様心力を盡スべし、就中宝暦七年の水難地多分すたれてこれあるよ 右古来占永引に相成候地所も有之候、年をつもり土を置候所もあるべく、いつれ起キかへるべき地 し、是又追々見分の上に可成たけの荒所ハ、悉ク起返し、十五万石の御取箇相欠ヶ候分、元々のこと

但古田の荒地成るべき所を見立、起き返し候儀ハ、何の害もあるまじく候、民家のさハりにも相成

何も出情之儀、

当世の急務なるべく候、

●新地開発

の事 の尊きところ大なることに候、然れば弥地所を撰ミ、其村其所の害にも成らざる所は、 就いたし候へば、年々一トたびづゝの実取あり、其地へ一本殖れば、千本の生々ハ、誠に国土の宝ニ 有之候、又その致しかたのよしあしによりて、田地に成るもあり、成らざるもこれあり候、兎角新田 出候ところ、取捨ハ可有之事に候へ共、御郡中の空地明地も不少候、右之内再見分の上、 仍て村役之者共へも相尋、段々見分之上、村名所付ヶ、或ハ其地の広狭、町歩共に相改、 々心にかけて可相開事ニ候、雖然古田の本業を粗略にして、新田のミを事とするには全クこれなく て世に穀食をまし、生養の徳をなし候、さ候へば夫たけに御領知も広ク成り候にも准し候儀、 右御領内に田畠となすべき地所も可有之事に候間、山野所々見分可申出旨、十二人の出役へ達ス之、 ハ中々容易ならざる事にて、一様によきとのミ定めがたき事に候、然れども一反一畝 成るほど田畠に起り候て実取相応に生し候所も有之候、又地所あしく実取のなきところも 新田 開発試ミ候 追々何も申 開 田 是地利 発も往 留に成

共、とても復さず、さ候へばいにしへの道に習ひ、兎ても角ても地利を尽し候にあらざらば、安民の 本田農業の余力あらば、 新田開発も成たけに心を用ゆべき事に候、 御本領のむかしをおもひ候

御取行も相立申まじき哉と存候

地のよろしきところにても、卒爾にこれを開くべからず、其村其所の利害をも弁へず、強てこれを 多きことは、国を治むる人の恥なりといゑり、此故にあれちを開き、新田とする事ハ善治也と、古 但むかしより草葉を開キて新田となす事ハ、国家の善政なるよし、然るに草ふかく繁りて、荒地の なし候時ハ、古田のさわりとなり、或ハ民の害となる事これあるものゝよし、然れば国のため、民 人も云フおけるとかや承る、新地を開き候事ハ極めて国の大事なるよし、これによつてたとひ土

る人、これを以て功を立んとするときハ、下民も其心をさとり、必下よりも其好ミに入ランとし のためとおもひ候て、却て害となる事尤以て恐るべきことに候、領主国君の是をこのミ、又政を執

たゞ一時の浅きこゝろより軽々しく申立るものなり、上に立ツ人々も其所、

民間の事ハくわしく

て、新地開発の事申出候者も多し、かよふの者ハ、一国の利害をも顧ず、又民の愁苦にも構ハず、

もしらず、就中地利の事も不知案内なれば、その申出にまかする事あり、これ必申出候者の弁説に

それに功用ある物なるよし、これも古人のおしゑおかれ候、たとへば平原広野ハ田畠に比すれば、 味を尽し、幾度も見分におよび、又地利にくわしき人にも習ひ、老農にも能々問尋、謹てこれをな すべきよし、古人のおしゑおかれ候儀を承り候て、粗此所にしたゝめ置候、五土の地ハミな、それ 様にも復さず、かれ是後悔ハ先キ立申まじく候、是に因て新田開発の事ハ、いかにも其初ふかく吟 これをやむれども、これまでだんだん民の力を労し候事ハ、とてもかへらず、又其所の害も元々の 誑かされて、後日の害をおもハずしてこれにまかせ候、扨其村に害を生じて後、初ておどろき、

徳あり、 何のむだものゝやうにおもわれ候得ども、極てさ様にはこれなきものゝ由、 人の教、 事これあり候ハヾ、数万をあつむるに、平原広野なければ、良田をふミあらし候ことなどもこれあ 野には、牛馬を放ち、或ハ草を刈りて田の養ひとなし、且人君遊猟の場にもなり、又万一も国の大 しこも、ミな田地になしては不自由なる事なれば、兎角其初め深く思惟して斟酌あるべきよし、古 ることのよし、しかれば新地を開キ、農田となし、五穀をますことは、善政なりとても、こゝもか 沢には沢の徳あり、あるひハ池や沼など乾し、田地とする事ハ、天造の自然をやぶるゆへ 謹てこれを守り、 新地開発のぎハ、輙くなすべからざるよし、夫レ地利の事、 其故ハかよふなる広 川には川 0

聖 事に候、若し後年果敢明決の人ありて、新田となすとも、後の害ハ明らめがたかるべし、 伝へ候、此地新田となし、民間のさハりなくハ、菑害に泥むべき事にもあるまじく候へども、此沼 安部右馬之助此地を新田になすべきとて、近隣村々の老若男女に価をおしまずあたへて、しきり の水を抜き候と申儀いかゝ、後害ハ明らめがたく候、然れば此地を新田となす事止め置力るべき に土を運ハせけるとなり、然る内にふしきの菑害ありて、半ハにもいたらずして止メけるよし申 **石の実取もあるべきなとむかしより里人云フなしけるとなり、然るに寛永のころか此村の代官、** 立置、鉄を入レざる山林もこれあり候、若し是をきりつくせば水生ぜず、田を作るべき様もこれな に、後年洪水などの難儀起りて、民間の害と相成候儀、 ハ広クして、其辺数十丁、谷地にて浮島のことし、此沼の水を抜き落して新田となしなば、 きことのよし、さ候へばかよふの事ハ必其教のことく可相守ルことなるべし、北条郷赤湯村の沼 に深樹あれば、水を生じて其辺の田畠を養ふことのよし、当地において、是を水林と云ふて古木を のいましめ給ふのぎ、此事前書にも相したゝめ候とふり、毎々古人のおしえに習ひて、赤湯沼を 異国本朝にて其例し多かりしよし承る、山 闕疑 乃至万 第 先

新田に開き候事ハ必おそるへきことにて候

●御国産取立

らず候哉、是をおもひ、これを歎キてもかへらざることはしりつゝ、甲斐なきむかしが残念に候、 右衰たる御時節にいたり、御家中患難の顔色を見るにつけても、唯おもハるゝハ、寛文御半領の事な

時、欠ヶたる御領知を補ふ事何よりも急務なるべく候、夫レ御国産の御出かたと申時ハ十五万石御 取箇の外にして、公辺御届にもおよばず、又御内取と申ことにもあらず御蔵納満足のことに候、然れ の学ぶにしかずとかや、然ればよしなきむかしをおもふ間も早く御国産を生じ、此御国より寛文の かし天に叫んで、これを願ひ候共、何ぞ御本領のむかしに復すべき哉、されば終日にして思ふ、須臾

旨毎々奉窺 ば夫レぞれの地所をえらみ、人力次第是をさかんになさは、御本領の御取箇ほどにも准スべき哉、此 君慮候処、弥国産取立可申由被 仰出、 何も誠情相尽し候、

一扇折 武

此産、 上かたの製におよはざる事ハ申まてもなく候、尓シ一国の製、 一国の御慶ハ可相済候、

但 当国の製これあり候へども、若し始終遂ヶがたくも候ハヾ、 扇折を上方ゟ頼ミ下タし、

是を師とし習ハせ可申候、

llt:

墨製

此制ハ宜敷致出来候、 玄泉月精のたぐひまでハ、御当地の製よろしく候、

一硯製

此製、 黒鴨村ゟ石を生じ候、 十分には無之候へども、一国の産にハ相成候:

瀬戸焼

此産尤以て十分に不相調候、然れども田沢村之入山占土を生じ候、是を以焼き候へば、いつれか

国の産にも可相成候

但此製、弥心を配り候時には、随分永久の調宝に相成候て、雑物等ハ悉く其用を弁し候、 の一品計、 焼出し候共、 国中の家々可致満足候 摺鉢

紙漉

此製此地の楮にて漉きかた出来いたし候、中折・筋引・杉原・天津軽・小津軽、 此等の類悉く宜

敷出来、 国の生産致成就候、然れども国中一統相用ひ候ほどは漉かた出兼候、 さ候へば楮を多

分殖立候ハヾ、往々可相成候、

但国中民用の料紙、年来是まて福島ゟ相求候儀夥きことなるべし、然れば国の油、 他領の人を

潤し残念の至二候、たとひ紙の価米沢と福島と同等たりとも、わか国の人を潤し候儀、

国の治

めにして、経済の道なるべし、此故に弥是を取立可申事に候、

紅花

右むかしより此産也、 の撰ミ有之哉、そのほどいかが計がたし、能々其製スル者共、向ひ尋て、年々殖まし候儀相成る 然れども出かた不足にして最上領の製におよびがたく候、 然れども土地

物ならば、心を尽すべき事に候、

藍

にして、其製はなはた粗末により、多分これを相捨候事これあり候へキ、是に泥ミ候て勢ひをく 右年来此地の産にハ無之候、然る処近年これを殖、是を製してよろし、然るに半バころ余り繁華

じき残念之至二候、乍去全ク藍のあしきにあらず、製しかた念を入、其手練の人、よくこれを製 し候へば、仙台領占藍を入レずとも一国の産ハ悉ク可致満足候、さ候へば仙台領の人を養ハず、

此国の人を養ひ可申候

一楮殖方

右殖立候儀、前書紙漉の条下に相認候通ニ候

一木綿

哉、上方より入り来り候もくめん夥きことに候、いつれか其筋々承り糺し置キ取捨の論におよ 右もくめんむかしより此地の産ニ候、尓し土地に不相応なる物か、多分に生せず、何の事ニ候

ぶべきことに候、成らざるを強てこれを成し候ハ、却て其益あるまじく候、

竹

のぎハおよびがたく候共、其地をえらミ殖置度ことに候 右此地雪国なれば竹少ク候、然れども殖てさかえざるにもあらず候、尤一国中にて相用候ほど

松尾梨子

右会津御旧領の儀を以御献上に相成り、年々会津占御買上に候、然るに近年高津久村の百姓、 此

も、これを加イて被差上候所、首尾能相おさまり候、然れども木数もいまだ不足にして江戸御役 梨子の継穂をなし、松尾梨子を生し候、其実大キにして風味も亦甚佳なり、 仍て御献上の内

人中御配り等に引キ足らず候、追々木数をもまして、此地の産に相満候様致度候、其筋相糺しい

よいよ可及沙汰候、

一杉殖立

右元より此地に相応いたし候へば、其地をゑらひ、いかほどもこれを殖立可申候、 仍下長井辺に

も所々杉林を取立候

山林

林ハ、檜・さハら・つが・五葉松など、麻のことくしげりてミなこれ良材也、然れども七里 右所々の山林を見分佳木良材の生じ候様に心を配り可申候、 就中城西七里をへたち塩地平の山 エの数、

川へ入れて、材木蔵へ囲置て用木となし候へば其益も有之候へキ、是に因て以来心を盡スべき 運送の人夫用脚の費不少候、仍御城下の用木に不自由ニ候、しかし一とせ其筋の川を流し、木場

ことに仮

但此外所々の山林心を配り、民用の自由をなすべし就中炭の事、薪の事、 兼々便利にして、国

中の要用をなす事治めの道なるべし、

一通船 松川ゟ最上川へ下タス、是を小鵜飼舟ト云、

て、代金之儀ハ江戸桜田御屋敷の御用金と成し候、是享保・延享の時代宝暦の初ころまて年々の 右御当国の年穀運送して酒田へ下し、此湊より海上差廻し、大坂へ着岸、同所において是を払ひ

配り如此二候、其後御勝手相衰年穀も足らず、又急迫に仍て、酒田表にて相払候より、 大坂廻米

今も酒田迄の川下ヶの事ハ右之通ニ候、これに因て、年穀川下ヶ春水の時より、五月まて

の内、運送大事ニ候、然るに年々水涸て米穀も相残り候故、小鵜飼ノ数をまし運びかたを早めて

川下ヶ遅々なき様各可盡丹情候、

延引、

事に心をくだき、猶又通船の運びよろしく相成候、此儀は平右衛門が各別の功にて候 運びよろしく候、然るに其頃の舟をひらだと云けるを、宝暦のころに森平右衛門小鵜飼 但むかし京師の西村と云フもの、菖蒲村くろ瀧の岩を切りて通船を始め候より、今以年穀の 角の

梅

桃

栗

柿

棗

右の木もしきりに殖立候て、他の産を入まじく候、就中かき・くり・なつめなどハ飢をたすけ候

もののよし、かたがた有司諸役余隙を以心力を盡スべきことにて候、

瓜楼根、 蕨粉ト食スルコトなかれ

葛粉

俗ニ云シダミ老少食スル事なかれ、

製シテ後食之

・榧子

檞実

・烏芋

山薬

草薢

百合

芡実

菱実

薏苡仁

·蓮藕

沢蒜 汐にて調食スベし

・うしひて

凶年にハ邑長、支配々々へ徇れて、農夫山野につれ立て、うしびるを堀り、煮て食しむ、 此うしびる、上野の人、 く煮熟されば麻渋(ゑごく)て咽を戟す、六時ほと煮レバ食しやすしといへり、他国にて飢歳 凶年飢を救ふにはなはたよろしきもの也、上野にてハ毎年豊凶を考へ、 此物よ

兆あればはやく其備をなし、山野の物をとり、常に米麦を貯る事如此と云々

右此等ハ飢を凌ぎ候備なるよし、尤此外にも種々あるべし、兼て国人におしゑおくべき事共ニ候

繁多ゆへこゝに略ス、

塩

便利なる事肝要なり、但国に事ある時、汐の運ひ方其道をふさがれ候時ハ、難儀におよび候、心 右当国に海浜なければ汐なし、唯他領の産を入レて、常々民用足ル、此故に兼て其道を開キて、

内にかこひおかれしと承る、又漬菜に塩を多ク入レて、是も当国籠城の備なりしと申伝へ候、然

得べきことに候、此故に直江城州ハ、籠城の為に、塩を田羸(つぶ)からの内へこめて、土手の

て、御国産の数になせり、後の君子此製を止ル事なかるべし、小野川より一年生じ候塩ハ田嬴か 内、へこむるよりハ安スかるべし、此故に城州のふかき知慮に習ひて、小野川の塩ハ永クやかせ 此故に此地の産として、年々是を生ス、勿論一国中の用ひ候にハ不相成候、然れども田嬴からの るに、近年小野川村、 温泉の辺より塩を産ス、此故にこれをやかせこころミ候ところよき汐也、

萱野 二夕たび元の御時節にも復し候へかしと相含候より、 条粗相記候、尤つたなき浅智、世の人の譏りもはづかしき事に候へども、寛文の御半領残念に余 右当地ハ雪国、 らの内へこめ候よりハ多かるべし り候つゞき、復将当御時節相衰候事、寸胸に偪り、何をがなと存候より、人めも恥もおもハれ かきさバきても、 雨雪をしのき候様に是を論し、郡奉行中も出役中も、段々心遣有之候、右是まて御 同僚および、 戸々門々皆かやぶきに候、これに因て、 有司諸役論談を尽し候儀如此に候 御家の大患を解き、 御家中の貧苦を除き、国民のくるしみをも相済候て、 あるにもあらざる事まて、 山野所々萱を生じて、家々の便利とな 愚慮をめくら 国 産

但右是まてのヶ条其始より終りまてしたゝめ候儀も有之候故、 此末ヶ条も跡先キに成りたる事も候間、 清書の時順々にあらため記置可申候 年並の次第前後のちかひも有

●御家中半知御返し

身をくるしめられ、 右年来御家中知行俸禄御借上被 此度御借上の内、 仰付置、一統患難にせまり候よし、被 銀方計御返し被成下、 一統時雨の御恵を蒙り候、 聞召上 君上御艱難、 御

但右被 仰出候次第、段々其時々留置候、繁多故爰二筆略、

●片山一積へ御加増被成下

右孝悌忠信の教ハ御治国之元にして、文学に起り候、依之紀兵衛教の道出情候様被 つゝき、今般三十石御加増拝領、 都合百石、 世禄二被 仰付、 思召候、 右の

●平洲先生米沢へ御招請

御時なるべき由追々御内論の上、平洲先生へも御頼候趣、深く相歎候処、 儀御沙汰も御座候へども、いまだ御いそかしき御時節故御延引に罷成候、然れば当君御代 候故、 御使者等重ク御礼儀相調候上、 被申候へども、頻りに下国の事内談におよび終に御頼の趣領掌御請をも被申上候付て、 移し俗を易ルと申こともこれあることのよし、是によつて御国の教を奉仰候、 智なるハ、必盗をなすとかや申候由、御治国の道恐るべきことに候、しかればいにしへの教、 をそたつることも疎く、幼年ゟ匱乏の事のみ見聞、おのづから心かだましく、身ぼそに成長いたし く尊となく、賎となく、唯今日の貧苦に偪り、 らず、殊に戦国につゞき教の道も不相立、其上年来御時節相衰、国人患難にくるしみ、国情つたな 右齊家治国ハ文学に起り候由、然るに当国ハ山中辺鄙、いまだ東夷の風相残り、世俗もうるわしか 倫理にくらく、五常の道も明らかならざる事、年来甚なげかしく候、荀卿曰ク人無師 此度先生御国元へ下着、 孝悌忠信の道もいつかよそに成行キ、人を教へ、子 君上殊以て御喜色不浅候 始のほどハはなはだ辞 御先代様の御 猶又表向 適和可然 無法而 風を 時此

但先生大町寺島吉郎左衛門所へ先ツ参着、

出迎の御使者、

老臣此外取扱の役々夫々に被

仰付、

に伺公、 勤、 越罷在、 其後追廻、 の次第別冊に記之、毎事繁多故悉ク難相記筆略、 月々定日を以先生登城、 并御城代・御小姓頭・御近習中段々各出席被 各勤学無怠慢、 北の馬場御殿を補理、 且先生講談の時ハ、 於御書院講談、 先生仮住居に被相定、 此節大殿様奉始、 御家中の士抜々馬場御殿へ出席、 右明和 学問生数人附属、 仰付、 八年初て御国の教を被相開、 拝聴之、 御方々様御出席、 先生御招請 何も何も馬場御 君上御学問 且老臣中、 0) 函丈の 礼 御 殿 講 取 御前 御精 へ引 談 扱

)孝行人御感賞

聴聞、

みな人孝悌の難有おしゑを感得、

品々も夫に応して下し給ふ、 上、頭々ら申立候上、 右御家中并農工商買、 猶又御徒目付を以其実否相尋、其厚薄に依て御賞しの趣も、 孝行の者を御賞し、 委曲孝子伝の書立に相記し置候故、 金帛或ハ穀食等賜り候、 此所に筆略 尤其筋々相糺、 軽重あ 五人組 町 ŋ 内 拝領の

●精勤の者御賞与

拝戴之、

各退去、

しの次第老臣宅へ呼出、上意の趣申伝之、且金銀穀食、或御樽肴等品々被 右有司諸役を始、 御家中精勤、不精勤相撰言上之、軽重厚薄の差別に因て、 極月に至り、夫々に御賞 成下之、何も於即席是を

節の直ると申も、人の心より直らずしてハ、大なる国家の事にハわたり兼可申事なるべし、 ふとの差別より、 り、人心すゝみ、忠信の志を生じ候、然れば人君の人をいかして使ひたまふところしてつかひ給 但右何も勤労の次第、達上聞、 国人の苦楽も、国家の盛衰も、明らかに相分り可申候、かくまで衰へたる御時 委細御意の趣謹て奉承知、 **勤仕の規模とす、是より何も勤にはま**

●博奕御停止

ゆるみ候、此故に猶又今般被 右古来
ら重ク被禁候、
就中天和二年厳重被 仰出 仰出、其後時々御〆相立候へども、ほとへだたり候得ば

但此博知より諸悪起り、民間の風俗を敗り、昼夜を取違イ、業にも怠り、懶堕にして、乱妨狼藉ミ

あるべき事ニ候、此故に父母妻子を泣せ、終にハ其身も沈ミ候事、誠に不便なる事に候、是に因て なこの博知うちの風情也、且追剥、強盗、 火付たぐひも、此等の者どものなすところ、尤重ク禁止

●老人怡養

常々是を御停止、

古来
ら被行厳科候、

此度准古例本文之通被

仰出之、

右御家中および在々町々共に長寿の者書上、 九十歳の者より小袖を給ハり、 又百歳より御扶持を被

下候、

但諸士には衣服、農工商にハ、穀食をたまハり候、

▶桜田御殿御類焼

を始、 戸ゟの飛脚到着、 御長屋長屋是又無残御類焼の段、雖然三御屋敷におひてハ、怪我人無之由、三月三日申の刻江 君上奉始、 非常の変災一国中驚嘆

右明和九年春二月二十九日江都大火、是に因て桜田御殿、并御長屋共に不残焼失、

麻布御末家御居宅

但年来国家相衰へ候つゞき、 に止り候儀、 仍老臣心力を尽し候て、 此度の大変殊更国人悲嘆のおもひを懐キ候、 転禍為福の智力をめくらし候 乍去唯是黄金行の配り

●御家中多力 農・エ・商・売共々一統ノカ行也

四民其得たる業を以て、国家の事に力を出し候、是衆を得たまふと申事にこれあるべく候、然れば Ŕ 候、 る事なるべし いづれの儀候共、 かなれは此度御類焼に腰を折て、心もくらみ、力もよハりて、万事ハミな如夢茫然としてあきれ 右前書段々相認候通、寛文以来累年衰へ候御時節、当君御代御取直しの御いさみも相発し候所、い 拾万の心力を尽し候ハヾ、何ぞ是式の火災、憂とするに足らず、其故ハ今春の大変ニ御国 雖然日月ハいまだ地に堕たまワず、国人拾万余人、安ン々として恙もなし、尤財貨ハ匱ク候と 社稷全ク危からず、況や此度の火災をや、拾万人の力を合て、奉救之候儀、 一中の

るべく候、仍追々相正し記録いたすべく候、右につき此所に一々枚挙するにも不遑候、乍去四民志 国民追々心力を尽し候次第数百ヶ条におよぶべし、 其節甚混雑故、 御政事所の留も既に計 この事な

の肝文左に記之、

年来国家之衰へ、当御代御取直しの初め、 かゝる変災の事、且驚嘆、且残念をいだき、何となく勢ひ

御家中始め、 村々の堤を浚て、土手を築き、石を積ミ、川除となし、水難をふせぐたぐひそれとなく是となく、ミ 化して農田の荒ミたるを起返ス人もこれあり、或ハ野を分ヶ畠とし、山へ入て御用材を引もあり、又 御城廻外郭、 おなじく藻を取り候面々有し候、此性名別に記し置候、これより追々だんだん、御家中志しの人々、 勘定頭佐藤左七国家に志深ク御堀の内へ飛入、藻を取り候が始りにて候、其後同気をもとめ候人々 令の至るところにハあらず候 をはげまし候儀、彼是道理をつけて言葉にも申尽しがたく候、誠に多力勢ひのしらしむるゆゑん、命 土居敷の草を刈り候もこれあり、又御城内道筋、追手の草を取る人々も御座候、それに 国民心力を尽し候濫觴ハ、二之丸南外郭の御堀、 浮草しげり、御要害もすさみ候を、

な人の志さかんにして、国家の大患を奉救候次第如此に候、これに化し、農家町家占もおもひおもひ

に罷 となく夜となく、地に足をつけず、飛揚して雨を乞候勢ひの大なる事、筆紙に尽しがたく、 か嬉し泣になき申候、一トとて旱魃の儀有之、雨乞の御祈りこれあり候、此時国人愛宕山 鼡 門屋門屋の者にいたるまでこれにつゞき、みなみな君家を思ひ奉り候志を感し候へば、 へ登 此節 幾度 君 Ŀ 昼

御登山、 知被 セあつまり、 仰出之、 何もの労を御感悦御意を被 松川の水を汲ミ上、田水に懸ヶわたし候国人の勢ひ、何ニとたとへ可申様も無之候、 此節御跡につゞき、 御家中の面々われもわれもと糠野目へ罷 成下、或ハ北条郷田水引取の時、 君上糠野目 出 此外近郷村后も走 へ御成、 水 Ó 御 右

につゞき追々頻りに雨の御祈りこれあり、 君上御断食御丹情被為盡候所、 満天感応にや、 御郡中降

聝

国人一統奉賀之候

心不浅、 郡奉行長井庄左衛門田水差図のため、 御膳 の御飯を御取分ヶ可被 成下旨被 廻村の節断食にて雨を祈り候、 仰出候、 老臣
ら飛札を
以君命を
伝ふ、 此儀時日あつて、 庄左衛門謹 達御聴 御感

而頂戴之、

城西七里、 塩地平の御林に、 佳木良材麻のことくしけり候、然れども里数へだゝり運送の費有之候

故、 ŋ 済、 若松候の御家臣へ追々御頼の趣! 申 然るに五十騎組 仍諸役御用懸元山共を召連罷越候、 会津へ引出 しき小屋小屋に住居、 難行苦行、手をくじき足を痛め候ても少しも撓まず、深山の藪をふんで、新みちを開き候より、 常々御城下の御用木にも成兼候、 御家中おもひ入ふかく、 相起り、 筏に組ミ、津川を流し、越後新潟湊より出帆海上差廻し、江戸着岸の積りに内 の衆、 段々右の手配りに相移り候処、 しくものとても藁筵の上に起臥、 此山を踏ミ初候て、 何も何も此山に分け入、 然るに此深山遠く、 被 然るに此度桜田御殿御普請につき、此山の良木を剪とり可然 仰遣、 雨の日も風の日も、 尤御領掌御挨拶相済候上、 直に当地
ら差廻し
可申様無
之故、 木の葉、笹の葉等にてふきたる、あらあら 常に通路無之、 風雨隙に入りて、身をおかし候ほとのぎ、 材木を引出し、谷をくだり、 人跡絶へたるところに候得 当山の材木剪立被 汐路平の深林ら 嶺に登 仰 論 付 相

もゆきとゞかず、

麁抹なる事に候へどもミなミなこれをいなミ候心もなく、丁寧なる事共にて、始

へ申上、 終惻ミ入たる志しに候、 見聞のところ、御家中無二の志をつらつら感じ候へば、涙が流れ候、仍て右の始終くわしく江戸表 委細達上聞候処、 此節老臣美作も罷越、 御家中の志を御感心、追々御懇の被 数日逗留衆とともに労をおなじく、何もの辛苦をも 成下御意候段申来り候故、 頭々へ

伝之、

にして、 事に候、 右之通御家中の多力を以、深山 海上差廻、江戸表へ着岸、 是偏に御家中の多力を以国家の御難を奉救候次第如此に候 の材木会津領、 桜田の御殿の内、 小田付へ引きおろし、夫ゟ津川を流し、 段々御用材に相成、追々御作事難なく御成就 新潟
ら船積

小国より江戸御屋敷御用材を剪出し、 嶋内記被遣何も入情の際見聞委曲言上追て被成下御意候 儀前同断、御家中の多力小国住居の面々、無二の志を以力を尽し候次第不浅ことに候、此節御使番小 川を流し越後領へ送り、是又新潟の湊ゟ海上江戸へ差廻し候

但 申 小国ハ深山幽谷、 追々言上君上別而御感心不少候 又難所も多ク、 山川の流、 殊に以て功所も有之、 各難行苦行惻入たる働之

事、 高家衆・侍頭中・御小姓頭・奥取次・侍中組々同伴、家来共召連罷出、 り、ミなミな出情此故に日あらずして、此地永久の地利を生じ、 **其志ハ蒼海のことく、其勢ハ大山のことし、此外諸組占も加勢とし数千人雲のことくむらがり来** 御領国も広ク開ケ候様に准し、済世 江俣村の荒所を田畠に開キ候

の大業もこれより振ひ起るべき哉と相見候、

大小姓・御仲ケ間組、 夫々の多力を尽し、或ハ開発、 或ハ川除、 或ハ堤の浚、 其外所々地力の開ケ候

事不少候、

発 御馬 谷地川原の水除石積ミ等、 廻衆・五十騎衆・与板衆のぎハ、組並大勢故地力を尽し候事ハ大なる事に候、 別而の多力ニ候、右のつゝき三宰配中追々御召服拝領、 就中 小 初て御紋着 野川 の開

用

三御扶持方の儀も、 多勢の組並力を尽し、 段々無二の志を以地利を開キ候次第、 尤以不少候、

此外の組々前同断、 夫々の志を以力を尽し候次第、 別而不浅事二候

村々にて夫々に力を尽し候次第殊勝なる事ニ候

在々農家の事に至り候ては、

門屋の者共相応に其志を尽し候、

町々に至り、 道作り橋普請だんだん相応なる志を尽し候、是又きどくなる事共二候、

座頭の儀は、盲人なれば力なくむなしく打過しところ、旱魃の年に当て、数十人申合ミなミな断食に

て、笹野観音堂へ数日こもり、雨の祈りに丹情をこらし、国家に志を合ハせ候ぎ、近頃やさしき事ニ

候

右の外段々国人それぞれに力を尽し候事、中々紙筆に尽しかたく候、粗役所の留帳に記し置候故、致

筆略候、

右御家中多力の時、 君上御在国の節ハ其所へ 御成、何もの辛苦をいたませたまひ、 段々御懇之被成

被 下 て是を勧め候儀も有之候、右毎々の次第、衆と御こころざしをむすバせ給ふ事、君々臣々中々申も恐 御意、 召出御酒を被下候、此節老臣へ御酌被 且其祈りに臨ミ 御手つから御酒を汲て是をたまハり候儀もこれあり、 仰付、そのつゞき多勢群居候所へも罷出、 又ハ頭 老臣御酌を取 人々御前

永ク此事に多力を御頼可被 戸表火災の変に応し、 是まて御家中および国民の多力を記ス、且此儀年来御時節相衰いまだ御取直にもいたらざる内、 一時の権道を以御国中の志によつて、是を行ハれ給ふの儀、 仰付様も無之事ニ候、依之安永のすゑつころにいたり候て、 尤以、 後来の儀 最早御家

中并国民の多力におよばざる趣を以此儀自然に相止ミ候

桜田御殿 新建御成 就

右御家中および国人の多力を以御作事出来、尤御書院の儀は、後年の御普請に被 仰付、 此外は御

江

長屋共に悉ク出来、右為御祝一統御酒被成下、

但御家中出銀等最前被 出銀旨被 仰付、 彼是別帳に留置候故此所に筆略 仰付候年数に不相満候へとも、 御作事もいつれか出来付て、 相残分不及

●御備米蔵新立 北寺町裏御蔵屋敷の内へ御作事

右無九年之蓄曰不足、 無六年之蓄日急、 無三年之蓄日国非其国也

由此観之、有国家者、何可以無蓄粟、乎

みのらずして、一国の秋収大に減じ、一統穀食匱乏、飢餓の人目前に偪り候、然れども荒備の御蓄 御当国においていにしへ御蓄米これありといえとも今ハ少し、然るに宝暦五乙亥年、五月中 国民の大患こゝに急迫、木の葉、草の根を食し、暫時の命はつゝき候得共、老若男女、鵠形鳥面の もなければ、是を済ハせ給ふ事かたし、尤施行の粥たまハり候へども、一国中周クゆきワたらず、 り霖雨降つゝきて、時ならぬ寒冷行ハれ候ゆへ、稲ハ殖たるまゝにて長せず、漸穂にハ出候へども

尊ミ候得ども、金銀ハ飢て不可食、寒ふして不可衣と誠なるかな古人の教、『こ亥の飢歳に遇て、 時拙生ワかゝりし寸胸に偪り、慨然として国家の一大憂御備米のこれなきを悲ミ候、人世金銀を 初て国家を歎き候、其以後年過て御役被 の説のことく、老弱ハ溝壑に転し、壮者ハ散して四方に乏クと申ことも、此等のことならんか、此 ごとく、見るにしのびず、聞くにもたえず、ワれも人もかくなりなん事かなし、是まさに所謂孟 仰付候へども万々多端にして、愚慮の小量におよばす、

有御徳を以、安永二年中飢歳御備米之事、拙生蒙命候、此儀年月思ひ含たることに候へば、 の悲きハ、飽バ飢をワすれ、暖に寒をワする、嗚呼是人の人たる心にあるまじく候、然るに君上難 御蓄米の事もおもひながら延引に罷成候、飢歳の事ハ身に染ミ、骨に透りて、相含候へとも、愚痴 一度ハ

歓び候へども、一度ハ恐れ、成功のかたからん事を歎キ候、右につき、同役中の内慮をも承り、追 々とりつおきつ論談を尽し、有司諸役へもこれを計り、且江戸表の豪富三谷家を深ク頼ミ、又越後

の渡辺、与板の三輪をたのミ、終に御備米の元金を調達、其上御家中へ心を合、 彼是八方相和し、

何もの多力を以御備米蔵さ之通

五棟

但三間半梁或三間梁、 行キ間二十間ツヽにて、五ツの倉庫合て百間

中深実の多力、并国人の志を以、むつかしき御時節に此儀成功、 右 おもひ入も深ク、 の通御作事致成就候、 飢歳の御備も相認候儀、恐悦の之に候 是君上の御徳行にして、御救米の端も起り候儀とうとき事に候、其 且年来御用聞の面々、 江戸近国 八上御家

倉々の御立方致出来候得ども、 たため候通、 所々の開作、起返り等の実取りハ御取筒の外にて余計に相成候、是を年々引除 穀食ノ配りいかがと存候ところ弥他領の金主心を合、 随て前書ニし 此倉々へ

納め、 わたし候てハ、九牛が一毛なるべく候得ども、右のつゞき年々御備に相成候ハヾやがて其数も相満 其外なにかれ取あつめ、新古合籾にて三万俵ほどの御備に罷成候、尤少分の儀、 国 中 へおし

可申候、

但常平倉ハ、魏ノ文候の時、李悝立の、其ノ法豊年凶年ヲ以テ是を定ムと申候、 天皇ノ時、一百八十一ヶ所ニありと申候、富人倉救急料恵民倉ミな是飢歳を救フ備なるよし、又随 屯倉ハ、本朝孝徳

の文帝ノ時ニ、尚書、 長孫平か奏に因て、 諸州に義倉を立、又社倉ト云、 義倉社倉名ハ異なれと

も、同しことなりと云、ミなそれぞれの法ありといゑとも、 御備米蔵の儀、 いまだ其初のぎ、 誠に

ワづかなる事に候へば、穀数相満候上、仕法可被相立候:

一御家中備米

右蔵々ハ未作事無之、 少々の備米寺町倉庫へ納置、 御蔵役取量候、 尤追々一統の割を以備置候様可被

仰付候、

但当時御家中患難付て見合追々此事に可相移候、

十八組備米蔵 公儀御入料を以作事

右飢歳凶年の備として、新丁御蔵地の内、 新規に作事、 此節物頭中支配の者召連罷出、 何も二自身出

且成就之上美作罷出入初の為祝、 御上
る米 被 成下旨申達右につゞき何も年々出米等、 此蔵、

入置候様申達候

情、

郷村備米蔵

に、

籾百俵計ツヽ被

右飢歳凶年の備として、用材等たまハり、農家自身普請取立候、成就之上村々へ美作罷越、 入初 の祝

成下旨達候、且備米の儀ハ父母妻子の命に候間、年々此くらへ備米入置候様自

76

身申含候、

但右備米相立候村々、 并備籾の員数、 出役の性名、 代官之性名共に委曲相記、 別冊に備置候

一町家備米蔵 二棟

初の祝に従御上被

右飢歳の備として、公儀御入料を以御取立被 成下、一ト蔵に三百俵ツヽ、二蔵取合候て六百俵、入

成下旨、両度美作罷出直々申渡之、且右につゞき町家占段々力を尽して、備米を

入置可申候、 是町家の命に候間大事に心得候様、 町人共役々召出懇に申含候

六百俵 町家納米

〆千二百俵

右之通、町奉行・莅戸九郎兵衛・同長井庄左衛門兼々重キ含を以別而出情、 段々取量、 町家の備米

取立、 是を義倉ト号し、 町役の内、 懸りをも申付之年々備之候

門屋借の者備米蔵

何も出情一段之旨申達候、 右飢歳の備として、 屋代町郡割所構の内へ備米蔵一ト棟、 五十俵の籾入初の祝に被 成下候由達候、 役場余計銭を以取立候、 此外に何辺の御開作所ゟ罷出 此節奉行中罷 鼡

候籾、 右衛門梅津惣助兼々各別之志を以出情、 八十壱俵余此蔵の備に被下候旨達候、随て自今当役場の余分を以年々備置候筈、 公儀の御入料不相懸様取量候、是迄備米蔵御取立、 御用懸千坂政 安永ら同

●御軍列清書

九年之頃迄段々取量の作事、

右 将軍家後陣触の時、 御当家の御陣立、 百二十万石の仕立にて、 当時の出立に不引合候、 依之押前

の御行列、御備立の割合、書立御軍書箱へ御納置れ候、

但侍頭本庄 職長軍学修行のつゞき、 数年之出情を以自筆ニ相調此時の奉行中相議、 各連名を

以備置候

●七家御仕置

千坂 清野内膳 対馬 同 同 芋川 色部修理 縫 殿 同 江戸御家老 平林蔵人 須田 伊豆 侍頭 長尾兵庫

侍頭

奉行

置不宜、 追て 御下し 人残 吟味下手の、 端手なる了簡仕 んの不相成儀に御座 存候者無御 者共二御座 相やぶれ申たる儀に御座候 右安永二年六月二十七日、七人相揃登城於御 人に御座候て、 の居り 上なき佞 町 々詮議 被成候儀、 御国中大凡拾万人之内、 候、 座 候ても、 役立ず者と様々悪説のミ有之、義倉などと申を致候類ひ、 奸 候 無之候なは不相成儀と存候、 依之此末右佞奸之者共御退ヶ、其上御政事質素律儀の越後風に可被成候、 なる者に御座候処、 此者 御僻事二御座 体しまらぬ 出懸りの工夫より外無之者に御座候、 御政事の害に御座候間、 候、 ハ 尾州の土民のよし、 体他家の者を用ひ候儀は国風に合不申候、 典 人柄に御座候故、 候、 此外木村丈八・倉崎恭右衛門・ 九万九千人まてハ帰服 数年の御借上ニも不引合儀に御座 君上には御夢中、 此体之奸人へ国事など御相談被成候故、 正置順 親族と争ひ、 前 旧格を守り、 言上書 路を行ひ可申様 御まよわされ被成御座候、 不仕 依之町奉行相勤候時も、 親族を見捨、 連名連判 定式を正し、 候、 志賀八右衛門・浅間 此段 無御座 を以申 一候ゆ ハ 馬場御殿におゐて、 浪人儒者と相 町方及迷惑候 竹俣美作邪 誠実を踏候事不相 候、 上候趣、 御 且 国中 随て莅戸九 細 町 井 登理 智有之、 々 一 御家督 (甚三郎) 成候儀 誰 かくまて御 曲 皆 あ 相 切帰 つて宜る 苡 勿 聞 神保容 謀 論 佞 御 成 郎 以 服 御ゆた 此 浴にてて 計に長 奸 玉 奸 兵 不仕、 敷ク なる 政務 段 御 衛 元 佞 仕

申上、 を、よきことの様に相唱ひ候より事起り毎々増長仕り、 ものハなげき候由及承候、 藁科松玄・栗田寛右衛門・小川源左衛門・高橋平左衛門など出頭いたし不行跡有之、門弟の 文武は害を生シ候、 誠実の事ハ無御座候、 将又去年中ゟ御手伝忠臣道と申事罷出候、是ハ美作へ登坂右膳など追従に致候 且武芸も近年只うわきに相成、 畢竟端手の者を進め候段にばかりに落申事に御座候、是に因て、 かれこれと理を付ケて君上へ申上、 右文武の二芸も皆美作彼是と手段を計 諸士 中 当時 心ある \overline{o} 真 Ó

上候儀、 元組 候、是まで段々の趣を以美作隠居被 功の様にあやなし候、全ク実よりはまり候者ハこれなき事にて、 へ皆々可被返候、 無筋儀と被 思召候ハヾ無拠儀に御座候間、 大奸の者共に候間、 仰付可然と存候、莅戸・木村・倉崎・志賀・浅間 時刻を御移不被遊御決定可被遊と奉存候、 拙者共一人も御役相勤居可申様 只追従と面ヲ並ミとの二ツに御座 無御 此者共御退ケ、 万一 座 拙 候得 者共申 は

右此 於御 ちらにも御決定可奉承知候旨、 前 卌 御 役目 数ヶ条有之、此処に一々難相記候、 可被 召放候右 両條の内御極 冊に相照 調申上之、 め不奉承知内は、 御殿不相退候間、 とくと被 聞召、 主意に بخل

違ひハ無之候得共、 始終の文言連綿なく候故、 仍肝文を所々抜々に文談をつゝめ、 本文へ引合候時ハ、句つゞきつらぬかざる所も有之 粗 相 調候、

候、然れども本体におひてハ、聊も相違ハ無之候、 雖然外ニヶ条共も多ク有之、 又始終の儀爰二悉ク

不相見候、 仍別に留置候一冊に、 言上之趣相見候間、 此処に筆略

仰含候 の上、 御座 忠臣を以邪臣に御替イ被成候時は、 右言上の全体諌言と申唱候得共、 条書の内早速なから二三ヶ条御不審御試被遊候処、 右之始終君上 々強て申 示届 候得は、 新 く、共、 御殿 に被 上御前不相退、唯党を結、 御思慮被 へ被 初のほどは不奉承知候処、 R 思召候、美作儀ハ元ゟ国家に忠ある者に候へば、当然之無事を被 被 仰進御本丸へ大殿様被為 聞召候、 相盡候上、 然るに一冊 実ハ悲念にて少しも深功の志ハ無之、 奉要君上候次第、甚不届至極に被 御下知可被 此者共往々邪意を恣ニし、国家を乱し候ハヾ、 再三におよび深々被 の言上段々不明白なる儀も有之、 入 仰出候旨御意之処、 御父子様御内談の上、 何分御答不分明にて、頻に御下知を相待候段、 仰宥候上、 何も聊承引不仕候、 思召候得共、 党をあつめ奉要御上 大殿様ニも御出座、 漸々七人退去仕 第一重キ御 来日の社稷甚 思召候のミにて、 ト先ツ御 取行 是に因てケ 一候致方 の儀に 毎 々被 危ク 堪 達 忍

重畳

被 思召候、 乍去此儀御上御目付違ひにも被為在候哉と、 御父子様御揃の上、 御横 目役之者不残被

召出、 御仲ヶ間年寄御使番一冊の趣を以毎々御尋の所、 是まて段々被 御仕置宜、 人心も眼し、美作

恩義不届至極、不忠之者共ニ付、時日をめくらされず御仕置被 奸佞之事も心付無之由、何も同様申上之、然は己か悲念を以、 江戸御家老三人ともに病気と称し、二十八日ゟ不致出仕、御国政を為相滞、 讒を構、徒党をむすび、其上、 仰付候外無之儀と、 御上を蔑し、数代の忘御 御父子様御評 奉行

々の御 議御極め、七月朔日暁、美作登城被 豆・芋川縫殿本人の罪を以切腹、千坂対馬・色部修理隠居半知閉門、長尾兵庫・清野内膳 用懸り被 仰付、 段々堅固の御備を以、七人の者共御城内へ被 仰付、 右七人裁許の御取行被 仰含、 召出、 御家中の面々惣登城、 御仕置の次第、 平 林蔵 須田 夫 伊

隠居の上知行の内三百石宛被 召上、何も閉門被 仰付候、

但此旨御方々様へも為御知被 仰進、 御家中へも為承知触達之、且江戸表へも申達、 尾州様

も委曲被達御内聴候、

伊豆三人之子共押込に被 仰付、

芋川隠居九兵衛・平林隠居爰凉七家の一件荷担之聞有之候付押込ニ被 仰付、 以上

●好人之所悪、悪人之所好、是謂払人是性、苗必逮夫身、

此不仁之甚者払人性苗必逮夫ノ身、古語

侍頭四人の代、本庄弥次郎・中条兵三郎・嶋津左京・竹俣三五郎へ被 仰付、 七月朔日の夜、 各登

城、一人ツゝ御前へ被 召出、組支配共ニ御直被 仰付、

但、本庄へハ追て参府之上被 仰付之、

右侍頭被 仰付旨、組中へハ美作ゟ古例の通連名を以達之、

間年寄御右筆御用懸、 七人御仕置以後、美作五六日之間御城に詰切罷在、御国政取行候、是に因て御書院へ会席、 各日々出席、 先役取量之御政務、 夫々に相糺シ御治国の儀無滞様取量候、 御仲ケ

時日過て、 吉江喜四郎へ奉行職被 仰付、 広居図書へ江戸御家老被 仰付、 且毛利内匠追て江戸

占罷下候上奉行職被

仰付、

83

●農田稲·

海老江湊 唯穀食を備へて、往々飢餓の人を御済ひ被成下候一ツのミ、別に子細あるまじく候、各賢慮可 田 増長し一国の大事不過之候、仍二之丸へ会席、老臣を始有司諸役各列し是を論ズ、郡奉行申 右村 奉窺君慮候処、 由是を達し候ところ、 なる事に候、 て成らぬハ人の命に候、然る上ハ尾州へ急々御使者被遣、 ことにてあきれたる事に候由、其だんハ尤以無余儀、 面 見分のところ、多分なるむしにてたちまち根元より稲を喰たをし、 田 面 へ着岸の上、 兎角御見分有之可然候由、老臣論に云ク、天災地妖人力のおよぶべきにあらず、 統おびただしく虫付キ稲を喰たをし候故、 尤以可然段被 何も一統申聞に、当御時節漸々取量候ほどの儀に候へば、兎向におよびがたき 国人をして御国元へ引取可然候旨、 仰出候、依之御使者の儀、 老臣も同然あきれたることにて候、尔しあきれ 農家老若男女これをふせげとも盡ズ、 御口上書御用人中へ書状、 内評におよび候ところ、各無別意 御国米御所望被 外の田 仰入、 へ移り候儀 海上廻船 彼是毎 前 聞 々の にて越後 此 被 代 依之 追日 申聞 上 昨 取 未 運 聞 Ħ

申出候、

是に因て尾州への御使者之儀は、先ツ御見合に相成候内、

猶又虫も少ク、半作ほどにハ可有

統にハ無之候由、

諸村

見分人

追々注進稲虫もうすく相成、且又むしつきも御郡中一

びに相移り候内、

御座哉と申事ニ候故、御使者ハ終に相止

候、 趣、 の国 但 もへだたり不申儀ニ候間、 尾州表 乍去何ぞ格別重キ御入料等有之候ハヾ、何時成り共可被申聞由、 日の穀食 平 年無事の日、 御使者被遣候共、 一定成かたき事ニ候、 御国用等御助力有之候共、 此度御国米御所望御座候ハヾ可然由、 御家老中御領掌の程いかか可有之由、 然るに先年当御家大患之時、 年々ハ無盡期事ニ候へば、 市谷御家臣中美作、 委曲本文の通及内談候処、 初め段々申聞候 約し置候儀有之、さのミ年数 其儀ハ成がたきことに 面々も有之、 内 々 被申 何も 聞 他 初 候

附 請ヶ持可給候由、 両 々為差登候金数之儀ハ、海老江湊へ着米有之候へば、国民穀代を出して引取申事ニ候 の物ならば、 尾州 米御所望候共、 御使者登りに半々の金数為差登、相残分ハ追々為差登候、 御頼の積二内論相決候、且四五千の金子調達之目当、夫々に及差図候、 何なく御助力と計可被 仰入様無之儀申迄は無御座候、 其内尾州御家臣中 たとへば へば、 随て跡 自ラ 宜 万万 敷

ころ御家臣中請ヶ持の儀、

尾州表へ違約にハ不相成儀ニ候、左候へば半金ハ当時遣し、半金ハ追々為差登候儀、

一ト通り之儀と申、其上先年の兼約も有之候儀、

かたかた本文の通相

只遅速

のと

二気色を開キ、各同意二の丸会席相済

議し候処、 不及此儀恐悦の事ニ候

右之通ニ候へとも、 よしにて御当地へも来り候故、 虫付の御損毛之儀ハ多分の儀いかかと存候所、 美作宅、 相招懇に頼候所、 領掌有之、 三千両御借請相済ミ当秋納! 酒田 の本間小作江戸 へ罷登候 相

処、

大胆至極なる者ニ付て、

弥御糺明

の儀御別慮不被為

在候段御挨拶相済、

何も退去、依之立澤召

早天に藁科宅へ

捕候手配悉ク畢て、

御番医有壁良安へ申含(町奉行所におひて取量之)、伏嗅召連、

候所、 单 仰上候間 入 立澤御刑 欠ヶ候分ハいつれか御取凌有之候 同所量之御使番、 御覧候処、最前七人の言上書、兼て彼等が手風の文言に無之処も多ク、其時ゟ御不審ニ被 七人御仕置以後、 扨ハ立澤が姦謀にありけるよと御憤り、 戮 何も相揃罷上可申 美作手元へ差出之、 安永二年十月、隠居藁科立澤儀、 ·由被 仰含、 美作即刻登城、 新御殿へ被為 早々可被遂御糺明之旨被 伊豆へ姦謀を進め候密書、 入 同役相揃披見相済候上、 老臣御跡ら参 仰出、 殿、 立澤密書入御覧候 且大殿様 御前 伊豆元宅ゟ罷 ^ 罷 鼡 へも可被 思召 密書 出候

上聞 良安参り、 筋儀を申上候根 廿七日吉江喜四郎御役家におゐて、 し、此書其 候所、 伏嗅同道立澤直に町奉行所へ召出、 時日を置ずすみやかに御誅罰可被 、方直筆か有様に可申出旨厳重に相糺候処、 完 元 其方儀元ト須田 奉行中列座、 伊豆へ姦謀を勧候直筆の証書有之、 仰付旨、 此節大目付御仲ヶ間年寄立会吟味、 立澤召出、 直筆に無相違段及白状候由、 依之大殿様へも申上、 最前奉行侍頭七人徒党を結び連 右書面の大意、七人の者連 御同意被 各申 立澤密書を取 ·出候、 仰 足判を以 進、 此旨 十月 判 達

書にも引合、 但、衰へたる国家を御取直しの御時節にいたり、文学に無之候てハ御国の教も不相立事ニ候、 大胆 至極重科之者ニ付御誅戮被 仰付段上意の趣申渡之、 御請畢て引立 さ候

片山を以存念御尋の処、 相成、 所彼是申まぎらハし候へども、 へば片山学士計にてハ何分ゆきわたらざることに候故、 諸生 紀兵衛手分に及び兼候由申出候、此旨及御沙汰無是非事ニ候間、 の扱も甚粗懶に成り行、月々定日の講談も怠慢、 立澤御答以之外無法なる儀を申聞、 業に怠り候段申晴無之段誤相立候付て、 先年立澤儒者兼帯被 片山彼是取扱候得共、 段々不埒成る行跡に相聞候 先達而儒者兼 於町 仰付 奉行所立澤 何分とりあ 候処、 帯被 付 近年に 御 相 此段 除 糺 ぬ 0)

被

仰付候、

然るに其以後病気と申唱、

久々出勤も無之所、

終隠居奉願候、

此旨達

上聞隠居願

0)

通被 道にたがひ、甚未練之至謀逆に准し候重罪たるべく候、乍恐君上の御事ハ元ゟ衰へたる国家のた にかたらわれ候より、対馬修理をかたらひ候て吾党となし、縫殿と手組、兵庫内膳蔵人をも引入、 七人相列し候時ハ、御手ざしも相成ルましきと見限り候て、座詰に奉要君上候儀、 しなき奸謀を勧候始終、大悪無道なる者に候、且伊豆儀は執政の権を奪ひ取り候邪智に惑ひ、立澤 さ候へば元ゟ立澤述懐を構ひ候より引籠り、奸計を工み、伊豆を訛し、二度出世の大望を含彡、よ 之など風聞も有之候所、 仰付候、然る処其以来猶以引籠、 此度姦謀をすゝめ候書翰を以、七人の言上書之文談に引キ合イ候処有之、 **屏風がこいの内におひて何をか認め居り、たれにも面会無** 人臣たるもの

詐、君上を熒惑し奉り、忠士を陥害せんとす、嗚呼是国家之奸人、可悲事ならず候哉、此故にミづ め 失する事をしらず、その身を利するに当て不仁不義之至り、ミなこれ邪智のなすところ、 書などにて、かかる御徳をくらまし、御国政を妨ヶ候儀ハ、自ラ足レリとし、自ラ伐りて、己レに 偏に安民のためならず候哉、 御いたわしくも御一菜綿衣を始、 然ればかゝるとうとき御徳を難有ともおもハず、却てことなる言上 御身をくるしめられ候と申事も、 われ人の患難御済ひのぎ、

からなせる罪、遁ル時に所なく如此行ハれ候、

る事ニ候、 右此度立澤が密書露顕におよび、 是に因て最前のつゞきと申、 七家共にかれが奸謀に当て従来人臣の道を失ひ候次第、 此度立澤御刑罰に行ハれ候儀共ニ、 委細に尾州様被達 弥明らかな 御内

〇私二記 七家并藁科立澤、御仕置実録、肝文、

聴、

御親類様方へも為御知被

仰進候、

用匱乏、 单 家督御以来、国家を御歎キの余り、 依之極段の御評議に至り候て、 御半領以来国家の衰へ候事、前書にだんだん相記候、就中重定公御代、 御修身御徳行の事ハ、委曲別冊にも認置候通、 重キ御段式にもいたり、既に尾陽公被達御内聴候て、各死地を踏て心力を尽し候、然るに治憲公御 進退相偏り、 御家中の半知或ハ出銀、或ハ人別銭御取立、国人の患難等委曲申まても無御 此成りゆく侭のことにてハ、 御寝食も安スからず、 御難行苦行、一々言葉にも尽しかたく、 御治国安民の事に被為盡賢慮御学問を始め 御領地をも被差上候外はこれあるまじき 御国政ゆきとゞかず、 兎向奉惻候 御事 御国

に候、

ころ、くわしく申まてもこれなく、蒼天赤日の下夕にて、隠蔽すべき様ハ無之ことに候、且文武の道御

其上厳君御孝養を始、御家臣への御慈悲、段々下モを御恵の思召にて、何より何まて人々しると

て、 取立の儀ハ、殊更君慮を労せられ候儀、 にて御用も足りて、年々歳々此数の積れるところ、何分不少事なるべく候、さ候 知るべきことに候、此故に御手元御用金、御召料御膳料其外かれこれ 御愛妾唯一人、 御家中其沢を蒙るべく、 御近習ハ六七人に過キズ、且一菜の御膳、 既に物成御借上の内をも、度々返し給ハり候儀、ミな人のしるところに 此外御節倹ハ申におよばす、少したりとも御奢侈のぎこれ 綿衣の御服を始め、 取合、 惣様の高わづかに弐百九 へば此余流下へくだり 万事ハ是を以て押て な

千人帰 はこれなく候哉 候、是君上の御艱難の内より、 御済ひの御取行にて、変に臨ミ権道を以国家御取直しの元なるべく候、然るに七人の言上書に、 服 不仕趣 申上の何たることに候哉、 **嘸々七人の衆も立澤もおなじく御恩光に浴し候にハこれあるましく候哉、** かゝることのかゝる御めぐみハ、君上御くるしみの 明 **〈和の御類焼につゞき、十万人多力を出し候事** 御身より流 皆是衰 是君 れ候に 九万 徳 九

に感し、 国家の大事に志を合せ候には無之候哉、 さ候へば論よりも証拠顕然として明らかなる事に

候いずや、然るに言上書ニ国民の御手伝事ハ、追従と面ラ並ミの二ツに候由、

物知り顔

の御断

りを申上

候、さ様に候へば貴となく賤となく、 多勢の歴々を始、在々町々の者にいたるまて、 数万人をミな、追

従者にしてのけたる七人の心、ちかごろめいわくなることならず候哉、かゝる不人情の不調法ハ、何の

候、 笹 候て、国家の大患を解キ奉り候ため、多力を尽し候事、何国にても成る事ならず成して見つべきことに 何ともおそろしき瞋恚なるべきか、たとひ追従にもいたせ、面ヲ並ミにもせよ、御国中の人がおもひ揃 手柄にて、 「野の観音へこもり候て、 かかるとき、かゝる勢ひを試ミ候へば、何事のありてもとおもハれ候て、半ハ安心にて、 然るを七人ハいかなる魂の入替り候か、かゝる国人の志をさまし、 何の役に相立申ことに候哉、 国家に精神を奉添候儀、 一トせ雨の御祈りに、盲人共あまたうちつれ、 正直の心より能々おもへば、 多勢の多力を打消し候嫉妬ハ、 涙の流れたることに 数日 の断 かの大学

者と存候、其上数年之御借上中、御家中の口を御ほし被成候御仕成シ、諸役場を始誰あつて宜く存候者 上書の内に、細井甚三郎を御国へ御下しの儀ハ御僻事にて、何のために候哉、甚三郎御ゆだんのならぬ に衆を得レバ、国を得と申事を、幾度もありかたき御教なるべきと繰言を申候、前にもしたゝめ

此所立澤が案分の主意にて、 伊豆へ奸謀をすゝめ候根本なるべく候、 其故ハ立澤元よりわ が学業を

々平洲先生の儀を悪口誹謗きくにきかれざる事のミ申上候

侫奸の口を御開キ被成たる事ニ御座候間、

左様可被

思召候などゝ書ちら

無之、甚三郎御下シ以後、

此外種

ふるひ起し候大望是あり候へども、先達候儒者兼帯被 召放候より、述懐隠居いたし、世を離れ候ふ

兼ての気質、又その行跡、且密書と書上書と、其主意の揃ひ候ところ、世の人の察知、十目 此胸算より、平洲先生をあしく云ヒなさねば不相成ことに候故、ここを七人にふせがせ、又国人のう とに候、此事 とみ候様に申唱ひ候ことく相見候、さ候へばいやなる学者の奸才にして、先聖の教にそむきたるこ 狸のそら眠りに、世人をたぶらかし、扨実ハ伊豆へ匍入て、なにかれ品よくふきそやし、伊 ハ其身口を開キて、たれに洩ラスベきにもあらず、伊豆へもかたられぬ実心なれども、 国の威を奪ひとらせて、われも世に出て、おもひこみに、立澤が学業を振ひ候含ミ、 の見る処

申上候、 人の言上書にハ、御借上の御時節、 中飢寒にくるしみ候故、是を御済のため、平洲先生御国元へ御請待被成候には無御座候哉、然るに七 だまし仕候、浮言忘語なるべきと、ここにおかしみのこれあるぎにて候、多年御借上うちつゞき御家 れ候、此故に言上書之趣、君上御だまされ被成御座候と申上候言葉が、取りも直サズ立澤が君上をお も同し様にていぶかしきことに候、然れば立澤が口を開キ、申顕し候よりも、却ておそろしくおもわ 此境表裏相反して、懸隔の違にて候、夫先王の道ハ、国の治め、 御家中の口を御ほし被成候て、甚三郎を御下しの儀ハ不引合由を 国の治めハ、儒者にあつて、

是をならハされば、是をしらず候、然るに御家の老臣有司諸役治めの道にくらく、経済の術をもしら

妨ケ、 を御順路に行ハて候と申時ハ、先王の道にあらずして何ぞ御治国安民之大本ハ決て相立不 頼御招キ下し被成候、 御歎キ、 ずして、 て、余り御不明なる御事ニ候由言上の主意、何とも悲きことにて、恥シき事なるべく候、平洲先生を 候然ればかゝるありかたき御大慮を以、先生御招被成候所、却て七人ハ是をにくみ、君上の 御国へ御下しのぎを拒み候所、 年来衰へ候国家の大患を御済ひ被成度被 御国政を取行ひ候故、 かよふ申せば獅子を立て矢を矧クと申様なるぎに候へども、 御時節相衰、 是則立澤が姦邪の起るところ、後年に至り、眼を入て披見すべ 御家中の口を御ほし被成候と申ものに候、是に因て是を 思召候故、大本の文学御取立のため、平洲先 年来本 御 末 ·申儀と存 僻 Ó 事に 取違 生

候、 の衆にうとまれかゝる国家の大変相起り候と申も、 |美作事ハ元より不明不徳にて、身にもおよばぬ大任の職を蒙り候儀、多罪恐入たる事に候、依之七人 是に因て君慮をなやまし奉り候儀ハ、唯々消入候計の儀、 美作不徳の証拠身に取ツて何と可申晴様 幾度も文盲不徳の罪、遁ルるに所なく も無御座

候

申上候 統奉恐悦候、 平洲先生ハ、 此儀老臣の身に取り、重ク謝詞をも可申演ことに候所、色々譏りて御ゆだん不相成もの二候など被 ハ何たることの候哉、 **博学温和の君子にて、治憲公御幼少の時よりも御そたて、御勧学** 此たんハ平洲先生無二の丹情にて、御治メの道をも御指南被申上候へば、 いまたしらず候、然るに先生尾陽公の御儒官に召され、 · の事、 格禄重ク被 御精一に御修行 忝事 なるべ 仰

付、殊にハ六十万石の御国に教の道をも被相開、其上世子の御師範として御威光不浅御事ニ候、尤人事

がひ、 先ツ今日まての儀、何成りとも不徳なる儀をも不致承知候、然るに七人の眼目、天壌所を替候ほどのち の吉凶禍福 何たる魂の入かわり候哉、兎角の言葉も無御座候、 ハ、糾る縄のことしと申候へば、先生の生涯終ハラざるうちハ不相知ことに候へども、先ツ

因て、君を奉思、 へ奉り忠信を尽し候儀、ミな人の知る所一々申まても無御座候、然るに七人の言上、九郎兵衛一体侫人 九郎兵衛他にこえ候て学問修行、 国をおもひ、人を思ふの功なる事、 温和徳実にして、元より毒のなき人、尤是国家の器なるべし、是に 身命に替て精一なることに候、 此故に 御側 に仕

に御座候段申上候儀、 さ候へば七人社稷之臣、 前ヶ条の内粗相したため候通ニ御座候、 御家の子と生れ、さすがに大身として、讒侫巧作忠良を陥害するとしぎ、何共 善を悪に申唱候ハ、則是を讒言と申候、

きたなき心、千歳の後と申せども此穢れハすゝぎがたきことなるべく候

くと町方詮儀無之不相成儀と存候、 但七人の言上に、九郎兵衛義倉銭などゝ申をいたし、町方迷惑におよび候由相聞候、此だんハ追てと 此躰の奸人へ国事など御相談被成候故、 かくまで御政務やぶれ

飢歳 徳行にて、 申たる儀に御座候よし申上候 ハせ候事、 凶年の備 御治国安民と申も、国人にくわせたり、着せたり、飢寒の人を恵ミこゝろよく我国にすま ハ、聖賢のおしゑ、人命を済フハ、仁人の心、然れば義倉社倉ハ飢餓の人をたすくるの

と奉言上候事、白キを黒ク、昼を夜といつハり候様なる儀、慥に讒言の証をあらハし候儀、 このかた、とてもさやうなることのあるべきにもあらず候、然れば義倉を取立候者を、佞人の奸人の とに候哉、 先王の道ならず候哉、然るに、七家の人々ハ、先王の道によらず何を以て人を治ると申こ 若シ天より穀食貨財を降らせ候様なることもこれあることにや、しかしながら伏犠 問フニハ 神農

おちずしてかたるにおつると申ス、世語のことき恥敷事ならず候哉、義倉の備米の儀平安の日ハ酒

哉、然るに先王のありがたき事には、ここをよく、お気ながに御覧被成、 候、たとへば冬の日のたき火も夏ハきらハしく、又盛夏の天に玄冬の寒キをおもわず、 のむほどにはおもわで、出銭の出米のとめいわくにおもひ候て、なにかれ申成し候ハ、 ハとんと、飢歳をわすれ、父母妻子の身をもかへりみず、われも亦、命しらずの愚俗共の心ならず候 御世話をやかれ候て、飛ンで火に入ル夏むしを、 世俗の命しらず共に、 此故 世俗 御たすけ に平年に の常にて お腹

下され候おこゝろ入りを、よくよくおもへば、千万歳の後と申せども、扨も扨もありがたき事には候 をたゝせられず、これらをお苦に成され、 て候へば、この事を心にこめて、義倉を取立たることなるべし、然れば後年若シ、 しとおしゑおかれ候て、国民に御緬道御覧被成たると申事ニ候、すれば九郎兵衛も学問したる人に ハずや、このおしゑかたのあんばいを、すなはち、民の父母と成ツて、しかも赤子を保ンずるがこと 飢歳に臨ミ、

て死スべかりし人の生きたらんには、嘸九郎兵衛様ハ命の親と嬉しくおもひ奉るべき事に候、 扨こ

の九郎兵衛ハ、屋形様のお人此ノ人が義倉を取立、支配被仰付候町人共の命を済ひ候ハヾ、屋形 目眼に当り、 かゝる人を御撰ミ登庸被遊候ハ、誠に御手柄にて、とりもなをさず屋形様の御徳、 大な 様

る事ならず候哉

候、庄左衛門事ハ、七人の言上書に何とも不申上、義倉ハ九郎兵衛一人にていたしたるやうにしたゝめ 親と嬉しくおもひ候ハヾ、民の父母の御手役者のひとりにて、此儀におひてハ、とうとき人なるべく 長井庄左衛門ハ、 殊の外なる出情に御座候、 此時の町奉行にて九郎兵衛同役、 然れば後年若し、飢歳の時に当て、人の命をたすけたらば、これも命 扨義倉の事ハ、九郎兵衛よりも猶以心力を相尽

き、 庄左衛門事に候故、此所に調置候、且町奉行の後役、平賀惣左衛門・町田半左衛門ことも、先役につゞ 候七人の心、何の儀かしらず候、尓し九郎兵衛ことを相記し候つゞき、抜群心力を尽し、義倉を取立候 **)木村丈八元より文学に志、詩文章にも長し、手跡ハ御当地近代の上手なるべく候、殊に性来方正にし** 別て出情故、 義倉の取立も行ハれ申事に候、 是に因て、此倉庫ハすなはち町家の命なるべく候、

奉り、

無二の丹情枚挙するに不遑候、明和四年御家督のみぎり、

御手元御用金弐百九両の御定被

仰

命をかへりみず心力を尽し、其志燃るがことく、誠に実忠なる人にて候、是に因て、年来治憲公へ仕候

て、はなはた清潔なる人に候、此故に国家をおもふのこゝろざしふかく、御時節の衰

へ候儀を歎き、

共 難のうちより、御家中への御辺知などの御恵も流れわたり候儀、こゝに御近習の人々、御家の大患を奉 候、是民の父母の御手役者、かくこそとおもわれて、とうとき人なるべし、かくのことく、御手元御艱 ひに罷成り候、 此人平常日夜費用を厭ひ候故、御代々無之金数を以、 並びもなき事に候、君上夜夜御鉢巻を被遊候、油じミ候を、丈八自身是を洗ひて、 **ミづからへりくだりて、これを洗ひし心、すなはち国民の患難を済ひ候大量なるへく** 前々ハ一両度にて御捨りに相成り候を丈八国家を思ふのこゝろさしふかく、 御召料も御膳料も、其外御手元御用金御間に 幾度も御用 瑣細なる

儀、 解候志あらハれ、 明らかなることばかりにも無之ものと相聞候内、弐百九両の御定に相成候て、 年月の積レル所の功ハ、不少事なるべし、いにしへより、 御代々の御召料を取量候 御近習の手元へ弥清

きところ、みつべき事に候

居小屋へ退候上、 るところにして、 右丈八が実忠の器量を御感心、 兎向におよびかたき事共二候、 七日の断食にて、十三日の尊霊様へ奉祈候容体ハ、誠に髪冠をつく勢ひありて、その 世子の御傅役被 或時重ク御教訓を申上候儀、 仰付、 白金御在住の時、 年来仕候奉り候次第、 御聞入無之ことを歎き、 人のし

魂ふかく、君をおもひ奉り候儀、ここに顕ハれ、心肝をくだきて、御そたて申上候儀さすがに国家の宝

病を生し、 か千万いたましく候、 なるべく候、此外年月かれが精勤筆紙に尽しかたく候、然るに惜哉痛哉、余り二精神を尽し候末、 様々祈療かなハず残念中々申も愚かなる事ニ候、かかる国家の忠信を失ひ候儀、 右かよふなる人を七家の言上に佞人と申上候儀いかなる事ニ候哉、 天道是か非

倉崎恭右衛門・志賀八右衛門・浅間登理各年月君辺に仕候て忠節を尽し候人々に御座

可申様も無御座候、後来子孫よく是をおもふべき事に候

御手元 御 国 用 御用 0) 御取つゞきもこれあり、度々御家中への御恵も流れわたり申たる事ニ候、前書にも相認候通 金弐百九両の御定を以、御内外の事相済候と申も、此面々心肝をくたき取量候故、

マの 衆千六百両 の御召料を取量候御近習中とハちかひ可申候、 其頃国人戸々人別銭を御取上にて、

前

御 の古格古例等よく覚候て、終に御留守居被 .手元御用を弁し候儀とハ、黒白明暗天道の照覧委曲申まても無御座候、恭右衛門儀ハ学問 仰付致精勤候、 志賀も御勝手向の儀に別而 心力を尽し、抜 御家

被 群費用をいとひ、 仰 付 用立候、 御為筋をはけミ候、 乍去性来柔弱にて抜群の志も不相立、 **浅間事学問にも取懸り、手跡もよく** 自若としてそれなりに相つとめ候 於御手元、 御密 崩 へ共、 の書事等 全

心の毒などハ毛頭無之、こころよき人に候、然るに是をも佞奸の人なるよし、言上のおもむき、何

く邪

99

が何やら兎向にくらきことに候

安民ならずや、然るに済世の時に臨ミ、 但七家の言上書に、九郎兵衛・丈八御小姓勤の節、江戸表不首尾の事有之、 作宅へ罷越候儀、 御尋にも罷成候ハヾ、名字へ相障申儀に御座候段申上候、 吾曹誓て血を啜り、死を共にして、国家を思ふの日、 御国元へ罷下り不参中美 夫レ天下の大慮 ハ、治国 何ソ大

行顧ミ細謹ヲ可申候哉事も愚かなる言上書ニ候

胸中よりハ、決て出きぬ文言にて、先ヅノ一字に立澤が生涯の主意を生し候儀、鏡に懸ヶて明らかなる れあるまじく候哉、尤推察に物申スことはいかゞに候へども、文学を御止め被成候へとハ、兼て七人の て、すきと御止め被成候様に申上候、意味こゝに立澤が世に出候きざし、おのづからあらハれ候にはこ 言上に、 かれに誑れ候、我家並の顔迄涴れ候て、扨々情なき事なるべし、是本人たる人、己レを利スル 平洲先生を悪口、其外学生を譏り、其後文武の二術害を生し候間、 御一分もツ文学を始とし

のこころより、 ることの、かゝる事也候べき、惟わが治国安民の家業を守り、磨ケトモ而不ス磷涅スレトモ而不緇と申 狐狸の邪魔に把れて、大義を失ひたると申べきことにて候、夫レ社稷の臣と生れ、

十四家大事の持かたなるべし、後人能ク可思惟事に候

100

患に、 置ク、 も、此御国に身を置候て、父母妻子を養ひ候と申も、 家安全の基 は無之候哉、 世に可相成候哉、 但年来衰 して一人の国にあらずと申時は、 も幾度も精一に心力を尽し候こころざしを見れば、なにゝ御心を置かるべき哉、 心もいぶかしき事なるべきに、五七年の間、十万人、一統おもひ揃ひ候て、何二の異心もなく、 候深実なる心、 御済ひの日にいたり、 国人の力を奉添候と申ものハ、何ぞ人の事なるべき哉、此ゆへに君の万々歳ハ、わが 於国が衰へて、ほんに御領国をも被差上候時ハ、 へ候御国を御取直し、或ハ御類焼の変に臨ミ、跡々の補ひ、且年月くるしみ候国人の患難を 国家の富ミさかえて、ゆたかに治るをおもひ候事ハ、此事なるべく候、然れども年来かく ハ可相立候、然るところ御家中の歴々、箕笠をまとひ、身をくだりて、国家の大患を奉解 此際に成り候てハ外に何も入らず、ただただ国民拾万人の心を得られ候ハヾ、夫にて国 是にて社稷ハ御安堵の事なるべく候、乍去此儀百人千人のことに候ハヾ、残りの 御領地差上候ほどの御内論にもおよび、きつとしてハ、居ラれぬ時がいたりたるに 只おとなしく、手をふところにし、安閑と打過候ことにてハ、済世大業い 屋形様御一人の御国とおもふまじきことに候、 御国恩ならず候や、然るにこの、われ 何国に身を置可申候哉、是に因て、 御家中 夫レ国 ற் 国家 国の 人の わ 万々歳と ħ 幾度 身を の大 も人 国

をも不顧、別に済世大業の志もなく、よしなき立澤が姦謀のすゝめにまよひ、 成候ことにも相移候ときハ、一統よろこばしき事なるべく候、然るに七人の衆、 おとろはて候におよび、ただ居てハ、元の御時節にハ復さず候故、権道を以いつれか大患を御解キ被 平洲先生の学業を妨 御国のなくなること

ケ、拾万人の深実を嫉ミ、非 | 念を起して、奉要

立、柱削 ちらし候内ハ、なるほど御国事も混雑に相見たる儀、たれが目もおなじことに候、然れどもちやうな とも如此二候、 魏文侯の時、李悝地力を盡ス道を行て、前後二十年にして、民物蕃庶、財用豊足ト御座候、古人といゑ かて成就の上ハ、魏々堂々たる大伽藍みつへき事に候、さ候へば国家の礎、済世の柱、安民の材もとり らし候ときハ、いかにもとりみたれ、足の踏ミところもこれなき様に相見申ものに候、しかれども、や るほど無余儀意味も御座候、此儀たとへば大伽藍の建立にも、地形の土を取みだし、棟梁の材木を引ち 君上候次第妄ナル哉、且又済世の時に当て、御国政の繁多なるを見て、国体の乱れ候様申上候儀は、な の沙汰にて、いまだ成就のほども見ざる内、此論におよぶ事、扨々せわしきことなるべく候 繁多ゆへ致筆略候

右立澤か姦謀を記

大学に

○唯仁人放流之、

にくむ、唯その悪をにくむにあらず云々、右七人の書上ハ取るにたらざれば、論ずるにも足らず、且そ のため厳科に行ハれ候上ハ、是非邪正顕然として明らかなる事に候、然るに強てこゝに論談を記し置 右放流ハ、前ノ章に所謂娼疾の人也、蓋し仁人の悪むところ、其賢を害し、民に毒スル故を以て、 是を

およんで、子孫百年の後、当世此時の人ハなかるべし、しからば風雲変態の中、紛々たる隠奸讒諛のく

候てハ、かれと競ふに似て、小量また後世はづべきことに候、雖然此言上書写し取て、我家に残せるに

らきところ、誰かこれを示し、たれか是をさとすべし、此故に言上書の内浅智の妄談ハ悉くはぶき、惟 々君上明々たる 御賢慮の大なることを記し、次に奸邪の深クして、其主意の隠れたるをこゝにあら

わして、これを子孫へ伝ふる而已、

(国政談上終わり)

(国政談下)

●御殿雪下

右安民の事に被為尽 君慮候段承

君慮候段承知、三手中自身罷出、 各数日御殿之雪を下し、衰へたる国家に奉添

多力候

但就本文之通二、時々御酒被成下、御喜色御感悦之旨

御意之趣伝之

御軍器修復

右古来占伝へ来り候御家中わたりの武具、ふり損し候故、 御細工組江被 仰付、 何も日々出勤追々是を

威し直し候

節倹

右先達而毎々御倹約被 仰出、 御近習御人少之所、猶も人数御減少、 御手元御不自由別而御艱難之儀奉

惻候、 仍て諸役寮におひても、夫々之儀多事を省キ、年々の費用をいとひ毎々存寄を申出、 何も実心に

御用致出情候

之老臣共御身に替り弥下着より木綿着用仕候間、 但節倹の次第度々被 被成度候旨、 行に候、然るところ御服のぎハ御下夕召より木綿を被為 達々頻りに申上之、乍去御許容の御意に候へども、 仰 岜 菜の御膳、 綿衣の御服を万の元とし、万方の多事を御省キ、 せめてハ御下召計も絹の類御用ひ、 召候儀、寒国におゐてハ殊に以て奉恐候、 追々御近習中に承候処、 必寒威ヲ御 曽て絹類等御 厳重の 御取 厭 依 ひ

御家中江半知御返

用ひ

ハ無之、

御下召より木綿を被為

召候段、

兎角之言葉もなく、

御徳行を奉感

心候

右御家中之患難御恵のため、 知行半分御借上候内、 銀方御返被成下候

酒御停止

右年穀の価貴ク、

一国及難儀候付而、

酒造御停止被

仰出旨

申達之

中 但 の金銭他領江流れ、 ヶ年余り御停止之処に、元〆所并御勘定頭申出候趣には、東御料占多分酒を入レきたり候故、 是を制し候へば、 御境騒動いたし候、これに因て酒造御ゆるし可然と存候、 酒売 御国

買の時 各の申 老臣承 明 立候、 殊に御勝 ども年穀の価 無之ものニ候、 若シ酒をゆるして米の価高く相成候時ハ、 るまじく候 てよくよくこれをふせき可申事ニ候、 ク相成、 (ケ候儀は乍残念なるまじきよしを委細に申談し、 且近国ゟ酒を入レこれをふせぎ候により、騒動などにおよび候事ハ全クこのまざる事に候、 聞 然れば御治国の上に取り候てハ、一人の餓死ニハ百金 知美作申達候ハ、 窮民難儀におよひ候時ハ、一 手差支候儀と申、 なるほど無余儀候へども、 此役銭凡八百両御蔵納に罷成、 由申達候処、 買り、 国人飢へに偪り候より相起ル騒動ハ、一国の大事ニ候、是に因て酒をゆるす事 各存寄之趣さも可有之候、 元〆所の申聞に酒を御ゆるし候共、 かたかた御ゆるめ被成度ことのよし、 米の価天性の相場ハあらかちめ期しがたく推察を以可致 扨酒をゆるし候勢ひより、 国中の憂何か過之間敷候、 此節一 かたの御益に罷成候間、 乍去穀食ハ人の命に候得者酒をゆるし、 何も承知、 御国中へ対し何にと可申 米の価高く成り候ほどのぎも有之間敷 ハ取替がたぎ事に候間 此以来一年程の内弥酒造を不開 年穀の 然者他国 しきりに申聞候、 価貴ク相成候而 へ金銭の出し候ことは、 かたかた此旨存寄申 談候哉、 猶又美作申 中 -々酒 ハ、 御国 年穀 言 0) 御停止 0) 達 Ŀ 定様 葉も 0) 政 候 候 尤以 ハ成 然 不相 価 申 を n 貴

○徳者本也財者・

末也

喩義喩利

御蔵米御 払

間、 **ら司として差出、** 故に町々五 右年穀至て少ク、 穀屋共の相場と不争、米もよく価も安ク升の計りも十分にして相払可申由厳重申渡之 ヶ所江其場を設ふけ、日々御払米を以これを済ひ給ふ、右につき非分のこれなきため、三手 随て三御扶持方之内ゟも二人ツヽ罷出、下役相添取量之候、従 国人患難、 夫に乗し、 穀屋共時の相場を引あけ価貴ク、 四民をして迷惑ならしむ、 公儀御恵の事 此

立テ可然候 由 申聞候、 々申聞にハ、 是に因て老臣相議して御勝手懸り之面々御潤益を存候ハ尤之事ニ候へども、 此度の御払米直段余りに安ク御勝手も無之事ニ候、 仍いつれか宜 玉

但元〆

・所の面

人御済の時に臨ミ、 時の相場ト争ひ候様なることにてハ御恵の事ならず候、されば御蔵の御 不益に行

払 廻候と申ことにてハ長ク御恵もつづかず候、左候へば御損失に不相成までは何ほども価をいやしく相 可然之由 申談之、此以後猶又元〆所存寄之趣此節年穀不足之所を御払米のぎは、 何よりの御恵ニ候、

左候へば価ハ高く候共くるしからざることに候間、

是非に直だん引上ヶ可然之由役所役人を以達々申

敷

道 段相

聞候、 念御潤 手役者と罷成候て、 人の命を大事に被成候事ハ、君上の御職分にして、民の父母の御役にて候、乍恐我々共も民の父母 つ申談候へども猶又再三無止事役人共を以申聞候、乍去国人患難に偪り、これを相済ひの時にいたり、 益 なるほど元〆所存慮ニ相まかせ度候へども御政事におひて左様ニハ不相成候由、 にかかハり可申様無之候、しかし再三におよび及内評候へどもしかと承知無之上ハ、 御国政を執り候ときにハ国人のくるしみを相解キ候事家職第一の量に候間 最早元 乍残 め

〆所に構ひなく取 量可申由、 役所役人江差図に及び候

五穀食米ハ民の

司命也と申候由、然るにこれを町家の手に売らせ、時の相場、

ŋ たの穀屋共党を組て自由をなし、 又其命に限スといへども、心にいなミ一夜の内にも穀食の有無をくるハし、兎角して利を射る事 世の人の口をつなぎ候、これに因て官府の命にもしたかハざる事

用にして、世人を泥め候事多し是元より穀屋共に、年穀を売し買せしむるより起れる事ならず候哉、 然

時 れ にまさらんとして、却て世人の命を害する事もあらんか、左候へは後世猶怒るべきことにて候、 **. ば此事古人の論もこれあり候へば、追々別に一国の制度あり度事なるべし、雖然尤是大事** Ò 論 乍去 当

いつれか重ク是を論して制度の建かたに心力を尽スべきことに候、

必後

往

一々御備米蔵満足の上には、

天性など云ならし、

あま

の君子を待てこれを行ハるべし、かへすがへす武門におひて穀屋共に口をつられず、 司命の穀食 六、 別

に自由 のよきに足ル事あるべきか後人能ク思之べき事に候

但穀屋 ŋ なるべく候、前之ヶ条につゞき事去り、時過キたる事に候得共、 国人生死 一の事、 **〜のかかる所に候へば、兼々平安の日にこれを論して、国人御済ひの事ハ、** 別に制度を立候とも、常にハ何のかハりもあるまじく候、 義に喩り、 乍去飢歳凶年に臨ミ、 利にさとるの弁別、 何よりも御大事 其期に至 後の人

くゝ御座候、又あしき米とても御屋敷御扶持わたりにいたし候へば、みなみなたべて、なくいたし候も て江戸の 御扶持わたりにして、あしき米を相払可申ことに候由、申談し候へば、元〆所の申聞に、昨今の御役に を、三御屋敷の御扶持米にわたし、よき米を相払候よし、美作承知夫ハ成るましきことに候、よき米を 々右の通にいたし来り候、そのゆへハ、よきこめハ御当地におひて価貴ク、あしき米ハ価もはなはだひ の思慮の種にも成るべき哉、 美作江 |戸在職中の事なりしに、 廻米着岸の時、 取量ハ存知これなきも無御余儀候、しかしながらそれハ御初心なる事ニ候、 粗ここに記し置候 江戸元〆所の 存寄に、 廻船の内、 **濡米沢手米のあしき** 御先役中 より前

何とてよき米をわたし候べきや、これハ御不案内なることに候へば、元〆所に御まかせ候へば、

も不相 は、善キ米をわたし度ものに候間、一際心を尽し取量候へよし申達候、元〆所の答にそれにては御 哉、そのい に相成り候よし彼是申聞、四五日の内おしつかへしつこれを論し、其年ハ御在国のことに候へば、 よきに取量可申由、答之趣承知猶また申談し候、夫ハなるほど左様に候へども、 成候故、 のちになるものを、 各身の上におもひ取見給ふべし、いのちハおしからず候哉、 御留守居立入、元〆所を申なだめ、よき米を御扶持わたりにして、あしきを御払に取量 濡レ沢手の悪米をわたし、人の命を損し候様なる取行ひかたあるべきに 然れば向後ともに御扶 米穀ハ人の命ならず候 持 御窺 米に 損 失

候

持分ならでわたすべきものこれなきよし答候故、 出に、先ツ二ヶ月分も可相渡由、 たし候由、 へども、何とぞ不残相渡し可然よし申達し候へども元〆所承引無之、兎角の論に及び候へども、二夕扶 十八組を始、 度々芥場へ打より評判などいろいろ申唱、御屋敷もおたやかならず候、これにより元〆所申 其外諸組并夫方どもへ、昼扶持の渡し下り、四五ヶ月ほどもたゝまり、 此節美作申談し候ハ、御差支の事ニ候へば、むつかしき事なるべく候 左候ハヽ手元の指替の腰物衣類其外成りたけの諸器 何も如 いわくい

財を可以

相渡候間、

いつれにか取配り昼扶持不残渡し候様取量可申由相達し候ところ、夫に応しかれ是

元〆所にても差配不残昼扶持相わたし候、

但本文の通ニ候所、是よりして芥場の寄合も無之、 且昼扶持たたまり候ても、誰レ一人申出候者もこれ

なくしつかに相成候

きざめる取量なるべく候、外聞実儀全ク不相調事ニ候間、 に候へば、くるしかるまじきよしを申聞候、尓し左様の事ハ余りしき瑣細なるぎ、こせつきたる取量 **之それハ余りに卑賤なる事に候間、** し承候故、元〆所へ相尋候へば、御膳部御台所江差図いたし、よしなき御費に候故相払候由、 御参府并御暇御拝領之時、 あるひハ惣して御客来之時、 向後左様なる儀無之様に申達候、然る処とても相捨り候品々の事 御料理の残り候御膳の内を、 其筋の者へくれたるがよく候よし申達候 御屋敷 答候、依 江売候よ

江戸にて御進物に相成候真綿を、少しツヽはぶき、それをため置申事ニ候由承候故、元〆所 へ相

き事ならず、かよふの事ハ御上にても御存知不被遊候ところ、はなはだ恐入たる事ニ候、御大名の ところ、いかにも左様に候よし、挨拶に候、是に因て美作申談候ハ、御家におゐてさもしき取量あるべ 御進

Á 物と云、 少しも不相減取量可然のよし、申談し候所、元〆所の答にそれにてハ、かかる御難渋なる御勝手ハ 拝領物被下物の綿をへつり貯置、それを代なし候と申儀、ふらちなる事ニ候、向後ハ定法 の百

右之通 御持兼 此儀美作も其分に不相成、 **尤に存候て、百目の内より一二枚計へがし候て、余計にいたし置候事にて、広居左京殿ニも御同意にて** 角元〆所占委曲書付を以申聞候様申談候 心遣のぎ、 取量候、 可被成候、 **兎角是ハ元〆所へ御まかせ被成候様二達々申聞、何ニと道理を説き候ても一向聞入無之候。** 左候へば御先役占被成おかれ候義を御そむき被成候と申ものにて、 はなはだ御初心なる御事に候、 米沢へ申遣し同役中へも内談可奉窺 へば、 漸々承知一把の綿の内をへき取り候儀無之、 此だんハ芋川縫殿殿御役中段々御巧者なる御差図 君慮と存候て猶又追々論談 何のらちもなき御 古来のご の上、 兎

一宝暦十三年

懸ヶ目百目の定法ニ〆、

御遣ひ綿取量候

間 候、 先年 御 印位 此たび是を御用ひ随分可然之由、 早々刺立させ候様にと申談候へば、元〆所申聞にそれは於下手なる思召ニ候、これ迄仕廻置候御長 一の時、 仙 洞 従 様 崩 御之節、 御当家様御進献物の入候、 御用ひに罷成候御香奠ノ入候、白木御長持有之候、 此節美作申達し候ハ委細致承知候が、どふもそれハ成るまじく候 御長持白木刺立に可相成事に候処、江戸元〆処申出 幸古り損シもいたさず

津日月 持、 間、くわしく申べし、先ツ御即位と申ハ天子御受禅の後御位につかせ、南殿に御座をまふけ、 れば数日 にこれを御用ひ被成候様にと再々応しきりに申聞候、 て見へさせたまひ、まさしく御位に即せたまふ事を、天に御つげあそばし候事のよし、これにより、 急度いたしたるものにて、あたらし物ニ候、白木にさへ候へばたれがしるものに候、此御時節 副 の御齋ミありて、 の御調物、くもらぬ御代のためしにて、日本国中大名小名御進献物これあることのよし、しか 竜顔をおがませ給ふ事たとへば日光の東方より出て、 猶又美作挨拶にそれハ誠に不知案内なる事に候 四海国土を照らし給 百司に始 是非 天

候白木の御長持なればとて、ふたたび是を御用ひに相成候てハ、天道恐入たることにはこれあるまじ ふごとくなるべく候、是本朝の大礼、此上もあるましく候、しかるに先年 しかるときには乍憚 御上の御身に相かかり候儀を、 軽々しく取量候時には、重畳不調法至 崩御のとき、 御香奠の入り

極なることにハこれあるまじく候哉、謹て是をおもハるべきことに候由、 懇に申談し候へば二言とこ

れなく退散

御為筋存寄申出之内、所々への御進物蝋燭、 安永六年の事なりし、 美作出府之時、江戸表御勝手懸り申聞に、 定法弐拾匁懸ヶに候処、有体ハ拾八匁懸ヶにして、弐匁ツ 此度御節倹ニ付而、 諸役場より毎々

ろ、 出 可有之候、 るしかるまじきか深ク思慮いたすべきことに候、 .候、是に因て是迄役人共の致し来り候通に、 取量ハせ候へば、 一 ハ是まて役方の所務に仕候、此分いか様とも御免被成下、 以来ハ十八匁懸ヶと、かかせ申ことに候哉と承り候へば、 是ハ年々不少ことに候へば、弥右之通にて可然候よし申聞候、 扨其外箱に、只今まて弐拾目賭ケと調 此上ハ御益にも罷成候様可被 御勝手懸りの答にイヤ、 ケ年の御勝手に罷成候分、 美作承知、 () · か様 左様にハ無之、 ひ来り候とこ 此御 仰付 百匁ほど 嵵 節く 由 申

ハ左様 外箱 作申談候には、 とに候、是まて役人共の私曲に致し来りたるつづき、これを難じて不受納の御方ハ無之候共、成るべく かゝ、殊に役方にハありの侭をいわせ、其私曲を の書付ハ前々よりの定法、弐十目懸ヶと相調、 の事無之様に致度事には有之まじきか、 それにてハ御大名の御進物あまたの人をくらまし、 此儀君上には御存知不被成事ニ候へ共、 蝋燭をば十八匁にかけさせ申ことに候、右につき美 上にてお真似を被成候と申ものに候、 公儀御役人中を始めあざむき申こ 何とか冥慮も 左様に候

はづかしき事に候、然れば此事を能々考候時にハ、中々百金などには、替イがたき事におもハれ候いか へばここに御政事のくらき所これあり、 一統へ対し候てまがりたる事をおしゑ候事にも准し、 何とも

ゝおもハれ候哉、

猶以能々思慮を尽され候へかしと存候旨申談し候

但古来之通箱の書付ハ百挺、 蝋燭の懸ヶ目、 正味弐拾匁にして、少も不相減様に是を定ム

右 れハすなはち、徳を本とするのおしゑなるよし、 仁、不仁、多クハ是人君の儀、賢を得れば財の道を得ることも、人君の仁に帰すると申事ニ候、こ 然れば仁ハ君の道、 義ハ臣の道と申候、 易に日

理財正辞禁民為非日義

故に臣下義を好ムときハ、よく財を理と申候由、然れども老臣常に御国用の道をも開かずして、唯有司 諸役を責ムルのぎいかゝ、此故大学に

○生財有大道、 生之者衆、食之者寡、為之者疾、 用之者舒、 則財恒足矣

は、すなはち財を生スルの道也、国に游民なきときハ、生ずるもの衆し、朝に幸位なきときハ食スル者 これハ人君小人を用ゆるときハ、皆財用にくるしむによつて、穀食財貨足ラズ、此故に賢を得ルとき

寡し、農の時を奪フことなきハ、是をなす事疾し、入ルを量て出スことをなすときハ、用の舒、 と云々

判所取立

後の人思之、

右国々ゟ御当領往来の旅人、いにしへよりの御国法にて、 入判出米を以御領内相通し候、依之奉行所

判差出· 判所を立置、 来り候、 同心組之者五六人書役を定、番割を以日々一人宛出勤、 此段ニ而ハ国々の旅人相泥候由、 年来承候へども、 古例に候故夫迄に打過候所、 朝ハ五時
ら晩ハ七時まての 不得止 通

事極 **うすく相成候様なる事も有之、** て往来の者を泥め候儀、 国 此儀ハ老臣の罪にて候、 々へ対し無法なる事共ニ候、此等之儀 依之段々年月内論を尽し、 君上御存知 追々奉窺 不被成儀に、 御 君 徳 慮 0)

五十石原三左衞門) 此度奉行所に立置候判所を、 被 仰付、 大町へ相移し、 当所へ家内引移、年中判所之支配を致候、 新規に判所を作事成就候上、 且上ハ役、下夕役、 御馬廻平番ゟ一人此司を(百 当非 番を

以 出勤、 尤判書役之者、 一昼夜ツヽ詰切、 夫々の法を立、 片時も旅人の足をとどめざる様に出情、 無

判所を立置候てハ、自他

の旅人泥に相成候儀共、

左に記之

滞通判差出

し可申旨、

厳重に被

仰付之

○奉行宅ノ内江

奉行宅江判所相立候てハ、 町々
占遠く
向寄も
亦あしく、 通判の遅滞におよび候

年来是まての判所におひて、 朝五時
ら晚七時
迄通判出し候へ共、 五ツ前、 七ツ後ハ、往来の旅人をま

たせ置候

但 五時占の定に候ても、其日に より其人にもより遅参の時ハ、四ツ懸りにも相成、 早々仕廻候様な

る事も有之、 なにかれの滞ハ、ミな是つまり旅人の足を留候事相成り候

一往来の旅人ゟ宿屋共判銭を取り候

右 候者受次、 三之丸内、奉行宅の判所ニ候へば、諸国 通判をわたし候、これに因て宿屋共手元手元にて判取りの者をやとひ候て、それを判書所 の旅人直々奉行所へ可罷出様これなく候、 仍旅 人の宿を致

差出候て、 通判を受取、 旅人へ相ワたし候、乍去公儀ゟ判取やとひ代もワたらず、ミな宿屋自己の費に

判銭を取り請ヶ候事のよし、

勿論御国法に判銭を取

り候儀

罷成候、こゝを以おのづから旅人江申懸ヶ、

ハ無之候へども、

根元の立方不相調事より、

未に流れ非法となり、

判銭を取て、

国の恥に変し

君

上の御徳を穢し奉る事に罷成候儀、 恐るべきことの悲むべき事ならず候哉、したがつて宿屋共正 路 0)

判銭を出ス、又その旅人の内、 人計あるにもあらず、 欲にはいたゝきなし、国々ゟ入り来る旅人ハ、何をもしらず、国法といわれて、 おろかなるをば、いろいろに歎き、過分の判銭を取ラるゝもあり、是ひ

とへに通判の仕法あしきより、 を取立、 旅人共直に罷出通判を取り候へば、ここにくらきこともなく、 国々の旅人を泥め候事、 かれこれ以て無道なることに候、 判銭を取り候儀ハ決て無之候 仍大町 江 判所

申事に被成いかに古来よりの御国法なればとて、かよふに旅人をくるしめ候事にてハ、日本へ対し、は なはだ以て不調法なる事に候、仍て大町江判所を取立、明六時ゟ暮六時まて通判を出し、片時も旅人の に旅人の足をつなぎとめ候、 りにも成り候へば、 旅人をとめ、 旅籠を取り、木賃を取り候ハ、宿屋共の渡世に候、これに因て昼の八時過キころ七時懸 判所仕廻のよしを申聞セ、最早通判不罷出候間、今晩ハとまり候へと申談し、是非 左候へば其日の八半頃より、 翌日の五半頃まても往来の人を待せ置候と

但大町 足をとめざる様にと情を出させ候 判所におひても、 夜に入候へば通判ハ不差出定めにいたし候、其司たる者も引越罷成、上ハ役も

判書ノ者も泊り居り候、これに因て旅人道を急き候故も候へば、其だん直に申出候へば、夜陰といゑと も通判を出し候様に申渡し置候、 就中国々の飛脚ハ、 弥無滞様に御領内を通し候様出情すべきのよし

申

渡之

をワたさず、是非にもとめさせ候仕懸ヶ、しかも高売押売にて旅人ハめいワくながら一足も急ク心に、 ざる様にとりあつかひ、其内に小間物たぐひ、品々の売物を持入させ、旅人これを買ハざる内ハ、通判 奉行之宅に判所相立候ときハ、宿屋共通判に託し、日高に旅人をとめ置、 翌日も早天にハ出足の成ら

の御威風を以て、己等か利欲にくらミ候事、不届至極に候へども、是も通判の仕法かゆきとゝかざる故 ど高くもとめ、疾出立をおもふのミ、宿屋共こゝを見詰候ての取扱、兎角して御国法を申 多少の価を論せずして調ひ候へば、そこにて通判をワたし候様なる儀、これにより旅人ハ心にそまね 公儀

之儀に候間、今度あしき手風、すきと相止ミ候様、

筋々を糺し厳重にこれを申ワたす

但宿屋: 横目と云フもなく候へば、是をしる人もなく、旅人ハゆき流し、何かたへ可申出様もしらず、 共の取扱を前々幾度か制し候へども、たゞ其みぎり計のぎ、殊に旅人と宿屋と相対のミ、 非 が分とハ 其間に

とおもハで、かゝる存在あるべき事ならず候、此故に大町へ判所を移し、其司たる者、左様の事まで能 おもひながら、おのづから堪忍にてゆき去り候をよきことゝ理不尽なることを成し、 国の 恥をも恥

奉行所に判書所これあるときハ、老臣直の差図などもなく、ただただむかしよりの仕来り、 等閑 のミ

これをふせぎ候へよし申ワたし候

置候故、 を持チ参れのと、 に過キ行キ候、依之判書共ハ宿屋共をねだれ、 判取の者共立もどり候て、宿屋共江申聞品々をおくり候よし、 種々に申掠め、 少しもいなミ候様なる事ニ候へば、通判を出さず、いつまてもまたせ 判取に罷出候者をかたらひ、酒肴を持チ来たれ 此手風制すれども終に不相止、 Ø, 菓子

食 のことなるべきに、いつか旅人の泥に移り候より、 「の蝿を追ふと申様なることどもに候、此等のぎ、 判書役ト宿屋共の間ハ、あしき手風ニ而もまだしも 一国の恥となる、 かたがた悲むべき事に候

国法可 右 奉行宅に判所相立候ては、 被相 敗様 ハ決て成らざる儀、こゝを以御国法も全く相立、 却て御国政のくらき事如此に候間、 且往来の旅人も不相泥様に御 粗此所に相記し候、雖然古来占の 法 0) 立 御

かたハ幾重にも可有之候、仍て年月愚慮をめくらし追々論談を尽し、 往来の泥ミ無之様被 仰付可然哉之趣、委細に申上、 奉窺 此度大町 君慮候処、 へ判所を御 始終被成御承 取立、 自他 知 随 領

分よろしかるべく被 思召候間、 其通り取量候様被 仰 茁 候

ば御当国におゐて大町 但天下の往来、 箱根御関所ハ格別の事なるべし、此外入判出判を以往来の国々、多クハ不相 へ判所を移し、 其職の面々何ほど出情遅々なく、 通判を出し候共、 いまだ是レ、 聞候、 然れ

出 入の 通判これなき国々にハしかざるべし、雖然むかしよりの御国法に候得ば、弥堅く是を守り、扨者

職、 旅 人ハ弥泥ミ無之様に通判を出し、二ツ共に全ク行ハれ候儀、 時 々其御役筋へ無怠慢様差図におよぶべきことに候、 又通判ハ、 御国政の肝要なるべし、 奉行所
る、 白紙 八印形、 是に因て執 判所司た 政

る方へ是をワたし相用ひ候、 委曲ハ此度の御法数冊書立判所へ渡之

●問屋取立

右当国 尽にして、定ノ外賃銭を取り、 助江問屋申渡之、 に因て御城下に問屋ハこれあり候へども、名のミにて其取行もゆきとゝかず候、 ハ山中辺土にして、奥羽の諸侯方御通行も無之候、それに応じ、国々よりの往来も少ク候、これ 自今往来人馬、無滯差配旅人不相泥様に取量可申候、近年猶以馬かたの者共存在 往来を掠め候由、 御国の恥をもしらず、はなはた不届なる事ニ候、 仍て此度東町石 依之 理 田

いたすまじき由、 馬次馬次先キ先までも急度制し可申候由、委曲書立を以申渡之

丁寧に荷物を付送り、たとひ商人荷に候とも定ノ外賃銭を取るまじく候、

人をまたせ候由、 但町々におひて定数之馬をも不相立、旅人参り懸り候上、遠方冾馬をかり差出候事なとも有之、 かたがた往来をワづらハし御国法不相立、ふらち千万なる事ニ候、先達而旅人を相泥 殊の外

候馬方吟味入牢申付候、 猶又右体の者有之ハ、急度可相糺候由、 彼是心得申渡之

役銭取立所

是を東町改所ト唱フ

尤酒代等過分に取り候儀も

なることの無之様 町々在々売買の諸役銭、 てみだりなる取量に候由、依之此度東町問屋場之内江、役銭取立所を構、 の者へ対し、手くらき事共これあるよし相聞ふらちなる事に候、何しらぬ他国の商人をかたらひ、 右むかしより御領内売買出入之役銭取立の儀ハ、 取量、 古法の通少しも違ひなく是を取立、 且売買の筋、 自他領不通屈々なることもあらば、 町家の内より其役これあり取量来たり候所、 勿論自他国の商人共泥ミこれ 其害を解キ、惣じて交易の 夫々の御役筋出勤、 なく、 於一 聊 自他領 非分 ケ所 惣し 道

但三手
る御横目をも差出、 是不軽儀二候付 広ク相開ク候様に思量を尽し取量可申由申渡之、此儀役銭取立の儀ニ候へども、 而 兼々及御沙汰、 三御扶持方、 尤 并町家
らも下役の
者等、 御上御別慮も不被為 在旨被 夫々に被 仰出、 仰付、 他領江も通融 今般右之通 何も朝ハ明時ゟ出 取量 の筋、 候 彼

自他領の者共を不相待様に精勤可仕旨申

達之

席、

終日此役場相開き、

候様に可及差図候、 自他 商 人売買の荷物、たとへば十貫目の物ならば、弐貫目はこれをゆるし、 此段ハ永久改所の栄へ候大事の心得に候間、 段々其筋江可申達之 八貫目 の役銭を出させ

但十貫目 の役銭を、 八貫目にして取立候時 ハ、年来つもれるところ不少、御蔵納相欠ヶ申事ニ候、 是に

因て有司諸役段々存寄申聞尤なる事ニ候、 乍去此儀美作思慮あつて申渡候儀、 全体の儀とくと考可有

儀御蔵: **之よし、申談し候へども拾貫目の割を八貫目に減じ役銭取立候事ハ、不得心の趣を段々申聞候、** 納の相減候を、 全くこのむ事にはこれなく候、 然れども此諸役銭のぎハ、外々御蔵納とハちが 成程公

く 公儀占御元の費などのこれあるにもあらず、ただぶりに納る所の金銭ならず候哉

に相成候、 殊之外泥ミたることに候、是上下交利を争フと申事なるべし、然るに調かた永ク不相立して、終取 れに因てミなミな隅の目をつかひ、ひとへにきざめる取量なりしよし承る、夫故商人共めい 大町江調方と申て、役銭取立の役場を相立、古法に違ひ役銭を増て、手柄に取り入候よし、こ さ候へば此度の当役場の繁栄をおもハれ候ハバ、古法にたがひ、毛リン役銭をまし候儀 ワくが 崔

論不相成、 いたし候へども増銭取立無之ハよろしく候へども、定法貫目の内ゆるされ候と申儀、 却て貫目をゆるし取立候儀肝要の事にはこれなく候哉と申談し候所、 何も一ト通 余りせんなきこ り承 知 ハ勿

寄尤之事なるべし、乍去満而不溢ハ、長ク富を守ルおしゑなるよし、此度貫目をゆるふするハ、満て溢 となるべしと、各一統申聞候、 仍美作申談候趣、無増減取立候と申儀、定法当り前の事に候へば、各存

れざるの事なるべし、此たん能々心得らるべきよし申談し候へば、何も得心有之、弥貫目ヲゆるし役銭

取立候

(上部書込)

追而書入

○役銭納高

金 千四百八十両壱分

三万五百三十八貫五百九十五文

銭

此内ヨリ御金蔵納メ定法之通

×

〆御蔵納

金

千四百五拾七両壱分

銭

弐万弐千四百七十貫百十六文

残而

八千六拾八貫四百七拾九文

×

右之通安永八年十二月ゟ天明二年二月迄差引勘定、

成候金銭如此に候、天明二年三月二日改所書上之写

弐拾三両

然れば御金蔵へ定法之通相納候外に、 引除ケに相

124

かしらず候、是を以是をおもへば、 最前有司諸役の存寄有之候得共、強て貫目ヲゆるやかに為取立候所、却て役銭多分相増し候ハ、何の故 人の心がすなをに成れば、 かくのごとくなるものに候哉、 然れば、

(書込終わり)

公儀ハすなほのたねまき所か

諸向より売買の荷物持来り、あらためを請ヶ候節、其品申出次第承置、たとひ小間物と申シ候ハヽ、

小間物にして、それをば不疑やハり定法の役銭取立可申候、たとひ不審なる事共有之候共、先々荷物の

内味等切開キ、 見とどけにおよばず、いわれしだいそれにして役銭取立可申候由達之

此儀 諸有司兎角の論談相起り候、美作申談候ハ、なるほと下モに歎れ候ハ不明なる事ニ候、乍去役場

| キの初ら人を疑ふハ不信の元なるべし、左候へば雪を墨、鳥を鷺と申スともやハりそれにして荷作

開

但

り役場の面々隅の目をつかひ候てだまされまじきのぬかれまじきのと心をくばり候てハ官府の人々お りの内をば必穿鑿あるまじく候、 往々不得止事候ハヽ夫ハ詮儀のいたしどきがあるべく候、事の始よ

だやかならず候、 先ツ先ツ寛宥の心を主としてこせつかず、 正路に取扱候儀大事の心得なるべきよし

申含候へば、 変の 儀 各承 ハ 、四境の 知相 退候 口々えもワたり合候儀に候へば、 他国より入り来り候売買の荷物等役銭 取立之

方八方へ心を配り此度の御仕法永ク行ハれ候様誠情相尽し候而、 相 へだたり候儀と申、 指南可有之候、 国々占入り来り候旅

度四境の役々えも委曲書立を以勤方量方往来の者取扱の次第一々申渡し候、乍去四境のぎハ

城下
る

尤此

惣して自他領の商人え対し非分なることの無之様に兼々可申合候,

仕法まちまちの事これなく,

見候間、 内入り候へば我国の様に心を安んじ往来いたし候ところ大事の心得に候、くわしき事ハ書立 人ハ先ツ御境にての扱ひが始に候、 とくと披見の上諸境の口番人えもおしゑを本とし御国の恥に不相成様心を配り精勤あるべき **仍て御国の事をおしゑて遣し候心得にて兎角旅人え情をかけ** の帳に相 御 領

よし、 追々段々申 談之、

但 どこれを済ひ候たぐひ惣て人の死を解き人の難を除キ候事いつれか御仁政の端とも可相成候哉、 人勾引などのぎ扱ひの心得大事なるべし、 耳 病人をいたハり薬用等のぎ或ハ飢 へに個 り候 これ 者な

せまり候旅人もあらば四境の取あつかひ情ふかかるべし、 に因て四境 尤年中ゆききの旅人多分なる事ニ候へば勿論人毎にゆきとどかず候共、 の口々へも申渡し乍少々備銭をもワたし置往 来の旅人急難をも御救ひ被成下候様致 かよふのぎもくわしく書立に相見候通 其内非常の患 難 度も

右

得なるべく候、 に候 所の急務にて候、 右 勤あるべき旨申)四境 べば、 四 東町役銭取立所、 境 御 左候へば番所の一言にても当国 口留 御 かれこれゆるかせなる事にてハ国々の諸侯方へ被相対候ても御礼義も相ととのハざる事 国 左候 一談之、 の 番人いと懇に取扱可申儀殊に御当領ハ国々にかハり入判出判を以相通し候御 随て国々の商人売買出入の役銭を取立候儀古法之通相守り少しも増銭を取り旅人を かために候得者尤以て御〆肝要なるべし、 ^ 量方之儀粗是を記 ば入判を相調候儀も手間取これなく往来の足をとめざる様に取運び候 「の是非ハ相見候様なるものに候へば、 其上国々より来り候旅人をみち引候 御境勤 の面 以儀者、 大事 国 位にゆき 法 Ò 初)弥精 0) 番 心 な 事 8

及御沙 式 人 書付ハ候へども連綿いたしたることにもこれなく候、これに因て追々奉窺 き御制 0) ŋ 欺キ候儀有之間敷候、 まて書立を以内評相尽し、数度美作宅へ会席の上是を論し、 相廻り、 義もこれあり候、 て番人の量方貞心にして旅人をくるしめざる様に心を尽し可申事ニ候、 の取 御扶 段々内評を尽し、 .政教も周クゆきとどかず候へば、旅人へ対し候所前々等閑なる事なども相聞候、 次夫々 扱様 持 度と申も不相立候故、 古来よりの仕法等段々相尋候て御境〆りの全体を組立、 7人出勤 或ハ人勾引の扱様手負人等の量方病人薬用の事飢に偪り候旅人のあわれミ候儀' に被 の事ニ候へば、忠信もこころのごとく成らざることもあるべきか、且、 依之古来四境の番所へ被仰付置候御書付等も有之候哉と相尋候所、 仰出 御用懸五拾騎穴沢善左衛門・御右筆飯田右門、 左候へば此仕法入組、 **」候付而、** 旅人の取扱も四境おもひおもひのことにして、一統の御法まちまちなる 四境番人御城下へ呼登、一境一境帳面を相ワたし、自今の 万品の役銭の定め入組、 同役相議して、四境御〆相定候、 入判の書様或ハ売買役銭の 数十日誠情相尽し、 全ク容易ならざる事ニ候、是に因 然るに四境ハ自 君慮、 四 四境 往古戦国につづ 自身四境へも . 境 の ト通 御法被 口留 御城 取 此旨委曲 何より何 御〆を書 りまての 立方、 番 下 小給 柏 旅 仰 隔

付旨申渡候、

委曲ハ大帳に記し置候間此所に筆略

但 買の荷物、 候てこれを扱、 を出し、何とそ旅人を不為相待、往来の足をとどめざる様出情いたすべきよし、且他国右入り来り候売 右肝文、国々往来の旅人泥ミこれなき様取扱候儀第一のぎ、入判をワたし候にもすみやかにこれ 中符の致様、 此御国え入り候てハ、我国もおなじ様に心を安んして致往来候様取扱可申由、 あるひハ役銭の取立、毛頭非分なる儀これなき様取量、惣じて旅人え情をかけ 悉ク書立

ほどのぎも候てこれを救ひ候いたしかたもあるべく候、兎角慈悲を本として相つとめ候時ハ、 人勾引ハしられざる事ながら、心をつけ候て取扱、若はなはだくるしみ候て、身命にもおよび おのづ 可申

を以申渡之

から此等の扱ひ方もあるべく候

但 御城下判所改所へ注進の上に、段々取量かたのぎ相記し、委細に申達ス、尤是ハ臨気応変段々の扱

ひ様もあるべく候間、判所改所の差図を相受ヶ可申旨達之

すべし、 病人取扱の儀ハ猶以大事にこれをいたワり、薬用の心遣、医者を招キ、いかにも懇に治療をい 尤緬道なる事なれども、人の命の大事をおもひ、 いさゝか疎意なく、 所の者共へも可及差図

候、 遠方なれば、 兼而薬をも備置候てこれをあたふべし

れども非人乞食やうの者、年中のゆききも多かるべし、左様の者共迄ハゆきとどかざる事なるべし、こ 旅人の内、よくよく飢に偪りたる者も有之候ハヽ、いつれか一飯をもあたへ是をたすけ可申候、然

れらのぎ兼而相心得居り、兎角して人の命を大事にすべし

●四境備銭

一四貫文ツヽ

右板谷口・綱木口・花沢口・糠野目口・中山口・小瀧口

萩野口・大滝口・玉川口・筑茂口・俎柳口 合 四十四貫文

弐貫五百文ツヽ、栃窪口・蓬戸口

弐貫文、黒鴨口

右之通御境番所え備銭として相渡置、 もあるべきか、尤遣ひ済候ハヽ其旨申出次第追々東町改所ゟ可相渡候 薬代を始飢を済ひ候節などの入料となし、草鞋など急迫の用心

●御領内廻勤 三手平番拾人

右追々 御境えも罷越、 御国風見聞申出候様被仰付、 風俗人情等の是非を見聞奉行所え直々申聞候様申達之 依之割合弐人計ツ、同伴御城下町々を相廻り段々往来の道筋在

右見聞心得之ヶ条左之通

候哉、夫に応じ旅籠の賄麁抹なることも候哉、商人共と手組押売等物の価不引合儀も候哉、 て隠して判銭を取り候儀も候哉、 よ遅々なく差出 今般大町へ 判所被相移候ところ、右取行に因て国々の旅人泥ミ候かなづまざるか、 往来の足をとめざる哉、随て宿屋共旅人取扱いづれに候哉、 旅籠木賃定之通ニ候か、又何とかあざむき定の外取り請ヶ候ことも 若シ旅人共をかたらひ候 且通 惣して旅人 判いよ

0) 取扱いかゝ哉、 いよいよ宿屋共貞心に旅人を憐ミ候哉、 竊に見聞可申出旨談之

もこれあるか、 方の者共旅人え対し存在理不尽なることもこれあり、 此度東町へ問屋相立候、右之差配イを以弥人馬無滞差出候か、且古来定の通賃銭を取 此儀御城下町々付出シにかきらず、 宿々馬次の事をも段々承り糺し可申出候旨達之 賃銭も多ク取り、 酒代等過分に貰ひ候ことなど り候哉、 若馬

今度東町へ改所を立、自他領の商人、売買役銭取立候、此儀ニ付而非分なる取扱もこれあり、旅人

め 細 等泥ミ候儀も有之候か、 ク出させ候儀も候哉、 いかた被 も候て、 人のくるしみ候儀も候ハヽ、其段虚実の構なく可申出候、将又四境口留番人えも段々の 仰付候、依之入判等出し候節、久敷旅人の相待せ候様なる儀も候哉、 あるひハ商人と相対の上御留物を出し、 且諸役銭増銭など出させ候様なる儀も候哉、 口留番私欲に惑ひ、 惣じて自他領売買の筋差支候子 随て役銭等定の外に多 御法に違ひ候事など

も候哉、

追々見聞可申出のよし達之

どこれある事も候由、 物、 ぐひ、あるひ櫛かうかい様のもの追落し候事なども有之由、又仏事の法具、たとへば位牌なども其役筋 の道筋にて、風呂包を九度までおろしさがされたるよし、いろいろ御国政をさみし、米沢様 **ら送り書これなく候へば、追ひ落し候よし、右に応し国々へ帰郷の手土産、** 候をふせぎのために候、然るに旅人のたもとふところまでもさがし、たとへば婚礼に用ひ候手箱 米穀を始め他領へ通し候を制し候ため見まハり、尤売買の諸品役銭をかだミ、無役にて他領 御扶持方、 或ハ同心組などより町場廻勤の者罷出、 かよふの鑿なることハあるまじきことに候、近年東公領之者、 御境通えも相廻り候、 少しの品々まても奪ひ候な 然るにこれ 当御城 **下町** 軽 御 キ奉公 八出 国 往 のた 中留 来

人衆を出され、

追剥を被成候など、種々譏り候由、これハ近き東の公領之者なればこそはなしもちかく

聞 多かるべきことにて候、此儀はなはだゆかしくおもハれ候、しかればこのたひ格別に廻勤被 候ことなど、一向きこえざる事ニ候、左候へばいかなることのいづれのぎありとてもしられざる事 面々、端々陰々の事までも、よく心を配り見聞有之、兎角して御国のおはぢに相成るべき事ハ、追々可 「へ候、此外数里をもどり候近国の旅人ハ ゆき流し、ゆくゑもしれぬことに候へば、御国政をさみし 仰付候

申出候由

但 本文之通二候へども、実に留物を隠してこれを通し、役銭をかだミて出さぬ商人共も多クあるべ

く候か、此虚実ハ容易にしられざる事なるべきか、しからば同心組より罷出候廻勤、ミなミなこまかな 追落ハ其品の軽少にても相知レ可申か、いづれ網の目より洩れ候小魚ハ、にがしやりてもあしかるま 候、然れば臨気応変の扱ひなるべきか、勿論売買役銭懸りの品々多少に因て、其沙汰あるべく家づとの るく相成ることなるべきか、此際何ともいたしにくきことにて候、仍て極てかくと差図にもおよび兼 る事ばかりもこれなき事なるべし、左候へば、右廻勤之出情をひとへにおさへても亦、御領内の御

じく候半か、何事も御国政きざめる事にては、其つもれるところ恐敷儀、謹てこれをおもふべきことな

るべきと追々申含候、

133

但 る物に候、ほどほどのぎ肝要なるべく候、老子の語に、小鮮をにるがことしと申事これあるよし、いつ れ心得べき事之余りに山のをくを尋ね、人里ちかく成りたると、よみたる歌もこれあり、ゆき過キても 此等の事共、 余りにさがしもとめて鑿なるときハ、いたしかたのこれなきことなども多クこれあ

初ら

とか枝もありと申ス発句なども御座候、

たれたれも鍛錬の人もあるまじく候か、 此度十人の廻勤 して御用を相弁し可申候、これに因て此儀ハ官府におひてのみち引に依て、兎にもかくにも参るべき の面々、元〆所書上を以被 唯官府おもひ入レの指揮に応じ精勤候へばだんだん其事に熟 仰付候、然るに文学の人のミにもかぎらず候へども、

おしゑ置候儀を大事に申含候

か、此度の肝文ハ御領内の者共、国々の旅人江対しかへすかへすも情なきことの是なき様に、下民等江

附 判所を始め、 **「無之候而ハ、半に廃れてゆきとどかざる事も多くこれあり候、これに因て十人の廻勤を以、始** 問屋改所等へ夫々くわしく書立を以申渡候へども、夫迄にうちすぎ、段々取り行の末

右乍恐 君上之御徳を国々におひて奉称候段、追々是を承知、一統飛揚嬉しきことに候、乍去御領内に

終の行ハれ候儀を重ク被

仰付候、

おひて国々の旅人相泥候儀もこれあり候てハ、 御国法もくらく御恥敷御事なるべく候、 然れ ば判 :所之

儀、 問屋改所之事、 四境等の儀ハ、遥々下モの事にて、 兼々 君上ハ 御存知不被成取量の 人儀に御言 座

候、 の罪に御座候、 へば御存知不被成事を、他国の人々にいわれ、 是に因て大町判所ら廻勤の五ヶ条に至り、 御徳を奉穢候儀、 此ケ条段々行ハれ候ときには、 千万残念之至、 御国 悉皆御 の御 政 外聞 事職

御家の御実儀共にいつれか相調可申候哉、 全く容易ならざる儀と存候、此故に御政事職之面々心を尽し、筋々無怠慢様に可及差図事に候、此儀 **乍去一国中および、** 他国まての事に候へば、大なることにて 時

Ŕ 万分の一も、この心あんばいに、 御国風ゆたかにして、国々の旅人も、ここに長ク止り度おもふほ

々君慮を被為添御威光を以永ク行ハれ候儀奉仰候、是俗美而、

どのお国に致度キことならす候也、尓し教レバ鳥けだものさへ芸が付キ候、況や人をや、是文学より成

ル所ならんか、 此故に十人の廻勤を出して国情を承り尽し其上思慮あるべき事に候

(上書)

邦畿 千呈 維民 所止

右是を以是を思へバ御国のおしゑの開かざるを悲むへき事に候

物豊也ト云々、此事およばざる事なれど

●養怒

追々此術さかんになるべき哉、是によつて教の人を立て、一統すヽめ候様にこれあるべきか、いまだ成 ルベし、乍去唯戸々門々にまかせ置たらんには、精一なるまじ、此故に官府において其みち引あらば、 ひなば、衰世をすくふ大業なるべきか、此故に戸々門々におひて、是をみち引て養ひ候ハヾ、必此事成 かや、然れば羽州のむかしより此地にも応ずる産なるべし、是に因て弥当国におひて蚕をさかんに養 とや、当世にいたるまて家々に繭玉をつくりて嘉例とす、ミな是、鎮守を祈りて、養蚕の栄えを祭ルと にやしなひて衣服とし、寒威をしのき候和漢のたからならずや、当国鎮守白子の明神に蚕の して見ざれば此大業の成れる所おぼつかなきことなり、しかしながらかヽる衰へ候御時節に当つて、 千万歳のむかし、西陵氏(皇帝之妃)蚕を養ひてより、本朝にもつたハリ、今におひて是をさかん 神 事あ

して始終の成れるところミな女の手に出て衣服を織成し、天下の人寒むからず候、此一術を以御家中

を富し給ふ等申事、いかなることに候哉、其業ハしらず候、然れども蚕を養ひ候事ハ、多ク女のワざに

これをよくよくみち引候ハヾ、成功ハ空しかるべからず候、いにしへの呂尚、管仲、

女功をすすめて国

の貧苦を済ひ候と申様なる事の成らざるにもあるまじく候か、何ンのみちにもアホランと、 只居て参

る事には有之間敷候

仲のむかしに習ひ候て、女功をすゝむると申時には、即養蚕の術にまされるワざはこれあるまじきこ ざ、いやしきことにてハならさる儀ハ申まても無御座候、さればこれまでの通りに成しおき候ハヾ、お 時も富メル人ハ冨ミ申候、然ればこゝにおひてハ、知行御借上の儀などにかゝハらざるぎも御座候か、 とヽそんじ候、蚕を養ひ、繭を取り、糸となし、絹を織り候、いとなみのことはたれたれもいやしみ申 のづからさもしきことをもなして飢寒をしのぐ人もあるまじき物にも無御座候、これに因て呂尚 別に其業をはけまして、家々を富し候と申ことハ、官府の教に始り可申候哉、しかし御家中のことワ によらざるところもこれあるべく候か、右につき国人を富し候と申ものハ、知行俸禄にもかけはなれ、 さ候へば富家ハ富家にて、貧家ハ貧家に候、これに因てつらつら相考候ところ、従来家々の の貧福ハ、又御時節にかヽハらざる所もこれあり候か、ご本領の時もふべんなる人ハふべん、 但 時節の盛衰につれて、 此地におひて見事に罷成るべきことに候、然れどもこれは家々にもより、人にもより、 御 家中の浮沈も相ワかれ候儀は 一統申までも無御座候、 知行の多少 御半領の 乍去抜

さず候、幸イ、

等のぎあらかぢめ心得べきことに候、彼是此一事とても行ハれ候と申日には広太なることに候へば、 成ると成らざるとの差別ハこれあるべく候、 且初よりよくなし候と申ことにてハこれなく候へば、 此

こ、にハ筆略、 別に此事をばした、め置候

右 て見候ハヽ、種々様々行路難なるべし、こゝをつらぬき通して、始終の成るところ肝要なるべく候、こ 当国江女功をすゝめて、 国人の貧苦を済候と申様なるぎ此等のたぐひにもあるべきか、

隣国高 れ知行の多少にもよらず、俸禄の高下にもかヽハらず、一統其業の成るところにも候半か、尤此儀其始 ハ先々官府 畑 の織田侯の家中ハ、旧領上州のところ、家々の富み候よし、これハなにゆへと申候へば、 0) 御世話にして往々家々におひてなれての上ハ、ひとりおのづから成就いたすべく候、 上州 御

などの有無にもかヽハらず、永久くちざる恒の産ともなるべきか、たれたれの家も、十分の 絹とて多分織り出して、 上州 の産となれるよし、これを以てこれを見れば、知行の多少、又物成御借 知行収: 納 上

御時節に候とも、 不残御借し被下候と申事ハ、今日の上に取り無明暗にて候、 夫にて満足の家と申ハ決て無之ことに候、況や於 御当家半知の御借上、 米 方銀方

御家中一統のくるしミを御助ケ被下候様ねかわしく候、此たんハ君家にお

ひ被下候一大業を御授け、

ひて御家中の匱乏を御苦に成され、 御世話をやかれて不被下候てハ中々以て成りかたきことにて候

尤およばぬことながら何をがなとおもひをこらし候より、古の教にもとづき女功の国を富し候と申儀

を片はし承り、養蚕の事をこゝに相記し候

所以耕織者以為本教 是故天子親率諸侯耕

帝籍田大夫士皆有功 業、

后妃率九嬪蚕於郊桑

於公田是以春秋冬夏

皆有麻枲糸繭功以力 婦教也是故丈夫不織

而衣婦人不耕而食 男女貿功以長生此聖人

之制也故敬時愛日非老 弗休非疾不息非死弗舎

管子日

農不耕民或為之饑 一女不織民或為之寒

右

養蚕之論

此事論談而己いまだ行ハれず

桑雅古

竊に地 分の処、 ぜるを見る、これハ栖嶋村のほとりに殖たる桑のふとり候事ハまとしからざるほどにおもひ候、 およびがたし、然れども安民のこゝろざしふかゝらば、此事のなるまじきにもあらず、此眼を以所々見 此地にすませたまふ事、民の父母のおこゝろなるべし、然れば老臣民の父母の御手役者と成て、此地に ず人の世に生キておれる本業なるよし、此故に此国に生れ候人々にくハせたり、着セたり、こゝろよく をおもハざることに候哉、かれこれ歎敷事ニ候、此ゆへに美作村々をめぐりありき、およばずながらも ことに候哉、是全く老臣の職として民をおもふの心うとく、復将吾国のあぶらの他国に流れ 桑を殖ルことのなきハ何ぞや、此故に蚕を養ふとき、近国最上領などより多分に桑を買もとめ候、 右人生衣食、一日もなくてならざることはたれたれもしらざるハなし、是農桑にありて、うえずこゝえ 利の事見分のところ、成るほど御当領ハ狭小にして殊に人少し、これに因て地力を尽す事にも 山林、 其地に応ズルところハ殊の外にさかえ候、たとへば尺余の桑を殖へ翌々年ハ七八尺にも長 川沢、 丘陵、墳衍、原隰の五土の地、なきにしもあらず、これに因て追々桑を殖てこゝ 出候こと 荒砥 何 0

の空地へ殖立候桑の事、たけに長ずるハすのしまむらにはおよばず、されど枝葉のしけりハあらとの

地 を尽して悉クしれるところに候へば、くわしくハ記さず候、然れば空地をえらみ、桑を殖て、 **少からず候、此等のぎ出役中のしれるところ、就中湯野川善次、古藤長左衛門など、みつから誠** も殖立候ところ、これもよくしげりて水難の害もこれなく候、いつれ三四年のほどに、葉桑計 ハあらざれども、 ハ却てまさるべきか、 数千の桑枯候事、おしくおもひ候へき、又鮎貝村の辺、これハ水辺をはなれ 然れども出水のとき此所を押て水腐となる、尤此等のことに心をくじき候に 其上養 0) 潤 情 益

これあるべき事ニ候、しかし幾度も仕損し見たらんにハ、其功もおのづから終イになるべく候か、 たしかた、蚕の手練などのよしあしにもより、あるひハなるゝとなれざるとのことにて、 の術をさかんにみち引候ハヽ、此一事計にても、一国の衰世患難ハ解かれ可申哉と存候、尤此 損益 殖立 の差別 前者

き事ならず候哉、 しかれば御家中のぎも屋敷々々の広狭に応し、先々しきりに桑を殖て是をさかんに

後者の手になることもあるべきか、禹の水をおさめたまふことなど相思ふべ

の指揮に成らずトテも、

終身終年心におもふとも、 又養蚕の術をみち引候ハヽ、往々患難を解かれ候儀もこれあるべきかとおもハる、 此苦難をのがれ可申候哉、これによつて上よりハ御家中の患難をお苦になされ、何とか御世 **唯むなしくおもふのミにて、其事業なくハ、ご家中の困窮い** 年来 ・つの世 0 困窮をの にか

ハ相解ケ、

もひ奉り候て 話をやかれ下され候ぎ、前にもしたヽめ候通に御座候、さ候へば御家中にてもいよいよ り相調ひ可申候哉、誠に是心力を尽すべき時なるべしとおもハれ候、且右の桑のぎ、野外村々少しくこ ヽろミ候計ニ候、 御家中の事ハいまだ少しも此事にいたらず候間、 君臣上下相思ふより、かヽる衰えたる国家のくるしみをも解かれ候事、 追々老臣心をくだき思慮いたすべ 和合の上よ 君家をお

但 貸して此元に備ふべきことにもあらず、別に愚慮をめくらすべき事ニ候 慮もこれあり候、尤是官府なしなしの金銀を費シて恵たまハるべきにもあらず、又ハ人の金銀など仮 是をなすにも御家中江の御助力、 元金の備もなくてハかなふへからず、此等のぎハ少々寸胸に愚

く候

○孟子に

五畆之宅樹之以桑、

五十者可以衣帛

是 先王乃道なるよし、 然ればなさでかなハぬ事なるべし、若シこれを行フ人の手なれずしてなすこ

とのあしきか、又土地に不相応などにて此業の成らざるか、或ハ算盤の損益にかヽハりて、遠キ慮をし らず、かれ是私智を以これを捨る人あらバ、聖人の教にたがふと云フなるべし、かよふに国家の衰ふる

と申ことも、いにしへの教えにしたがハざる事もや候半歟、よくよく思慮を尽し可申事に候、 何事も聖

人の教にはなれて、道を行フべきことはあるまじき事に候

撰苧とも云フ、青苧の内ヨリえらみ出して、上苧とす、

より生じ候青苧にて、 本朝の名産にして、此国の宝に候、しかるにかかるたからを生し候国の、かく衰へ候と申事ハ、い スことも疎く、南都小千谷の二国江おくるのミ、是に因てこの衰国を歎くの余りに能々おもへば、 なりしとや、今ハ賢クかかる業をなせりと申候、然るに此国におひて、青苧ハ生じながら白布に織 るゆへにや、奈良の旧都も富み、越後之小千谷もとめりとかや承る、小千谷ハ松山辺にてむかしハ頑愚 右奈良之晒布、小千谷之縮布、ミな是此国の青苧を以織り成して、天下の人これを着ざるハなし、 此地におひて晒布縮布を織り出スことならば、二ツ共二当国の産にも可相 此地 り成 かな 成

哉、 結構の布には成し得ず候共、 その織はじめ候ときハ結構におり出し候にもあるまじく候か、然れば此国においても織出し候始よ 右の二国ハ人の国の産を以て織成して其国を富し候事大なる事に候由、されど小千谷のちぢみも 日をつミ年をかさね候ハバいつれか国の青苧にて国より布を多分おり出

千万駄の青苧を反古にしてならワせ候ハバ終にハ織女の妙手も生じ可申候、そのゆへハむかし魯鈍 りし小千谷の者も縮布を織出し候事見つべきなり、是人智の開ヶ候事ハすると為ざるとのたがひ明ら りならハせ候ハバ、終には其功むなしかるべからず候、これに因て幾度も幾度もおしまず織そんじて 候時ハ安民の元なるべきとおもひ候、さ候へば貴きもいやしきも婦人女子のわざとしてしきりにお

但本文の通、小千谷にてハ人の国の産を以、 もこれを着るを見れば米沢の青苧なり、これに因てつくづくおもへば、此国の糸にて此国より布をお 吾国の産とし、 縮布を織成して貴人高家も召さる、 士庶人

ば あらず候、夫より一反と二反三反、月をかさね年を積ミ候へば、追々手練の際も上達し、二年過三年過 ればおりかたあしく候、さ候へば小千谷のちヾみなどに引合見れば百分ンの一にも成らず、 り出し候ときハ安民の元なるべし、ここにおひて一トとせ官府の世話とし織所を取立其得たる婦 ぬことにて候、しかし布ハぬのにて一反と成れるところ、着ればきられ候と申ものにて捨べきには **撰苧をあたへ、紡績のワざより経緯の條達、一反に織成候までの始終をこころミ候所、** 勿論 遠くおよ 初 Ö 事 共

候末には何とかちぢみの真似にも成り、その以後のおりかた周く世の人の着料にも相成候ほどの縮布

差登、 官府の 偪 おし移り候、然るに惜哉、初より此国の癖にて縮布 かしと愚慮をもめくらしたる事に候、 らば国人の手に引請ヶ候て白布を織、 とわず織り成し、 の生産を出し候には全く下モの力におよびかだし、此故に其初ハ官府におひてこれを成し、 れども、何とか勢ひも延びかたくぞ見ゆる、勿論これを以官府の御潤益になすべきとにハあらず、一国 練など見事におり成し候て、 も多く織出 捌かたをもこころミ候ところ、おもひしよりも望人もこれあると申様なるぎ、 みち引も精一に候ハバ必一国の産に可相成ことゝおもハれ候、此国のちぢみ江戸かたなどへ為 おもひこみにも成らず、これにてハ中々妙手の生すべき様もなし、かくまてに成し得たる事な 就中、下長井の婦人の内には上手もありて貴人高家の御召料にも相成候ぎ、 此事の成りて後、御家中および国人のワざに移し候までの儀を専ラ心を尽せる儀、 かれこれ余ほどさかんにも相成り候へき、 此儀女功を勧ムルの含ミ、又上州絹のぎなどのおもひよりにて、 ちぢみを出し候時ハ、 の価を論じ損益の差引を争ひ候、此故に諸 年来の困窮家々の貧乏を解ク端ともなれ 然れば此勢ひに乗じますます かたがた成就にも 島割 費用を 0) の手 然

見る人のおかしみもあるべく候、さ候へばよそのあざけりをもはつべきことに候、

かかることの業をもこころミたる事ニ候、

此外産業の品々にも取りかけ、

種々の儀に心をくばり候を

尓し前書毎々相認

候通、 事に候、 0) 人がたへゆるされ候共、 あらざるワざにも移り候事もやとこころもとなく候、 返し被下候とも、 始め、 御半領以来、追年国家衰へ御家中の半知などいつの世残らず御返しに可相成哉、尤半々 官府 のお世話にあらずしてハ此事ハ開ヶ申まじきと存候故、先々本文のごとくこころミたる 永々御家中本知安堵被 此節治生のたすけとも罷成候ハバ、一統の福なるべきとおもハれ候、これ 仰付候儀ハ、 然るに紡績のワざ、 無明の暗にて候、ここにおひて最早あるにも 養蚕の事などハ御 惜哉 家中 の事 -の婦 ハ御

の縮 此 多分に生じ候、又会津領にて近年青苧を生じ候、然る処 けるこそ残念に候、其後小千谷の人も来たり候へば、おもひ入にもかなハず打過候、かく迄にいたり候 又一とせ小千谷のちぢみ織をやとひ半途までつれ来たり候を、其里にて甚いとひ、これを引もとされ へば、以来取立候時には、必成就いたすべく候、且撰苧最上領にてもこれをまね候て殖置、これよりも 国の名産 布 米沢の撰苧にこれなく候てハ、小千谷にても織り得ざる事、 然るになにかれ損益の沙汰のミにて、先ツ々々半ハにして此事止ぬ、 米沢の撰苧にあらずして織出しがたきよし、小千谷の人の申けるを承る、さ候へばいよいよ なれば、地所を撰ひて殖立申度事ニ候、彼是繁多ゆへあらましをここにしるし置候、上品 当国の儀は、よくよく土地に応じ候か、 青苧所の者にも可相尋候 上品 ハそ 0)

ば今日の安楽ハたれ々々もこのミ、老子のおしえ、無為自然にして成りゆくまゝのごときハ、何とかこ 御本領の御半領に罷成候て、 ころよきことの様にもおもわれ候、されども百年来の衰、 フ一度済世の 見申さず候、夫レ国ハ国の国にして一人の国にあらずと申候得ば、此時に当て 相歎き申通に候、 御 取行振ひおこされ候と申事に無之候てハ、御先途ハいかゝ何とも無御心元候、 君家御時節相衰、 然ればとてもかくても此侭過き行き申事にてハ、 御家中および国民の困窮いやまし候次第、 此日にたたまり、 御領国被差上候外無之な 末々あかるきことハ相 君臣上下和合の上、最 前書段々繰言 左候

生 ど、至大なる御論の末にいたり、安々と打過キ、たゞ居て、此国家の相立可申様ハ無之儀とあきらめ申 候、古人の言葉に、 |ハ勤にありとこそ申候、さ候へば兎角つとめねば国家の御再興ハかたかるべく候、禹の股毛なしと 労スレバ佚シ、佚スレバ労スとかや、是即苦ハ楽の種子と申候事なるべし、故に民

申候ありがたく候、易に曰、天行健にして不息、ここを以てよく万物を生じ、 君子勤て不息、ここを以

の教、 て能ク其徳を成スと申候、唯是レ徳を積で行ハざれば、徳の用安民の事にとヽかず候、然るにいにしへ ても御請ハなり申さず候、是に因てこの御国に行ハれ候儀を、左に相記候、此一を以国人の患難を御す 和漢地利を尽スの一に止り候、然れども米沢の天地に応ぜざることは、聖賢のおしゑ給ふことに

●漆樹殖立

の木、此国の天地に相応して、能ク繁栄する事委曲申までもなく候、且又是を製スル事も人々のよく手 右漆の実穂を取て蝋に製スレバ、真夜をてらす名産にして人のしるところに候、 然るに幸なるかなこ

馴 夫々に被 儀数日論談を尽し、衆評相揃候上、委細奉窺 れ候て、たとひ数万の数にても手もつれなし、是故に安永六年御郡中へ漆樹百万本、あらたに殖立候 仰付、 殖立の仕様、 元金の配り等一冊に相認め是を樹様篇と号し、御用懸りの面々へ申伝 君慮、美作蒙 上意一統申渡候、 此節御用 懸リ役割等

候、委曲ハ此一冊に相見候間此所に筆略、

单 此百万本の漆の木、 右の木の実、 但是まて御群中に漆の木定数二十三万本に候、 蝋にしめさせ候へば、中勘につもり不少候、是を又御知行に直して積り候へば、 一本より 壱斗つづのなりかたにつもり候へば、此実穂弐拾弐万弐拾弐俵 百万本殖立ハ此定数の外に植立候様被 仰付 九万 に候

石ほどに候由御勘定頭申出候、

(一本漆の木より一升二升生り候もこれあり、又一斗二斗、或ハ壱俵弐

俵なる木もこれあり候、 仍右九万石の積りハ、随分内端に見て、 ならし壱斗つづの積ニ〆如此、

右の通に候へばこの百万本、さかんにしげり候ハゝ、益々

君慮のありがたき事もいつれか御取

行もこれあり、 人のくるしみをも御解キ下され候時にハ、御家の福なるべきとおもハる、然るときハ

君慮も相立、御家中も相立此上もなき御事なるべく候、

の積り、 木の実ハ年ぎりをいたし、先ツハ一年置に実穂をむすび候、然ばこの御潤益も又一ケ年置の御蔵 但本文通ただ居り候てハ相成申さぬ儀、とても濡レ手に粟を抓むと申様なることハあるまじく候 たとひ九万石が半々三ケ年の御出かたにても国家の潤沢に罷成ル事に候ハゝ、 誠情可相尽事

●漆の木数改の覚

に候、

弐拾六万四千弐百八十三本 郷村書上高

拾万七千五百九十壱本 郷村新植立安永元年ゟ五年迄

弐拾弐万千七十弐本 郷村改出し安永六年木数

小以

弐万三千八百七十壱本 百万本口新殖立東御長屋改相済分如上

右御家中屋敷、其外諸寺院并町々取合如此

三拾八万七千五百七拾八本 百万本口、 郷村新殖立、 安永六年ゟ天明二年まて改め高見済の分如上

小以

天明二

都合百万四千三百九拾五本 新古改高

右東御長屋書上爰ニ写

右当国漆ノ木ハ嚮にも相認候通、 呂尚管仲の魚塩なるべし、

〇大学に

有徳此有人 有人此有土

有土此有財

有財此有用

御家中半地御返

右此度一過御借上の銀方御返被成下候、 尤翌年

ら

又

如

元
御

借

上

被 仰付け候

但御借上つづき御家中困窮いやまし候段御歎被 思召、 御手元御艱難の内ゟ御返被成下、

●保之助様御養君

右 思召、重定公御覧息方之内、 当君御事、 秋月侯の御末子ニ被成御座候処 治憲公御養君に被成、 重定公御深恩を以御国を御授リ被成候儀御感悦被 末々御家督御譲可被進旨被 仰進候処、 はなはだ

但御妾腹御懐妊、 いまた御出産前に御養君御定の儀、深 君慮にて大なる御孝行なるべく候、誠に是

御報恩の重キ所一統奉感心候

被感、

毎々相談相和シ候上

保之助様御養子に御定

学問所御取立

司徒契也之官おしえを司て、五倫の道を天下の人に教へたまふよし、夏世よりこのかた、所々に学問所 右和漢学校の設けそのより来ル事久しきことなるよし、追々先生方の談を承り伝へ候ところ、 舜の時

稽古場をこしらへて、天下の民をおしゑ、 且夏殷周の三代校序庠ミ那人倫を明らかにする道なるよし、

(校ハ教也、序ハ射なり、庠ハ養也

乃雀 ありしよし、淳和院装学院等、 天子に辟雝と云、 ハ蒙求を囀ルと申ス事も、ミな是文学盛大なる事を申スべきため、 諸侯に領宮ト云、かれこれ其製古書に詳なるよし、本朝の制、 学館の称号なるよし、勧学院(京三条の北、 仮りもとめての言葉なるべく 壬生の西に在りと申候)、 むかし京師に大学寮是

候、 孝謙天皇、宝字元年四月詔ニ云ク、

古者治民安国必以孝為理、百行之本莫先於慈、 宜令天下家職孝経一本精勤 **海習書**

是孝の一事、一国におゐて行ハれ候ハゝ、誠に安国乃元、至大なる事にてこれあるべく候、 しへ六十六ケ国にミな一ケ所ツヽ国学相立たる事なるよし、古書にも相見候、又社学と申ハ、民間乃学 此故にいに

校の名なるよし、 此外和漢学校の設け多ク有之、 世々乃制不遑枚挙

右和漢乃事かくのごとくに候、然れば国人をおしえずして、御治国の道可相立様無御 かなる儀と存候、これによつて、竊に学問所之儀相含候へども、宝暦御代などおよびもなく、 しく打過候処、 治憲公御文学に御長し 御大慮之御賢徳を以学舘御取立之儀被仰出、 学寮等御作事成 陸儀 年月むな 申 もおろ

姓、 乃面 勤、 就之上、提学、 御右筆、 且又片山学士、 々毎朝々々学館へ罷出候故、 御仲ケ間、 都講、 神保提学、 典籍を始め、 三手中、 講談定日を以席を開キ、 および諸組之面々、志次第、 読書生座に満チ候儀、 段々入館被 仰付、 追々盛ン成事にも可相成候か、 何もへ御手当金、 高家衆、 講談聴講として何も々々出席、 奉行中、 幷日々の御賄等被成下、 侍頭中、 其外侍組を始、 是、 偏 に 随て幼年 大小 各精 君

哉、 上乃御賢徳を以、 も爰にはじまり、 をいだき候、然れば百年来相衰へたる御時節の相直り候と申事も、 是学館の精勤にこれあるべき哉、其上当館より人才を生じ候時ハ、尤是御国の宝、何かこれより大 此国ハ元より山中辺土、東夷の風も相残りたる事なるべきを、 孝悌忠信之教も周クゆきワたり候ハゝ風を移し、 御国の教も相開ケ候儀、老臣多年之大願こヽに成リて、飛揚欣躍はなはだ歓喜之思ひ 御国乃教相開ケ候時には、仁義の道 俗を易ルなど申ことのこれあるよ 必学館に起り可申か、 誠に時なる

●武芸所御取立

なるべき哉、さ候へば、今般学問所御取立の儀は、

御治国安民の元と奉恐悦候

右いくさは国家乃存亡、 国人生死乃かヽるところ、尤以御家におゐひて、是に過たる御大事と申スハこ

ろかなる事に候、 名、天下に高く相聞、古今乃人しらざるハなし、然れば其 太平乃日 まてもなく候、 れなきことに候、 1の御用、 然れば御国の立ツと申も亡ブルと申も、軍の一ト勝負の上にもワかれ可申事に候 心ハ即御家御安全の御備にして、 随て御家中の諸士、多クハ越後以来先祖々々の武勇軍功の子孫、 一度の軍にも、御物入も夥しきことなるべし、又国民の愁苦もはなはだしきことは申 誠に御武門の大本なるよし、 御子孫様におひて武道御修行 就中 、今も ハ中々申 武尊公の 御家に属 もお 御武 ば

て、 御家中一 御恩光を忝フス、然れば是非に軍術の事修練なく候てハ、奉対 子孫におよび候ても、 統怠慢の事もやと被 我道を無怠慢出情可仕事ニ候、乍去太平に安ンし候事も人情の常に候へば、 思召候、是に因て、今般二之丸御長屋之内補理、武芸所となし、 御家候て非本意候、 是先祖 江

の面

夕此

所におひて、

射、

騎、

剱、

鎗乃業を修行可仕候旨被

仰出候

但、 南 可仕候旨 軍 学 の事ハ兵家者流そのみちを伝へ候儀、子孫ハ申におよばず門弟を教候事、 仰付候、 君上にも軍者、 益田十左衛門へ御師範被 仰付、 不残御伝法被為済候 弥怠慢なく、 誠情指

有 邦に在ても必講し、家に在ても必講スとかや、此故に戦闘習ハずんばあるべからず、是古の道也と 治に乱をワすれずと申事も、 常に軍用の備あれば克ク至治をなすと申ことは、 即武乃威徳なるよ

申候、 ツの利を備ひ候と申スも、常に ク生キて忠孝も亦相立べし、 弥 然れば天下に事ありて、 御先祖様 の御武威もか 此儀 将軍御指揮の下夕におひて、 、、やき ハ 君臣和合、死ねころせの中々にして、しかも其軍術に鍛錬する事大 君も臣も太平無事の日乃修行にありて、 御家御長久乃元なるべし、次に御家中も軍に勝 其対し給ふ所乃いくさに御勝チ被成候時 百度た、かひ百度勝 候時 は長

御養ひ置かれ、 事なるべし、此儀ハ御軍令も審に、 しく孫子に是あると承る、扨不敗の地と申て、別にその地のあるにあらず、不戦前に勝ツと申が大事乃 御家中一統おもひつき奉り候ぎ、是ミな不敗の地に立ツと申事なるよし、この儀ハくわ 御賞罰明らかに、武具、 馬具の兵器も調ひ、常々諸士を御情ふかく

一句なるよし、

がおしく成りそふなるものに候、この故に、ワれ人常に軍学乃修行、 武芸出情いたしたきと申ス事ハ、 但無事乃日、安閑とくらし候ハ、たれたれもこヽろやすき事ながら、いまにもいくさと申さば、

不戦前に勝ツの利を備ふと申ス心なるべきか、 にも当ルベきか、深く相思ふべき事ニ候 然れば本文に相認候武芸所ハ、是不敗の地乃百分ンの

俄に命

●大検御取行

有 を始め、 御家中困窮におよび候付而患難御済ひのため、 佳節等惣じて年中の御行事御大略、 依之 今般御節倹被 御手元御近習等、 仰出候、五ケ年の間 御人少、 日夜 の御不自 ハ年始之御規式 由 彼是之

御艱難奉惻候、 随而御家中諸役人勤方等御ゆるめ、 所々番衆の番間も御差延、 毎々御手当被成下候、 委

細ハ別冊に相記候故此所に筆略

但、 五ケ年相済候上、 年始の御規式を始め、 御大略のケ条之内如元々復し候様、心力を尽し可申候、 仰出候年限の儀は かくま 是非に

で重キ 思召を以御難行苦行恐入、 一刻も早く奉安 君慮度候間、 各命にかけて可致精勤之旨申合候

)御家中本知安堵之密論

先祖の軍功、 下候儀は無之、凡三十年余うちつヽきたる御借上に、 右寛延二年ゟ半知御借上被 勤功に因て被宛行候知行、 仰付、 尤其内稀々半々御返しの年も有之候得共、 永久半知御借上被差置候て、 一御家中次第に相衰へ難儀之躰に罷成候、 いつを限りとも不相知事にてハ、 米方銀方不残 御 然ば先祖 此返し被

候、 御治国 是言葉には尽しかたく候、 御時節 の道も不相立儀ハ申迄も無御座候、 此儀年来の執政職も手を置候儀と相見候、 のしかるゆえん止事なく、水のひきゝへくたるがことく、 **尤いつれか智力も御座候ハゝ誠情相尽し可申ことに候へども、元より文盲不徳の** 尤 当君御代初て相衰候と申事ニハ毛頭無御座、 依之 君上御寝食不安、年来之御艱難も万々奉惻候 左様御座候へば、当時之拙生等、 いかんとも可被成様これなき御こ 御半領以来往々 兎向におよびがた 成りゆき 御 罪 恐入 彼

成り行キ申儀ニ候哉、何分末のくらき事にて、心ぼそきことなるべく候、これに依てより々々 **うちあかし可申達様もこれなく、 手元きり、** にくらく、年々の差引等はなはだ無覚束候、 相尽し、 候計に御座候、 御家中 扨亦つらつら相考候ところ、只不徳の罪を恐入候計にても国家は相済ミ不申候 へ半知御返し被成下候儀、 一冊に組立、今般入 同役の内談までの事ニ候へども、 然れども内密のことに候へば、 御覧候、 尤愚慮之寸胸と申、 御勝手懸り御勘定頭 一ト先ツ 君上御手元 第 同 v 役 広ク 算勘 内談 か

但、 本文の ₩ 別紙に留置候付而委曲此処に致筆略候、 且又御家中 へ半知御返しの組立 初年には 米方

差上置候

も銀方も無残り御返し被成下、 年来の患難を御解キ被下、 翌年よりハ銀方計つべひて年々御返しの割

合に相したゝめ差上候、 何とぞ年々米銀共にミなミな御返し被下候様取量申度儀と相含候へども、 君

御座候、 家の重キ御国用を相欠キ、 後年に至リ百万本漆ノ樹成就候上には、御家中本知安堵被 御家中計御恵被成下候儀はいまたゆきとどき不申候故、 仰付候儀も可罷成候哉、 無是非右之組立 此儀 ハ計 に

是までのおつヾきかた御国用を以御返し可被下様ハ決て不相成事ニ候、 かたく候故、 先々木の実の事ハ 君上へは不申上候、又五ケ年程相過候て御家中へ御返し物の 仍相定ル御蔵納 組立ハ、 年々の

御出かたを以格別に割合候

○米方引除

永々

四百弐拾七石五斗九升三合四夕 安永元年辰年、 郷村荒地起方引除置候分、 年々の出かた

永々

九十四石八斗五升五合

水帳書改の上、 地方引合、 出かた増分

永々

百四十四石壱斗六升八合五夕九才 安永四未年、

郷村荒地起方

永々

七十五石三斗八升五合

安永五申年、 郷村起方

永々

弐百三石九斗九升

瑞耀院様御卒去付而、

三田へ被進候御物成引除

右俵に〆 九百四拾五石九斗九升壱合九夕九才、

弐千百弐俵九升壱合九夕九才

金方引除ケ

百八拾三両弐分

安永元辰年、

郷村之分出かた増

永々

永 六十三文

永々

二百四拾七両三分

安永四未年毛継起方の出かたまし

永 百八十八文

永々

十九両壱分

水帳書改ニ付而地方引合の上出かたまし

永 四十四文

永々

五十四両

永 百三十三文

永々

安永五年、六年水帳書改二付而地方引合の上

出かたまし

永 三十三文

二百九拾九両

御附之江戸御擬百八両三分卜永二百四十三文

瑞耀院様御卒去二付、御仕切金百八十両、幷

三田ハ小道具之者、御擬弐両ト永四十文

五ケ年ノ内計

四拾八両

御本丸御近習三人、御茶道、御小坊主三人

永 弐百弐文

南御殿御小姓二人、坊主一人、御減少

六分三リン

御擬の分出かた引除

かたに不相成候、乍去五ケ年相畳め置御返し物、引足可申

但、これハ五ケ年の内計御出かた、御節倹の年限相済候へば元々の通被

召仕候付而末々まての御出

五ケ年ノ内計

四十七両弐分

永 二百二十二文二分

白金御付 羽生田

羽生田三清

凹三清 髙橋文栄、御膳部二人

御減少、江戸御擬之分出かた如上

《八百九十九両三分》

永 百三十五文八分三リン

千五百両

郡奉行所量を以代官所引除金

×

合 弐千七百五拾両余

初 是を五ケ年かさねて貯置べし、前ノ米 百万本ノ漆の木、 .年ハ半知米方銀方一同に不残御返し可被下候、二年目ゟハ銀方計年々つヾゐて御返し可被下候、 盛ンになりなば、此御国産をも相加イ弥勢ひをまし、 **弐千百弐俵九升余** これも五ケ年かさねて積置べし、 本知安堵仕候様被 仰付、 是を以 むか 且.

以上

しの

御家に復し候様行れ可申事ニ候

五ケ年ノ積ル所、 壱万千弐百十八両余、 是を以御家中之困窮御救可被成下候

)世禄内会取立 非官府世禄之困窮相解候内役場也

奉称候 御 右 居ス、此等のたぐひ往々其数も多ク可相成哉と歎ケ敷事に候、然るところ国々におひて、君上乃御 張ラズ、玄冬の天も臥具を着サズ、猶又極難乃方ハ家を毀チて遠村に蟄居し、或ハ本宅を売て長屋に住 実意ハ申におよばず、 年来之御借上に一統内証相衰、就中高家大家、 由追 々 相聞候処、 外見国々へ聞、いかゝこれあるべきか多キ家々不覚の人々もこれあるべきか それに引ちがひ候て従来重キ家々御膝元より傾き倒れ候と申事にてハ、乍恐 世禄の家々患難に偪リ、其内には盛夏の天も蚊屋を に徳を

ら此事 聞などこれあり候時ハ、重畳恐入老臣の罪に止りたる事に候、乍去此事他国へなにと申ワけも成るま あり候とも、 べし、これなんいわゆる荘子の寓言に轍鮒のたとえ乃ことくなるべきか、然らば半知御 持こたえ候儀大事の際に相成候、然れば四五年過候て、たとひ宝の山に登ル事ニ候ても、年月ただよ じく、老臣の罪ミにても他の老臣もこれなきことに候へば、これとても亦御家の御恥にか 且 りがたき御恵乃ことも其甲斐もあるまじく候半か、千万残念なることに候、右につき種々思慮を凝し、 りに、よワりはてたる家々に候へば、山上には登り得ズ、半途にふし、麓に倒れ候と申様なることなる 知御返し被下候組立ニ候得は、異変もこれなく候へば、やがて患難も相解ケ可申ことに候、しかしなが もこれなく、此際至極むつかしく寸胸をくるしめ候、然るに前の條件にも相認め候通り、近年中 れを御恵ミ被成下候と申事にもおよびがたく、されば重キ組並のたをれ候をそれまでに打過キ可 にも御家中立がたきと申日にハ全体不軽御事なるべく候、これに因て追々愚慮を尽し候得共、 ハ老臣乃取行あしく御家中も難儀におよび申事に候へばかたがた君上御存知不被成儀を、 内密に候へば相洩しなにとあらハし候て相通し可申様もこれなく候、さ候へば近年之内家々を 四五年乃後ハ何も々々干魚と成ツて魚店につるさるヽなるべきか、さ候へばかくまであ 返し かり、 兎角 Ō 御沙汰 一には半 急々こ v うれ 申 0) 風

同役中彼是内談を尽し候処、 候儀と申、老臣切に取扱可申様も無之候間、 これなく、 世禄の家々四五年内いつれか補ひ候積りに内談を極め、 一得一失のことながら軽重の二ツ、重キを取り候外ハこれあるまじく候間、 何の道にも捨置可申様もこれなく、尤八方よろしく相調ひ候了簡トテハ 右の次第御内々及御沙汰候上、 且御家中の艱難ハ、 老臣の心得を以侍頭中 君上兼々御苦に被成 此度愚慮を尽 へ度

内会所

K

内意申談候、

此儀頭中も安喜これあり候故、

内々取行ひ候次第左の通

取立

有 主水町、 元芋川の旧宅を補理、 内会所に定ム

九百両 元 金ノ

追 而別口ヨリ弐百金引足ス

御勘

候事、 有 奉行所内々申 定頭の内、 寺嶋権右衛門・寺嶋吉左衛門・吉井忠左衛門へ世禄の家々を仕送り、 頼候処、 領掌有之、此三人内会所へ日々片向キ出席、 侍組知行を引請、 急難を相 年中のつぐ 解キ

きかた助情有之候、 侍頭中· 内会所出席有之、 右付而要用金も此三人ら内借之上、 組中取扱、 家々の極難被相 多勢の患難相凌候 解候

但最前日々出席、 各内評の上夫々及差図候、 追而ハ定日も相立 時 々出 席

五組ノ内二三人出席、 頭中につべき仲ケ間の家事内談の上、 追々患難被相解 候

内 世事に馴れ候衆中を侍頭中頼を以、 内会所へ出席、三人の御勘定頭へ相会し、 段々論談の上家々の

大小姓之内、

御仲ケ間之内、

其外御役人の嫡子の

右列々計にてハゆきとどかざる儀も有之候故、

難渋被相凌候

御扶持方の内ゟも追々二三人頼の上、 前同断内会所へ出席

右之通内々各出席、段々深実に助情有之、なにとかかたむく家々を相保候、 勿論彼是十分相満たる事ニ

ハこれなく候へども、 出席之面々にも別而の出情有之、 無是非取凌、 当日のくらしかた取配候計に候、右二付而奉行所占も内意を申通 四五ケ年の間、 世禄の家々取立候

物御家中御恵

仰付候、 右年来知行俸禄就御借上、家々内証二及難儀候付而、 尤割合配当少分なることに候得共、 常々 君上御身をくるしめられ、 今般有司諸役を始め、 組々一 御家中乃患難御恵被成 統不洩様金銭拝借 被

下候、 然ればいづれか取凌家事をも相保候様頭々へ申談之

但四五年過候上には半知御返し被下候、御内々の御治定に候へども、これハ御内密之儀、 して申きかセベき様も無之儀、 当時此事 頭

料

ハ無之、

半知も御家中一統に御借上被

仰付候儀、彼是以つヾきがたき事ニ候、然れども重キ御時節

一段々に相減、近年に至候てハ、壱人扶持も不被下、

御役

但古来奉行職、五七十人扶持計ツヽ被下候所、

付、 借被 度の会席、 重キ御用ニ付而、 々夜々御国政に心力を尽し、且常々多人数の出入無疎意取扱、人心を進めて御用向精勤ならしめ。或数 右年来御借 奉行中御 江戸御家老ハ当時之御擬も有之、年数も無之候故、 仰付 或金主応対等、かれこれ年来之費へ、別而惻ミ被 候 恵 上中重キ御役精勤、 無二之尽丹精、年月国家之大患を凌き、別而繁多なる御用共取量、 扨又当節家々難儀におよび候故、乍少分其内の補ひまてに、本文之通拝 内外之費用難渋たるべく被 御役違旁五十金拝借被 思召候、 思召、国老三人へ金百両ツヽ 就中宝暦のすえつころより御家 仰付 家事をも相捨、 拝借 被仰 日

幷下々召仕等に至る迄、 兎角之儀を申上候てハ非本意候故差扣候、 人少不相成、彼是つもるところの患難、 **乍去当御役につき候てハ、年中内外之費用不少、** 必止と相偪り候所、 今度格別之御手当

被成下候儀、御深恩之至難有御事に候

●平洲先生御請待

乃事に候故、 の上学館の制被相定、 を以学館におひて函丈御講談御家中之諸士、来たりあつまり是を聴聞、 も元より深キ志を以教の道も丁寧反復にして別て深実に賢慮を被相尽候儀無他事候、 のため御国元へ先生御拓請之儀、段々厚ク御頼のところ領掌有之、此度米沢へ二夕度ヒ下国、 右嚮に文学の稽古所御取立之処、 周クゆきと、かざることに候処、今般猶々御国に教のも相開ケ候様、深く御頼之処、 興譲館と称号、 御作事大半成就、 且明和八年下向の時、 依之舘中之式学生之立方、入館之次第等、 一ト通り文学の教もこれあり候得共、 往々とうとき孝悌乃教もここ 仍各勧学且定日 彼是論談 彼是教示 先生 初て

但、

朝之出席五百人、

或七百人、

此着到学館二留置、

且函丈御下向の儀も委曲御政治所に記し置

に起りて国人感服

)世子御縁定

有 尾州様御養女御縁定被進度由、 御内慮に因て、大殿様奉始江戸米沢上々様方御相談之所、 御重 縁之

儀、 宗侯乃御事彼是目出度御取組乃儀に候間、 御内談相和し、 弥今般御内縁被相定候

時は、 但、 兼々、 御当方御治国の道も不相立事ニ候、依之此旨御有様に被仰入、御入輿の上御大略の手 市谷へも被仰上候通、 年来相衰候御家御取直乃御時節之事二候所、 御大家の御家風相移 風に被成度 り候

市谷御家老中まで美作を以被仰遣候所、 市買御用人中数度懸合之上、弥右之通御承知、 御婚礼以来

之御仕成、 委細ケ条書を以被仰合 单

御政務所御取立

有

此処御国政取行候

是迄二之丸に相立候御政事所を、 三之丸東大手脇へ被相移、 奉行中を始, 有司諸役日々出勤、 於

但、古来奉行所に格々に役所を構ひ、役所役二人ツヽ、留書二人ツヽ相詰候、 ろ累年国家相衰候故を以、宝暦七年中、二之丸古キ御殿を補理、三ケ所の役所を一ケ所に成し、六人之 御国事取量候、

どかず候、依之今般追手脇へ御政事所被相移候儀、 体政所の建方に無之候ゆへ、板囲、屏風仕切等、一過の取繕ヒ仮りの設ケに候、此故に御国事もゆきと 本文之通ニ候、乍去これも往古の官舎、 仮の補理に

役所役、六人の留書、添出役も有之出席、大細万事の御国務行ハれ候、然る処元より古御殿の事にて全

候得は、本式之建方には有ず候、本朝のいにしへ、諸寮諸識、百官之立方、四分等の官制見つべき事ニ

別、 候、是を以是を相考候処、悉く寮々可被相移事に候半歟、尤天下之治め、国の治め、或ハ大国小国 小大乃違ひハ候共、国乃治めハ同然の事なるべく候、然れば後来必御政事所の制あらたに御立かた 一の差

もこれあるべきか、後乃人ふかく是を可被相思事に候

国政談下 終わり)

=
=
71
7
7
~

治国安民, 8, 19, 33, 90, 93, 96, 100, 101, 154	96, 100, 101, 107, 153, 157, 169	治国, 5, 8, 10, 11, 14, 19, 33, 44, 61, 84, 90, 93,
	富国安民, 13	富国, 13, 40